

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第1章 総則 (用語の定義) 第3条 (略)		第1章 総則 (用語の定義) 第3条 (略)	
用語	意味	用語	意味
1～32 (略)	(略)	1～32 (略)	(略)
33 データ伝送サービス	当社のデータ伝送サービス契約約款(以下「データ伝送サービス契約約款」といいます。)に基づいて主としてデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス	33 削除	
34～99 (略)	(略)	34～99 (略)	(略)
100 固定無線通信網	固定無線アクセス方式(降雨・降雪・濃霧その他の天候不順又は障害物等により、その通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下「固定無線アクセス方式に起因する事象」といいます。))となる場合があるものをいいます。)によるデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備(固定無線基地局伝送路収容装置、固定無線通信網終端装置(固定無線通信網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。))、その間の伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属装置に限ります。)	100 削除	
101 固定無線基地局伝送路	固定無線宅内設備(固定無線基地局との間で固定無線アクセス方式によりデータ通信を行うものをいいます。))と固定無線基地局伝送路収容装置との間の電気通信回線設備であって、固定無線基地局、光信号端末回線及び光信号電気信号変換装置により構成されるもの	101 削除	

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1) (略)	(略)
(1)－2 MDF又は当社の局内スプリッタ	他事業者が設置する局内スプリッタ若しくはDSL装置と端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。以下この欄において同じとします。))との間に設置されるMDF(端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。))の他事業者側端子又は他事業者のDSL装置と当社の局内スプリッタの間の当社配分架の他事業者側コネクタ
(1)－3～(1)－4 (略)	(略)

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1) (略)	(略)
(1)－2 MDF	他事業者が設置する局内スプリッタ若しくはDSL装置と端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。以下この欄において同じとします。))との間に設置されるMDF(端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。))の他事業者側端子
(1)－3～(1)－4 (略)	(略)

(2) 端末回線を収容する伝送装置	端末回線(以下この欄において固定無線通信網に係る電気通信設備を含みます。)を収容する伝送装置(伝送速度の制御が可能なものに限ります。)と他事業者の設置する交換設備若しくはその付属設備との間の当社配分架の他事業者側端子若しくはコネクタ、当該伝送装置の他事業者側端子又は端末回線を収容する伝送装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
-------------------	---

(2) 端末回線を収容する伝送装置	端末回線を収容する伝送装置(伝送速度の制御が可能なものに限ります。)と他事業者の設置する交換設備若しくはその付属設備との間の当社配分架の他事業者側端子若しくはコネクタ、当該伝送装置の他事業者側端子又は端末回線を収容する伝送装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
-------------------	--

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3  
1～5(略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあつては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあつては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあつては2架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。)、MDF端子にあつては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えるを得ないとき等の特別な事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

- (1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき
- (2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率(接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。)が0.5に満たないとき

7～8(略)

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き  
(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3  
1～5(略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあつては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあつては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあつては空き場所の量が6基準架以上18基準架未満のときは3架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。)、空き場所の量が6基準架未満のときは2架、MDF端子にあつては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えるを得ないとき等の特別な事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

- (1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき
- (2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率(接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。)が0.5に満たないとき

7～8(略)

9 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であつて通信用建物内に相互接続点を設置しようとするときは、第1項に規定する相互接続点の調査及びその設置の申込みと併せて、通信用建物に当社が

(相互接続点の設置)

第 10 条の 4 接続申込者は、前条第 5 項又は第 6 項に規定する回答を当社が行った日から 6 ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第 95 条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第 1 項第 1 号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表 3（様式）様式第 5-2 の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第 5 項又は第 6 項に規定する回答を当社が行った日から 9 ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第 5 項又は第 6 項に規定する回答を当社が行った日から 6 ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間（当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。）内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第 5 項又は第 6 項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第 1 項に規定す

現に設置しているラック（以下、「当社ラック」といいます。）における接続に必要な装置等の設置の可否についての調査の申込み及びその設置の申込みを行うことができます。

10 当社は、前項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みがあったときは、当社ラックにおいて接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを前項に規定する書面に添付することを要すものとし、その通信用建物内に接続に必要な装置等を設置するために接続申込者が準備するラック（以下、他事業者ラックといいます。）現に設置している他事業者ラックがあるときは、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置することができないと判断した理由を証する書面の提示等を要します。

11 当社は、前項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、その通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨の回答を行い、その回答をもって第 9 項に規定する当社ラックにおける接続に必要な装置等の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、当社ラックにおいて接続に必要な装置等を設置するための空き場所（当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量に係るものとします。以下本項において同じとします。）を保留します。

ただし、当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1) 他事業者ラックが新たに設置できるとき

(2) 他事業者ラックが現に設置されているときであって、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置できるとき

(3) 当社ラックにおいてその接続に必要な装置等を設置できるスペースが確保できないこと

(4) 接続に必要な装置等をその当社ラックに設置することにより、当社ラックの強度不足若しくは損壊等、当社ラックの機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること又は当社ラックに設置するその他の装置の損壊等、その他の装置の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること

(5) 第 5 項第 3 号から第 9 号に規定する条件のいずれかに該当すること

12 第 4 項及び第 7 項の規定は、第 9 項の場合に準用します。

(相互接続点の設置)

第 10 条の 4 接続申込者は、前条第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から 6 ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第 95 条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第 1 項第 1 号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表 3（様式）様式第 5-2 の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から 9 ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から 6 ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間（当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。）内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第 1 項

る相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

3 (略)

4 前項に規定する工事を完了することを要する期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項又は第6項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)

第10条の5 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 (略)

4 前各項の規定は、当社が第10条の3第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合に準用します。

(準用)

第10条の8 第11条(事前調査の申込み)第4項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項、同条第2項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)の場合に準用します。

### 第3章 協定の締結手続き等

#### 第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

(1)～(3) (略)

(4) 主務官庁が監督する電気通信事業に係る公益法人(民法第34条の規定により設立された法人をいいます。)の確認を受けていること。

### 第3章の2 一括申込み

(一括申込み)

に規定する相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

3 (略)

4 前項に規定する工事を完了することを要する期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)

第10条の5 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するとき又は同条第11項により当社ラックに接続に必要な装置等を設置可能と回答した当社ラックに接続に必要な設備を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項又は第11項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 (略)

4 前各項の規定は、当社が第10条の3第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合又は同条第12項により同条第7項の規定を準用し通知をした場合に準用します。

(準用)

第10条の8 第11条(事前調査の申込み)第4項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項、同条第2項、同条第9項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)の場合に準用します。

### 第3章 協定の締結手続き等

#### 第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

(1)～(3) (略)

(4) 一般社団法人テレコムサービス協会の確認を受けていること。

### 第3章の2 一括申込み

(一括申込み)

第 37 条の 5 接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求めること（以下「一括申込み」といいます。）ができます。この場合において、当社は、第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 5 項、第 10 条の 13（電柱添架の申込み）第 2 項又は第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 2 項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないもの含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

- (1) 第 10 条の 3 第 1 項
- (2) 第 10 条の 13 第 1 項
- (3) 第 34 条の 2 第 1 項
- (4) 第 10 条の 3 第 1 項及び第 34 条の 2 第 1 項

## 第 9 章 接続等の一時中断、停止及び中止

（接続の中止）

第 61 条 1～2 （略）

2 当社は、前項の規定により接続を中止するときは、接続の中止に係る技術的条件の変更認可申請の 1 年前までに書面により、その理由及び接続を中止する予定の日を協定事業者に通知します。

3 当社は、協定事業者が DSL 回線と接続する場合において、DSL 回線を含む端末系伝送路設備（以下この条において「端末回線伝送路設備」）を撤去するときは、接続を中止します。この場合において、当社は、端末回線伝送路設備の撤去開始の原則 4 年前（期間の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。）までに、その情報を協定事業者に提供するものとし、当社が DSL 回線を撤去する際には、撤去前に利用している DSL サービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線（光信号方式のものに限ります。）を使用した新たな代替サービス等（以下この条において「代替サービス」）を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。ただし、次の各号の場合は、この限りではありません。

- (1) ～ (2) （略）
- (3) 第 1 号及び第 2 号に規定する以外の場合であって、当社が緊急に端末回線伝送路設備の撤去を行わなければならない場合であって、当社とその端末回線に接続する協定事業者間で端末回線伝送路設備の撤去についての協議が調った場合（協議が調わない場合であって、事業法第 35 条の規定に基づく総務大臣の裁定又は同法第 155 条の規定に基づく電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」といいます。）による仲裁判断がなされたときは、その裁定又は仲裁判断において当該伝送路設備の撤去が妥当とされた場合を含みます。）

## 第 10 章 料金等

### 第 2 節 接続料金の支払義務

（定額制の網使用料の支払義務）

第 64 条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。

- (1) （略）
- (2) 通信路設定伝送機能等（端末回線伝送機能（2-1-1-1-1 第 3 欄、第 6 欄、第 8 欄及び第 9 欄に係るものに限ります。）、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。）の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から

第 37 条の 5 接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求めること（以下「一括申込み」といいます。）ができます。この場合において、当社は、第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 5 項、第 10 条の 13（電柱添架の申込み）第 2 項又は第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 2 項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないもの含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

- (1) 第 10 条の 3 第 1 項
- (2) 第 10 条の 13 第 1 項
- (3) 第 34 条の 2 第 1 項
- (4) 第 10 条の 3 第 1 項及び第 34 条の 2 第 1 項
- (5) 第 10 条の 3 第 9 項

## 第 9 章 接続等の一時中断、停止及び中止

（接続の中止）

第 61 条 1～2 （略）

3 当社は、協定事業者が端末系伝送路設備（電気信号を伝送するものに限るものとし、DSL 回線及び音声帯域回線を含むもの）とします。以下この条において「端末回線伝送路設備」）と接続する場合において、端末回線伝送路設備を撤去するときは、接続を中止します。この場合において、当社は、端末回線伝送路設備の撤去開始の原則 4 年前（期間の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。）までに、その情報を協定事業者に提供するものとし、当社が DSL 回線を撤去する際には、撤去前に利用している DSL サービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線（光信号方式のもの）に限ります。）を使用した新たな代替サービス等（以下この条において「代替サービス」）を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。ただし、次の各号の場合は、この限りではありません。

- (1) ～ (2) （略）
- (3) 第 1 号及び第 2 号に規定する以外の場合であって、当社が緊急に端末回線伝送路設備の撤去を行わなければならない場合であって、当社とその端末回線に接続する協定事業者間で端末回線伝送路設備の撤去についての協議が調った場合（協議が調わない場合であって、事業法第 35 条の規定に基づく総務大臣の裁定又は同法第 155 条の規定に基づく電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」といいます。）による仲裁判断がなされたときは、その裁定又は仲裁判断において当該伝送路設備の撤去が妥当とされた場合を含みます。）

## 第 10 章 料金等

### 第 2 節 接続料金の支払義務

（定額制の網使用料の支払義務）

第 64 条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。

- (1) （略）
- (2) 通信路設定伝送機能等（端末回線伝送機能（2-1-1-1-1 第 3 欄、第 6 欄及び第 9 欄に係るものに限ります。）、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。）の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から

起算して専用契約の解除又は分岐回線（通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。）の廃止等（専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。）による当該機能の利用の解除（以下この項において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。）

(3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日（端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日とします。）から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。）

2 料金表第1表第1（網使用料）に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄（2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等（2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。）又は波長多重機能については、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定（同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。）を準用します。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態（その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。）、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能（2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。）及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能（2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。）及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定（故障回復時間に係るものに限ります。）を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

（手続費の支払義務）

ら起算して専用契約の解除又は分岐回線（通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。）の廃止等（専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。）による当該機能の利用の解除（以下この項において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。）

(3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能、下部端末回線管理機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日（端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日とします。）から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。）

2 料金表第1表第1（網使用料）に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄（2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等（2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。）又は波長多重機能については、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定（同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。）を準用します。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態（その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。）、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能（2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。）及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定（故障回復時間に係るものに限ります。）を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

（手続費の支払義務）

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(29) (略)

(30) 当社が、第 34 条の 4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄に限ります。）に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ア欄（通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのものと組み合わせて提供するものに限り、）を、ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄に限ります。）を提供する回線の接続に係る工事（以下「接続工事等」といいます。）を行う場合に、協定事業者が指定した時刻（当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。）に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(31) (略)

(32) 当社が、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 8 欄及びデータ伝送機能を利用する協定事業者に対し、これらの機能に係る当社の電気通信設備（以下「データ伝送サービスに係る設備」といいます。）の故障情報等を提供するために必要となる情報の登録を行ったとき。

(33)～(34) (略)

（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）

第 78 条の 3 接続申込者が、第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 1 項に規定する相互接続点の設置の申込みを書面により撤回したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第 10 条の 4（相互接続点の設置）第 2 項若しくは第 4 項又は第 95 条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第 4 項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。）は、接続申込者は当社に対して、次の各号に規定する額（撤回された部分の申込みに係るものに限り、）を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(1) 相互接続点の設置の申込み（接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとします。）を、第 10 条の 3 第 5 項又は第 6 項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表 4（違約金）第 4（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）第 1 欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

(2) 相互接続点の設置の申込み（前号に規定するものを除きます。）を、第 95 条第 1 項第 1 号に規定する建設請負契約を締結した日又は同条第 3 項に規定する自前工事の申込みが当社に到達した日から工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表 4 第 4 第 2 欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

2 前項第 1 号の場合において、接続申込者が、第 95 条第 2 項の規定により、設備保管料（保管料に限ります。）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限り、）に係る費用（撤回された部分の申込みに係るものに限り、）を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を違約金から減額するものとします。

第 14 章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）

第 95 条 第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 5 項又は第 6 項の規定により相互接続点を設置

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(29) (略)

(30) 当社が、第 34 条の 4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄に限ります。）に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ア欄（通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのものと組み合わせて提供するものに限り、）を、ウ欄又はエ欄に限ります。）を提供する回線の接続に係る工事（以下「接続工事等」といいます。）を行う場合に、協定事業者が指定した時刻（当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。）に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(31) (略)

(32) 削除

(33)～(34) (略)

(35) 当社が、接続申込者が光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査したとき。

（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）

第 78 条の 3 接続申込者が、第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 1 項に規定する相互接続点の設置の申込みを書面により撤回したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第 10 条の 4（相互接続点の設置）第 2 項若しくは第 4 項又は第 95 条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第 4 項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。）は、接続申込者は当社に対して、次の各号に規定する額（撤回された部分の申込みに係るものに限り、）を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(1) 相互接続点の設置の申込み（接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとします。）を、第 10 条の 3 第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表 4（違約金）第 4（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）第 1 欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

(2) 相互接続点の設置の申込み（前号に規定するものを除きます。）を、第 95 条第 1 項第 1 号に規定する建設請負契約を締結した日又は同条第 3 項に規定する自前工事の申込みが当社に到達した日から工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表 4 第 4 第 2 欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

2 前項第 1 号の場合において、接続申込者が、第 95 条第 2 項の規定により、設備保管料（保管料に限ります。）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限り、）に係る費用（撤回された部分の申込みに係るものに限り、）を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を違約金から減額するものとします。

第 14 章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）

第 95 条 第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 5 項、第 6 項又は第 11 項の規定により相互接

可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき（当該回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合（以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。）及び第10条の4（相互接続点の設置）第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第1項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等のみなし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日（第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日）をいい、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事（以下「自前工事」といいます。）の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3（様式）様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日をいいます。）から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。）は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

2～3 (略)

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項又は第6項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

## 第16章 雑則

（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）

第99条 当社は、みなし契約事業者（音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1) (略)

(2) 磁気媒体により指定された他社サービス契約者の契約者回線番号等が、それにより指定された利用期間において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。

(3)～(5) (略)

接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき（当該回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合（以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。）及び第10条の4（相互接続点の設置）第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第1項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等のみなし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日（第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日）をいい、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事（以下「自前工事」といいます。）の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3（様式）様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日をいいます。）から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。）は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。また、同条第11項の規定により、当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨回答した通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置するときは、第1号及び第2号に規定する契約を締結することを要します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

2～3 (略)

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項、第6項又は第11項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

## 第16章 雑則

（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）

第99条 当社は、みなし契約事業者（音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が当社が別に定める方式（当社は、情報の授受に用いる媒体等の方式について、みなし契約事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。以下この項及び次項において同じとします。）により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を当社が別に定める方式により回答します。

(1) (略)

(2) 当社が別に定める方式により指定された他社サービス契約者の契約者回線番号等が、それにより指定された利用期間において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。



- 2 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係る不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者（他社サービス利用休止（みなし契約事業者の電気通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下この項において同じとします。）しているみなし契約者をいいます。）の異動事由（電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める電話加入権若しくは利用権の譲渡、契約者回線の利用の利用休止又は契約解除等をいいます。以下この条において同じとします。）の有無に関する情報（指定された年月日（その不締結契約者又はその他社サービス利用休止契約者からそのみなし契約事業者に対して契約を締結しない又は他社サービス利用休止する旨の意思表示があった日をいいます。以下この項において同じとします。）以降のものに限ります。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その契約者回線番号等に係る異動事由の有無に関する情報（この条、第 68 条（手続費の支払義務）第 1 項第 9 号及び料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）の表中第 8 欄において「契約者情報」に含みます。）を磁気媒体により回答します。
- (1) 磁気媒体により指定された契約者回線番号等が、指定された年月日において、対象契約者 の契約者回線番号等と一致すること。
  - (2) (略)
  - (3) 磁気媒体により指定された契約者回線番号等を不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者の契約者回線番号等として継続的に取扱うか否かを確認する目的のためだけに、提供された異動事由の有無に関する情報を利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

(3)～(5) (略)

- 2 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者が当社が別に定める方式により指定した契約者回線番号等に係る不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者（他社サービス利用休止（みなし契約事業者の電気通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下この項において同じとします。）しているみなし契約者をいいます。）の異動事由（電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める電話加入権若しくは利用権の譲渡、契約者回線の利用の利用休止又は契約解除等をいいます。以下この条において同じとします。）の有無に関する情報（指定された年月日（その不締結契約者又はその他社サービス利用休止契約者からそのみなし契約事業者に対して契約を締結しない又は他社サービス利用休止する旨の意思表示があった日をいいます。以下この項において同じとします。）以降のものに限ります。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その契約者回線番号等に係る異動事由の有無に関する情報（この条、第 68 条（手続費の支払義務）第 1 項第 9 号及び料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）の表中第 8 欄において「契約者情報」に含みます。）を当社が別に定める方式により回答します。
- (1) 当社が別に定める方式により指定された契約者回線番号等が、指定された年月日において、対象契約者 の契約者回線番号等と一致すること。
  - (2) (略)
  - (3) 当社が別に定める方式により指定された契約者回線番号等を不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者の契約者回線番号等として継続的に取扱うか否かを確認する目的のためだけに、提供された異動事由の有無に関する情報を利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通路設定機能を利用するサービス又はデータ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2-1-1-1第2欄から第4欄若しくは第8欄、2-1の2、2-6又は2-6の2に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～タ (略) チ 2-1-1-1第4欄(7)欄及び(イ)②欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 ツ～ネ (略)
(8)-2～(9) (略)	(略)
(10) 通路設定伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-6に規定する通路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類（一般専用サービス（以下「一般専用」といいます。）、高速デジタル伝送サービス（以下「高速デジタル伝送」といいます。）、ATM専用サービス（以下「ATM専用」といいます。）、品目、サービスクラス（以下「クラス」といいます。）の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2 (略)	(略)
(10)-3 データ伝送機能に係る料金の適用	ア データ伝送機能（ATM方式により符号の伝送を行うものであって、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの通信の区別がタイプ1のものに準ずるものに限ります。以下同じとします。）については、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスのサービスクラス（クラス1（網が通常状態にある場合に上限伝送速度による通信を行うことができるものをいいます。以下同じとします。）、クラス2（網が通常状態にある場合に最低伝送速度による通信を行うことができるものであって、かつ網に余裕がある場合に上限伝送速度による通信が可能であるものをいいます。以下同じとします。）の区分があります。）、上限伝送速度及び最低伝送速度の区別に準じて2-6の2に掲げる料金額を適用します。 イ 単位料金区域ごとに当社が別に定める通信用建物と異なる通信用建物において、第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第5-2欄に規定する箇所接続する場合は、2-6の2-1に掲げる料金額に2-6の2-2に掲げる料金額を加えた額を

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通路設定機能を利用するサービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2-1-1-1第2欄から第4欄、2-1の2又は2-6に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～タ (略) チ 2-1-1-1第4欄(イ)欄及び(イ)欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 ツ～ネ (略)
(8)-2～(9) (略)	(略)
(10) 通路設定伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-6に規定する通路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類（一般専用サービス（以下「一般専用」といいます。）、高速デジタル伝送サービス（以下「高速デジタル伝送」といいます。）、品目、サービスクラス（以下「クラス」といいます。）の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2 (略)	(略)
(10)-3 削除	

	適用します。
(10)-4～(12) (略)	(略)
(12)-2 端末回線伝送機能及びデータ伝送機能の組み合わせ	端末回線伝送機能2-1-1-1第8欄及びデータ伝送機能については、データ伝送サービスに準じて該当する機能を組み合わせ適用します。
(12)-3～(23) (略)	(略)
(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用	DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2(料金額)2-1-1-1第4欄ア(7)欄若しくは(イ)②欄又はイ(7)欄若しくは(イ)②欄に規定する機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。
(25) (略)	(略)
(26) 端末間伝送等機能の料金の適用	<p>ア 端末間伝送等機能は、一般専用(帯域品目のうち放送利用に係るものを除きます。)、高速デジタル伝送及びATM専用に適用します。ただし、専用サービス契約約款附則第11条に規定するものを除きます。</p> <p>イ 端末間伝送等機能の基本額を、専用サービス契約約款に規定する基本額とみなして、長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用について、専用サービス契約約款に規定されている部分を準用します。</p> <p>この場合において、当社は、長期継続利用に係る端末間伝送等機能を利用している協定事業者から、長期継続利用の廃止等があった場合に支払いを要する額を一括支払いする旨の規定を適用しないよう求める申出があったときは、次のとおりとします。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に当社の契約約款に基づく契約(専用契約(高速デジタル伝送サービス又はATM専用サービスに係るものに限ります。))、LAN型通信網契約又はデータ伝送契約とし、他社料金設定回線に係るものを除きます。)の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合又はその協定事業者が契約者となる場合には、その協定事業者とその契約の申込みを行った者が同一の協定事業者であるものとみなして取り扱うものとします。</p>

(10)-4～(12) (略)	(略)
(12)-2 削除	
(12)-3～(23) (略)	(略)
(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用	DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2(料金額)2-1-1-1第4欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄に規定する機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。
(25) (略)	(略)
(26) 端末間伝送等機能の料金の適用	<p>ア 端末間伝送等機能は、一般専用(帯域品目のうち放送利用に係るものを除きます。))及び高速デジタル伝送に適用します。ただし、専用サービス契約約款附則第11条に規定するものを除きます。</p> <p>イ 端末間伝送等機能の基本額を、専用サービス契約約款に規定する基本額とみなして、長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用について、専用サービス契約約款に規定されている部分を準用します。</p> <p>この場合において、当社は、長期継続利用に係る端末間伝送等機能を利用している協定事業者から、長期継続利用の廃止等があった場合に支払いを要する額を一括支払いする旨の規定を適用しないよう求める申出があったときは、次のとおりとします。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に当社の契約約款に基づく契約(専用契約(高速デジタル伝送サービスに係るものに限ります。))又はLAN型通信網契約とし、他社料金設定回線に係るものを除きます。)の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合又はその協定事業者が契約者となる場合には、その協定事業者とその契約の申込みを行った者が同一の協定事業者であるものとみなして取り扱うものとします。</p>

- 2 料金額  
 2-1 端末回線伝送機能  
 2-1-1 基本額  
 2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ 削除		(略)	(略)	(略)
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,200円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,200円	
			(4) (7)(1)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,236円	
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	
				(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,500円
				(4) (7)(1)以外のもの	1 回線ごとに	1,545円
		イ 4線式のもの		1 回線ごとに	3,090円	
ウ～エ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- 2 料金額  
 2-1 端末回線伝送機能  
 2-1-1 基本額  
 2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ 削除		(略)	(略)	(略)
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,533円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,533円	
			(4) (7)(1)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,579円	
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	
				(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,501円
				(4) (7)(1)以外のもの	1 回線ごとに	1,546円
		イ 4線式のもの		1 回線ごとに	3,092円	
ウ～エ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	193円		
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	193円		
				(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,528円
			② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,528円		
					C AB以外のもの	1回線ごとに	1,574円	
						A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	46円
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。）		(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	532円	
					② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	532円	
					(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに
				② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,867円	
C AB以外のもの	1回線ごとに					1,913円		
	A 保守の区別がタイプ1－1のもの				1回線ごとに	385円		
B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	385円						

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) (4)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,541円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,541円	
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,587円	
			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	77円	
					② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	77円
				(7) (4)以外の場合		① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。）		② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,788円	
					③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,834円
						(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	324円	

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,063円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,063円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	1,095円	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	277円	—
		(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	277円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	878円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	878円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	904円	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	310円	—
		(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	310円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

## 2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	<u>176 円</u>	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	<u>327 円</u>	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物と の間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 1メートルあたり	<u>1.038 円</u>	

2-1-1-2の2 (略)

## 2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	<u>162 円</u>	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	<u>341 円</u>	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物と の間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 1メートルあたり	<u>1.381 円</u>	

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額		(略)	(略)	(略)
	ア (略) イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	174 円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	180 円	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	185 円	

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限りません。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 1,379 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに 109,378 円	—

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額		(略)	(略)	(略)
	ア (略) イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	172 円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	178 円	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	184 円	

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限りません。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 1,774 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに 140,654 円	—



2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの（以下「100Mbit/s タイプ」といいます。）	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	277円
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	277円
		ウ アイ以外のもの	285円
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	657円
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	657円
		ウ アイ以外のもの	677円

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 削除		
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,194円
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,194円
		ウ アイ以外のもの	1,230円

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考	
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	230円
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	230円
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	237円
		イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	592円
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	592円
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	610円

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考	
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	428円
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	428円
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	441円
		イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,051円
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,051円
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1,083円

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	<u>0.0896 円</u>	—	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	<u>0.0637 円</u>	—	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	<u>10,083,333 円</u>	—	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00002839 円</u>	—
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	<u>0.00003292 円</u>	
		ウ 削除	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00003634 円</u>	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00004259 円</u>	

2-3~2-4 (略)

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	<u>0.1064 円</u>	—	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	<u>0.0813 円</u>	—	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	<u>11,583,333 円</u>	—	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00003508 円</u>	—
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	<u>0.00004011 円</u>	
		ウ 削除	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00004490 円</u>	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00005227 円</u>	

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能  
2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能  
2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合 1.038円	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合 1.038円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	327円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	1.038円	

2-5 中継伝送機能  
2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能  
2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合 1.381円	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合 1.381円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	341円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	1.381円	

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

区分	料金額	備考	1回線ごとに月額	
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	-	16,758円	14,967円
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		12,769円	10,732円
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	96,811円 15,842円 16,145円 16,758円	95,020円 14,153円 14,424円 14,967円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	115,966円 23,191円 23,645円 24,547円	112,385円 19,813円 20,198円 20,966円
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	134,966円 154,069円 192,276円	129,594円 146,907円 181,533円
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	230,483円 306,897円 421,513円	216,159円 285,411円 389,288円
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	421,513円 536,135円 142,125円 144,957円 150,618円	389,288円 493,167円 103,589円 103,609円 107,650円
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	879,993円 1,242,961円 1,133,748円	804,800円 1,133,748円 1,030,609円
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,586,819円 327,298円 333,834円 346,902円	1,445,381円 235,579円 240,279円 249,679円
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,586,819円 327,298円 333,834円 346,902円	1,445,381円 235,579円 240,279円 249,679円
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,586,819円 327,298円 333,834円 346,902円	1,445,381円 235,579円 240,279円 249,679円
ウ A.T.M.専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	126,195円 108,273円 110,429円 114,734円 108,273円 110,429円 114,734円	116,349円 103,629円 105,690円 109,811円 103,629円 105,690円 109,811円
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	148,001円 120,737円 123,139円 127,946円 120,737円 123,139円 127,946円	129,542円 111,449円 113,667円 118,100円 111,449円 113,667円 118,100円
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	185,386円 142,490円 145,326円 151,003円 139,787円 142,570円 148,140円	152,158円 125,075円 127,565円 132,544円 123,533円 125,992円 130,909円
	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	225,884円 161,776円 164,999円 171,446円 159,073円 162,242円 168,583円	176,659円 137,395円 140,132円 145,603円 135,853円 138,559円 143,968円
	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	260,152円 180,590円 184,189円 191,390円 177,887円 181,433円 188,523円	197,391円 149,243円 152,217円 158,162円 147,701円 150,644円 156,528円

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

区分	料金額	備考	1回線ごとに月額	
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	-	15,609円	14,214円
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		13,513円	9,945円
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	50,992円 14,762円 15,045円 15,609円	49,597円 13,447円 13,702円 14,214円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	65,023円 22,905円 23,349円 24,242円	62,233円 20,275円 20,667円 21,452円
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	78,883円 92,859円 120,808円	74,703円 87,284円 112,444円
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	148,752円 204,653円 288,493円	137,603円 187,924円 263,005円
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	372,338円 177,139円 180,665円 187,727円	338,885円 145,579円 148,476円 154,274円
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	623,873円 889,377円 1,140,906円	565,327円 804,348円 1,030,789円
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,140,906円 564,215円 575,486円 598,029円	1,030,789円 439,632円 448,411円 465,971円
ウ 削除				



ウ A.T.M専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	680円	13,076円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	320円	6,168円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	330円	6,291円
			保守の区別が上記以外のもの	340円	6,538円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	320円	6,168円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	330円	6,291円
		保守の区別が上記以外のもの	340円	6,538円	
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,270円	24,518円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	640円	12,336円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	650円	12,583円
			保守の区別が上記以外のもの	680円	13,076円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	640円	12,336円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	650円	12,583円
		保守の区別が上記以外のもの	680円	13,076円	
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,290円	44,132円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,200円	23,130円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,220円	23,593円
			保守の区別が上記以外のもの	1,270円	24,518円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,120円	21,588円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,140円	22,020円
	保守の区別が上記以外のもの	1,190円	22,883円		
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,390円	65,381円		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,680円	32,382円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,710円	33,030円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,780円	34,325円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,600円	30,840円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,630円	31,457円	
	保守の区別が上記以外のもの	1,700円	32,690円		
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,320円	83,361円		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,180円	41,634円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,200円	42,467円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,290円	44,132円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,080円	40,092円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,120円	40,894円	
	保守の区別が上記以外のもの	2,200円	42,498円		
5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	5,170円	99,706円		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,640円	50,886円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,690円	51,904円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,800円	53,939円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,400円	46,260円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,450円	47,195円	
	保守の区別が上記以外のもの	2,540円	49,036円		
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	6,020円	116,051円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,200円	61,680円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,260円	62,914円
			保守の区別が上記以外のもの	3,390円	65,381円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,800円	53,970円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,860円	55,049円
		保守の区別が上記以外のもの	2,970円	57,208円	
	(4) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	290円	5,535円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	240円	4,556円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	240円	4,647円
			保守の区別が上記以外のもの	250円	4,829円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	140円	2,628円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	140円	2,681円
			保守の区別が上記以外のもの	140円	2,786円
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの		(7) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	18,660円	359,594円
	セカンドクラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	13,600円	262,140円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	13,870円	267,383円
			保守の区別が上記以外のもの	14,420円	277,868円
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	8,800円	169,620円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	8,980円	173,012円
		保守の区別が上記以外のもの	9,330円	179,797円	
	(4) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	50円	961円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	60円	1,234円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	70円	1,258円
			保守の区別が上記以外のもの	70円	1,308円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	20円	454円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	20円	463円
			保守の区別が上記以外のもの	20円	481円
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	22,900円	441,320円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	19,040円	366,996円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	19,420円	374,336円	
		保守の区別が上記以外のもの	20,180円	389,016円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,800円	208,170円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	11,020円	212,333円	
	保守の区別が上記以外のもの	11,450円	220,660円		

ウ 削除				
---------	--	--	--	--

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を取容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	1回線ごとに月額	
		料金額	備考
	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	14,168円	-
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	9,933円	
	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	94,221円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	110,787円	
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	127,196円	
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	143,710円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	176,738円	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	209,765円	
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	275,820円	
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	374,902円	
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	473,985円	
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	771,232円		
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,084,994円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,382,241円		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を取容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	1回線ごとに月額	
		料金額	備考
	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	13,571円	-
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	9,302円	
	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	48,954円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	60,946円	
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	72,773円	
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	84,710円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	108,583円	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	132,456円	
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	180,203円	
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	251,823円	
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	323,443円	
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	538,303円		
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	765,099円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	979,959円		

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの 上限伝送速度が64Kbit/sのもの	4,437円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	7,745円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	11,053円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	14,361円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	20,977円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	27,593円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	47,441円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	90,445円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	133,449円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	169,837円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	202,917円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	235,997円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	245,921円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	255,845円	
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	269,077円		
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの	279,001円		
	クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	10,193円
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	18,892円
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	13,964円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	32,290円
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	26,071円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	55,678円
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	38,277円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	81,016円
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	49,723円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	106,357円
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	60,574円
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	131,663円	
上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	69,837円	
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	157,002円		
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	77,874円		
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	178,438円		
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	83,432円		
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	199,874円		
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	89,056円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	219,358円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	95,142円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	238,842円		

2-6の2 削除



2-6の2-2 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考	
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの 上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,076円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	2,152円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	3,228円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	4,304円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	6,456円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	8,608円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	15,064円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	29,052円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	43,040円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	54,876円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	65,636円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	76,396円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	79,624円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	82,852円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	87,156円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	90,384円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの 2,948円
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの 5,778円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの 4,175円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの 10,136円	
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの 8,113円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの 17,743円	
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの 12,083円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの 25,985円	
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの 15,806円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの 34,228円	
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの 19,336円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの 42,459円		
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの 22,349円		
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの 50,701円		
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの 24,963円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの 57,674円			
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの 26,771円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの 64,646円			
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの 28,600円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの 70,984円			
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの 30,580円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの 77,321円			

## 2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス 接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	220円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス 接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	224円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	60円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース 接続機能	ア 削除	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	32.08円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ 削除	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	9.99円	番号情報データベース登録事業者に適用します。

## 2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス 接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	131円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス 接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	135円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	24円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース 接続機能	ア 削除	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	20.84円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ 削除	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	4.70円	番号情報データベース登録事業者に適用します。

(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	アイ以外の場合	1 番号ごとに	7.81 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	10.16 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	アイ以外の場合	1 番号ごとに	8.54 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	5.99 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2-9 (略)

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能  
2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	1.6311 円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	1.7335 円	——

2-10 公衆電話機能  
2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	2.3717 円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	2.0857 円	——

2-10-2 (略)

2-10-2 (略)

2-1-1 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(11) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(12) DSL 回線管理 機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額	62円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	1回線ごとに月額	70円	_____
(13) DSL 回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	26円	_____
(14) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(15) 光回線 設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	70円	_____
(16) IP通 信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	70円	_____
(17) 端末回 線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	70円	_____
(17)-2 下部 端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	70円	_____
(18) 光信号 分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	70円	_____
(19) 光信号 局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	327円	_____

2-1-1 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(11) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(12) DSL 回線管理 機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額	72円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(ア)欄及びイ(ア)欄に係るもの	1回線ごとに月額	80円	_____
(13) DSL 回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	26円	_____
(14) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(15) 光回線 設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	80円	_____
(16) IP通 信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	80円	_____
(17) 端末回 線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	80円	_____
(17)-2 下部 端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	80円	_____
(18) 光信号 分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	80円	_____
(19) 光信号 局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	341円	_____

		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,038円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	70円	—

2-1-2 端末間伝送等機能  
2-1-2-1 基本額

1回線ごとに月額

区 分		減額率	料金額	備考
端末間伝送等機能	第5条(標準的接続箇所)表中第1欄で接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同となる機能	ア～イ(略)	(略)	専用サービス契約約款の該当する基本額から基本額に減額率を乗じた額を減じた額
	ウ ATM 専用に係るもの	(7) (イ)以外のもの	8.6%	—
		(イ) 連絡調整業務なしの場合	21.6%	

2-1-2-2 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルー	ア～イ 削除	—
	エ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	179,185円
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額

		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,381円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	80円	—

2-1-2 端末間伝送等機能  
2-1-2-1 基本額

1回線ごとに月額

区 分		減額率	料金額	備考
端末間伝送等機能	第5条(標準的接続箇所)表中第1欄で接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同となる機能	ア～イ(略)	(略)	専用サービス契約約款の該当する基本額から基本額に減額率を乗じた額を減じた額
	ウ 削除	=	=	—
		=	=	

2-1-2-2 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
(1) 特別	第5条(ア～エ) 削除	—	—

タで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	10,613円	——
-----------------------------	--------------------------------------	-----------	---------	----

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	22,492円	——

收容局ルータ接続ルーティング伝送機能	標準的な接続箇所) 第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	10,439円	——
--------------------	--	--------------------------------------	-----------	---------	----

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	44,069円	——

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備考
(1)～(17) (略)	(略)	(略)
(18) 番号送出機能	当社の加入者交換機の事業者番号対応部及び伝送装置等を利用して、無線呼出し事業者に着信する通信を接続する機能	無線呼出し事業者に適用しません。
(19)～(51) (略)	(略)	(略)
(52) 通話モード別回線選択機能	中継交換機において、通話モード種別（音声又は64Kb/s 非制限デジタル通信をいいます。）を分離し、通話モード種別ごとの協定事業者の伝送路設備に接続する機能	
(53)～(61) (略)	(略)	(略)
(62) 故障情報等提供機能	データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するための機能	

2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.309
	電力設備	0.869
	伝送機械設備	0.239
	無線機械設備	0.258
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.076
	土地及び通信用建物以外	0.003
共通割掛費比率		0.085

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	0.046
		中継系交換機能	0.055
		中継伝送機能	0.038
		通信料対応設備合計	0.045
		データ系設備合計	0.086
		(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能
	端末系交換機能	0.042	
	中継系交換機能	0.052	
	中継伝送機能	0.035	
	通信料対応設備合計	0.041	

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備考
(1)～(17) (略)	(略)	(略)
(18) 削除		
(19)～(51) (略)	(略)	(略)
(52) 削除		
(53)～(61) (略)	(略)	(略)
(62) 削除		

2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.312
	電力設備	0.810
	伝送機械設備	0.248
	無線機械設備	0.091
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.057
	土地及び通信用建物以外	0.004
共通割掛費比率		0.086

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	0.073
		中継系交換機能	0.084
		中継伝送機能	0.065
		通信料対応設備合計	0.072
		データ系設備合計	0.094
		(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能
	端末系交換機能	0.046	
	中継系交換機能	0.057	
	中継伝送機能	0.036	
	通信料対応設備合計	0.044	

		データ系設備合計	0.084
繰延資産比率			0.0094
投資等比率			0.0014
貯蔵品比率			0.0076
他人資本比率			0.438
自己資本比率			0.562
他人資本利率			0.0091
自己資本利益率			0.0050
有利子負債以外の負債の比率			0.078
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0068
利益対応税率			0.4282
貸倒率			(略)

		データ系設備合計	0.085
繰延資産比率			0.0108
投資等比率			0.0013
貯蔵品比率			0.0082
他人資本比率			0.459
自己資本比率			0.541
他人資本利率			0.0072
自己資本利益率			0.0027
有利子負債以外の負債の比率			0.134
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0046
利益対応税率			0.4239
貸倒率			(略)



第2表 工事費及び手続費

第1 工事費  
2 工事費の額  
2-1 工事費

区 分			単 位	工事費の額	備 考	
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) VPN 工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>2,547円</u>	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>3,172円</u>		
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>1,735円</u>	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>2,123円</u>	特定中継事業者に適用します。	
(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(18) メンバースネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	<u>4,124円</u>	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	<u>4,755円</u>	
				平日深夜	<u>5,476円</u>	
				土日祝日昼夜間	<u>4,935円</u>	
				土日祝日深夜	<u>5,656円</u>	
				廃止の場合	1回線ごとに	
		平日夜間	<u>3,755円</u>			
		平日深夜	<u>4,324円</u>			

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費  
2 工事費の額  
2-1 工事費

区 分			単 位	工事費の額	備 考	
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) VPN 工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>2,534円</u>	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>3,156円</u>		
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>1,726円</u>	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		<u>2,112円</u>	特定中継事業者に適用します。	
(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(18) メンバースネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	<u>4,103円</u>	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	<u>4,741円</u>	
				平日深夜	<u>5,471円</u>	
				土日祝日昼夜間	<u>4,924円</u>	
				土日祝日深夜	<u>5,653円</u>	
				廃止の場合	1回線ごとに	
		平日夜間	<u>3,744円</u>			
		平日深夜	<u>4,320円</u>			

				土日祝 日昼夜 間	3,898円				
				土日祝 日深夜	4,466円				
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		746円	特定中継事業者に適用します。			
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		176円	特定中継事業者に適用します。			
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1工事ごとに		6,823円	特定端末系事業者に適用します。			
(22)～(24) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)			
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,110円	移転先事業者に適用します。		
					平日夜間	1,280円			
					平日深夜	1,474円			
					土日祝日昼夜間	1,328円			
					土日祝日深夜	1,522円			
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	679円
					平日夜間	783円			
					平日深夜	902円			
					土日祝日昼夜間	813円			
					土日祝日深夜	932円			
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(26) ルーティング番号等	加入者交換機に登	ア ルーティン	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティン	平日昼間	1,110円			

				土日祝 日昼夜 間	3,888円				
				土日祝 日深夜	4,464円				
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		742円	特定中継事業者に適用します。			
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		175円	特定中継事業者に適用します。			
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1工事ごとに		6,788円	特定端末系事業者に適用します。			
(22)～(24) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)			
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,104円	移転先事業者に適用します。		
					平日夜間	1,276円			
					平日深夜	1,472円			
					土日祝日昼夜間	1,325円			
					土日祝日深夜	1,521円			
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	676円
					平日夜間	781円			
					平日深夜	901円			
					土日祝日昼夜間	811円			
					土日祝日深夜	931円			
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(26) ルーティング番号等	加入者交換機に登	ア ルーティン	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティン	平日昼間	1,104円			

削除工事費	録されたルーティング番号又は契約番号等を削除するに要する費用	グ番号のみを削除する場合		グ番号ごとに	平日夜間	1,280円		
					平日深夜	1,474円		
					土日祝日昼夜間	1,328円		
					土日祝日深夜	1,522円		
					(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間
			平日夜間	664円				
			平日深夜	765円				
			土日祝日昼夜間	690円				
			土日祝日深夜	790円				
			イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間		1,243円
	平日夜間	1,434円						
	平日深夜	1,651円						
	土日祝日昼夜間	1,488円						
	土日祝日深夜	1,705円						
	(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	576円				
平日夜間			664円					
平日深夜			765円					
土日祝日昼夜間			690円					
土日祝日深夜			790円					
(26)-2 ルーティング番号	加入者交換機に登	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティン	平日昼間	2,220円	ルーティン	

削除工事費	録されたルーティング番号又は契約番号等を削除するに要する費用	グ番号のみを削除する場合		グ番号ごとに	平日夜間	1,276円		
					平日深夜	1,472円		
					土日祝日昼夜間	1,325円		
					土日祝日深夜	1,521円		
					(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間
			平日夜間	662円				
			平日深夜	764円				
			土日祝日昼夜間	688円				
			土日祝日深夜	790円				
			イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間		1,237円
	平日夜間	1,429円						
	平日深夜	1,649円						
	土日祝日昼夜間	1,484円						
	土日祝日深夜	1,704円						
	(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	573円				
平日夜間			662円					
平日深夜			764円					
土日祝日昼夜間			688円					
土日祝日深夜			790円					
(26)-2 ルーティング番号	加入者交換機に登	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティン	平日昼間	2,208円	ルーティン	

変更工事費	録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用			グ番号ごとに	平日夜間	2,559円	定した協定事業者に適用します。		
					平日深夜	2,947円			
					土日祝日昼夜間	2,656円			
					土日祝日深夜	3,044円			
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	1,001円
					平日夜間	1,154円			
					平日深夜	1,329円			
					土日祝日昼夜間	1,198円			
					土日祝日深夜	1,372円			
					イ (略)	(略)		(略)	(略)
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	14,400円	_____			
				平日夜間	16,225円	_____			
				平日深夜	18,310円	_____			
				土日祝日昼間	16,746円	_____			
				土日祝日夜間	16,746円	_____			
				土日祝日深夜	18,830円	_____			
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間	10,717円	_____	
		平日夜間	12,357円	_____					
		平日深夜	14,230円	_____					
		土日祝日昼間	12,825円	_____					
		土日祝日夜間	12,825円	_____					

変更工事費	録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用			グ番号ごとに	平日夜間	2,552円	定した協定事業者に適用します。		
					平日深夜	2,944円			
					土日祝日昼夜間	2,650円			
					土日祝日深夜	3,043円			
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	996円
					平日夜間	1,150円			
					平日深夜	1,327円			
					土日祝日昼夜間	1,195円			
					土日祝日深夜	1,372円			
					イ (略)	(略)		(略)	(略)
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	14,288円	_____			
				平日夜間	16,133円	_____			
				平日深夜	18,244円	_____			
				土日祝日昼間	16,662円	_____			
				土日祝日夜間	16,662円	_____			
				土日祝日深夜	18,771円	_____			
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間	10,662円	_____	
		平日夜間	12,320円	_____					
		平日深夜	14,216円	_____					
		土日祝日昼間	12,795円	_____					
		土日祝日夜間	12,795円	_____					

ウ	(7) 利用者内壁の面に設置された成盤屋配線をそのまま転用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	土日祝日深夜	14,696 円	——		
				平日昼間	5,656 円	——		
				平日夜間	6,074 円	——		
				平日深夜	6,551 円	——		
				土日祝日昼間	6,193 円	——		
				土日祝日夜間	6,193 円	——		
				土日祝日深夜	6,670 円	——		
				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	平日昼間	7,579 円	——
						平日夜間	8,291 円	——
		平日深夜	9,104 円			——		
		土日祝日昼間	8,494 円			——		
		土日祝日夜間	8,494 円			——		
		土日祝日深夜	9,306 円			——		
		① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと			平日昼間	6,521 円	——
						平日夜間	7,078 円	——
				平日深夜	7,714 円	——		
				土日祝日昼間	7,237 円	——		
				土日祝日夜間	7,237 円	——		
				土日祝日深夜	7,872 円	——		

ウ	(7) 利用者内壁の面に設置された成盤屋配線をそのまま転用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	土日祝日深夜	14,689 円	——		
				平日昼間	5,521 円	——		
				平日夜間	5,943 円	——		
				平日深夜	6,426 円	——		
				土日祝日昼間	6,064 円	——		
				土日祝日夜間	6,064 円	——		
				土日祝日深夜	6,547 円	——		
				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	平日昼間	7,434 円	——
						平日夜間	8,154 円	——
		平日深夜	8,977 円			——		
		土日祝日昼間	8,360 円			——		
		土日祝日夜間	8,360 円			——		
		土日祝日深夜	9,182 円			——		
		① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと			平日昼間	6,399 円	——
						平日夜間	6,962 円	——
				平日深夜	7,606 円	——		
				土日祝日昼間	7,124 円	——		
				土日祝日夜間	7,124 円	——		
				土日祝日深夜	7,767 円	——		

				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	8,444 円 9,295 円 10,267 円 9,538 円 9,538 円 10,509 円	— — — — — —
(28) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スリッタを含まないものに限ります。)の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,872 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	8,085 円	—		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,413 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	7,781 円	—		
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,872 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	12,124 円	—		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,413 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	10,311 円	—		
(31) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,697 円	—		

				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	8,312 円 9,172 円 10,156 円 9,419 円 9,419 円 10,402 円	— — — — — —
(28) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スリッタを含まないものに限ります。)の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,837 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	8,043 円	—		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,406 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	7,742 円	—		
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,837 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	12,062 円	—		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,406 円	—		
			(4)加算額	1 工事ごとに	10,258 円	—		
(31) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,653 円	—		

(33)～(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(35) 光信号分岐末端回線接続工事費	光信号分岐末端回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	4,160 円 4,698 円 5,313 円 4,812 円 4,812 円 5,466 円	—
(36) 光信号分岐末端回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐末端回線を収容するための光信号分岐末端回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	1,368 円 1,445 円 1,534 円 1,464 円 1,464 円 1,556 円	—
(37) 光信号分岐末端回線設置等加算工事費	光信号分岐末端回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	930 円 1,993 円 1,195 円 1,195 円 2,258 円	—
(38) 融着接続工事費	光信号末端回線（光局外スプリッタを含まないものに限り。）との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間 土日祝日昼間	3,190 円 3,818 円	—

(33)～(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(35) 光信号分岐末端回線接続工事費	光信号分岐末端回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	3,981 円 4,468 円 5,025 円 4,588 円 4,588 円 5,165 円	—
(36) 光信号分岐末端回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐末端回線を収容するための光信号分岐末端回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	1,337 円 1,411 円 1,495 円 1,432 円 1,432 円 1,516 円	—
(37) 光信号分岐末端回線設置等加算工事費	光信号分岐末端回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	924 円 1,980 円 1,188 円 1,188 円 2,244 円	—
(38) 融着接続工事費	光信号末端回線（光局外スプリッタを含まないものに限り。）との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間 土日祝日昼間	3,174 円 3,809 円	—

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,065 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	6,993 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,053 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,258 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,317 円

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,034 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	6,972 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,045 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,241 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,313 円



第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第 21 欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第 1 欄に掲げる手続費を適用します。
(8) (略)	(略)
(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (手続費の額) 2-1 第 5 欄、第 10 欄 (エ欄に係るものに限ります。)、第 11 欄及び第 12 欄、第 13-2 欄及び第 13-3 欄、第 15 欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第 21 欄から第 24 欄に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50 音別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに 1 掲載あたり	89 円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに 1 掲載あたり	220 円	—
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1 登録ごとに 1 番号あたり	220 円	—	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第 98 条 (個別契約事業者に対する契約者情報の提供) 又は第 99 条 (みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第 3 項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1 件ごとに	224 円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用 IP 通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1 件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第 21 欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合、 <u>第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 9 項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みが行われた場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第 1 欄に掲げる手続費を適用します。</u>
(8) (略)	(略)
(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (手続費の額) 2-1 第 5 欄、第 10 欄 (エ欄に係るものに限ります。)、第 11 欄及び第 12 欄、第 13-2 欄及び第 13-3 欄、第 15 欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第 21 欄から第 24 欄並びに第 36 欄に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50 音別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに 1 掲載あたり	88 円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに 1 掲載あたり	221 円	—
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1 登録ごとに 1 番号あたり	226 円	—	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第 98 条 (個別契約事業者に対する契約者情報の提供) 又は第 99 条 (みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第 3 項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1 件ごとに	223 円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用 IP 通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1 件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに		17.19円	みなし契約事業者に適用します。
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合は	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	(略)	_____
		イ (略)	(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	(略)	_____
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空調調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日 昼間	9,655円	_____
				平日 夜間	11,133円	
				平日 深夜	12,820円	
				土日 祝日 昼夜間	11,555円	
				土日 祝日 深夜	13,241円	
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合	1回ごとに	平日 昼間	10,220円	
				平日 夜間	11,783円	
				平日 深夜	13,569円	
				土日 祝日 昼夜間	12,230円	_____

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに		21.84円	みなし契約事業者に適用します。
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合は	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	(略)	_____
		イ (略)	(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	(略)	_____
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空調調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日 昼間	9,606円	_____
				平日 夜間	11,099円	
				平日 深夜	12,808円	
				土日 祝日 昼夜間	11,528円	
				土日 祝日 深夜	13,234円	
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合	1回ごとに	平日 昼間	10,167円	
				平日 夜間	11,748円	
				平日 深夜	13,556円	
				土日 祝日 昼夜間	12,201円	_____

	あつて、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1 回 ご と に	土日 祝日 深夜 平日 昼間 平日 夜間 平日 深夜 土日 祝日 昼夜 間 土日 祝日 深夜	14,014 円 7,715 円 8,895 円 10,243 円 9,232 円 10,579 円	
	エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1 回 ご と に		9,601 円	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1 回 線 ご と に		1,013 円	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1 回 線 ご と に		637 円	
(13) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1 回 線 ご と に		691 円	
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1 回 線 ご と に		940 円	申告事業者に適用します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1 回 線 ご と に		716 円	
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用		1 変 更 ご と に		44 円	

	あつて、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1 回 ご と に	土日 祝日 深夜 平日 昼間 平日 夜間 平日 深夜 土日 祝日 昼夜 間 土日 祝日 深夜	14,007 円 7,675 円 8,868 円 10,233 円 9,211 円 10,574 円	
	エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1 回 ご と に		9,552 円	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1 回 線 ご と に		1,008 円	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1 回 線 ご と に		634 円	
(13) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1 回 線 ご と に		688 円	
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1 回 線 ご と に		935 円	申告事業者に適用します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1 回 線 ご と に		712 円	
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用		1 変 更 ご と に		36 円	

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,162円	—
			(イ) 加算額	②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	710円	—
				伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	807円	—
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用		1区間ごとに	1,619円	—	
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—	
	(イ) 加算額	光信号端末回線(光局外スプリッタを含むもの)の調査を行う場合	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—		
(16)~(20) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに	9,571円	—	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに	928円	—	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに	1,923円	—	

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,131円	—
			(イ) 加算額	②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	706円	—
				伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	803円	—
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用		1区間ごとに	1,611円	—	
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—	
	(イ) 加算額	光信号端末回線(光局外スプリッタを含むもの)の調査を行う場合	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—		
(16)~(20) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに	9,522円	—	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに	923円	—	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに	1,913円	—	

(23) 光信号 端末回線の 事前照会に 係る情報調 査費	光信号端 末回線に 関する情 報（第10 条の2 （事前照 会）第2項 第8号に 係るもの に限りま す。） を提供す る場合に 要する費 用	ア 提 供可 能時 期の 調査 に要 する 費用	(7) 光信号端末回線 （既に設置された当 社の光屋内配線を除 きます。）に係る情 報を提供する場合	1区間ご とに	<u>4,155円</u>	_____
			(イ) 既に設置された当 社の光屋内配線に係 る情報を提供する場 合	1区間ご とに	<u>12,330円</u>	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用		1区間ご とに	<u>2,778円</u>	_____
(24) 自前工事 調整等作業 費	接続申込 者が接続 に必要な 装置等を 設置又は 撤去する 場合にお いて、その 設置に付 随する設 計、工事調 整、接続に 必要な 装置等の 設置又は 撤去の結 果の確認、 その撤去 に伴う設 備情報の 変更管理、 その他の 作業に要 する費用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要な装 置等を設置するた めのキャビネットラ ックを接続申込者が 設置する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>48,538円</u>	_____
			(イ) 接続に必要な装 置等を当社の電力 設備、クロック供給 装置又はその他の 電気通信設備のい ずれか2種類以上 に接続する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>33,721円</u>	_____
			(ウ) 接続に必要な装 置等を当社の電力 設備、クロック供給 装置又はその他の 電気通信設備のい ずれか1種類に接 続する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>20,227円</u>	_____
			(エ) 複数のキャビネ ットラックに設置 された、1の接続申 込者に係る接続に 必要な装置等相互 間を接続する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>18,086円</u>	_____
		イ 接続 に必要 な装置 等の設 置の結	(7) 接続に必要な装 置等を設置するた めのキャビネットラ ックを接続申込者が 設置する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>8,509円</u>	_____

(23) 光信号 端末回線の 事前照会に 係る情報調 査費	光信号端 末回線に 関する情 報（第10 条の2 （事前照 会）第2項 第8号に 係るもの に限りま す。） を提供す る場合に 要する費 用	ア 提 供可 能時 期の 調査 に要 する 費用	(7) 光信号端末回線 （既に設置された当 社の光屋内配線を除 きます。）に係る情 報を提供する場合	1区間ご とに	<u>4,133円</u>	_____
			(イ) 既に設置された当 社の光屋内配線に係 る情報を提供する場 合	1区間ご とに	<u>12,267円</u>	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用		1区間ご とに	<u>2,764円</u>	_____
(24) 自前工事 調整等作業 費	接続申込 者が接続 に必要な 装置等を 設置又は 撤去する 場合にお いて、その 設置に付 随する設 計、工事調 整、接続に 必要な 装置等の 設置又は 撤去の結 果の確認、 その撤去 に伴う設 備情報の 変更管理、 その他の 作業に要 する費用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要な装 置等を設置するた めのキャビネットラ ックを接続申込者が 設置する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>48,290円</u>	_____
			(イ) 接続に必要な装 置等を当社の電力 設備、クロック供給 装置又はその他の 電気通信設備のい ずれか2種類以上 に接続する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>33,549円</u>	_____
			(ウ) 接続に必要な装 置等を当社の電力 設備、クロック供給 装置又はその他の 電気通信設備のい ずれか1種類に接 続する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>20,123円</u>	_____
			(エ) 複数のキャビネ ットラックに設置 された、1の接続申 込者に係る接続に 必要な装置等相互 間を接続する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>17,993円</u>	_____
		イ 接続 に必要 な装置 等の設 置の結	(7) 接続に必要な装 置等を設置するた めのキャビネットラ ックを接続申込者が 設置する場合	1通信用 建物ご との1 件ごと に	<u>8,466円</u>	_____

		果の確認に要する費用	(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,230円	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,490円	—
			(エ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,399円	—
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(ア) (イ)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,265円	—
			(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	2,832円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	5,355円	—
(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	10,154円	—	
		イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,242円	—	

		果の確認に要する費用	(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,188円	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,456円	—
			(エ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,366円	—
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(ア) (イ)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,233円	—
			(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	2,818円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	5,328円	—
(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	11,536円	—	
		イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	6,971円	—	

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>2,326 円</u>	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	<u>49 円</u>	_____
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	<u>96 円</u>	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>752 円</u>	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>298 円</u>	
(29) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	<u>17,438 円</u>	_____
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1 電柱ごとに	<u>716 円</u>	_____
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>1,437 円</u>	_____
		イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>12,937 円</u>	
(32) 接続工事等時刻指	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1 件 平日 間	<u>6,750 円</u>	_____

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>2,332 円</u>	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	<u>53 円</u>	_____
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	<u>109 円</u>	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>753 円</u>	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>312 円</u>	
(29) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	<u>17,396 円</u>	_____
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1 電柱ごとに	<u>712 円</u>	_____
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>1,430 円</u>	_____
		イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>12,871 円</u>	
(32) 接続工事等時刻指	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1 件 平日 間	<u>6,716 円</u>	_____

定手続費			ごと	平日夜間	16,622 円		
			に	平日深夜	27,654 円		
				土日祝日昼間	8,078 円		
				土日祝日夜間	17,252 円		
				土日祝日深夜	28,561 円		
				月額	1,566,000 円		
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,566,000 円	_____		
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,226 円	_____		
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,729 円			
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,080 円		左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。	
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,590 円			
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,080 円			_____
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,899 円			

定手続費			ごと	平日夜間	16,572 円		
			に	平日深夜	27,627 円		
				土日祝日昼間	8,059 円		
				土日祝日夜間	17,212 円		
				土日祝日深夜	28,547 円		
				月額	1,604,000 円		
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,604,000 円	_____		
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,214 円	_____		
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,715 円			
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,070 円		左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。	
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,577 円			
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,070 円			_____
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,884 円			



(35) 申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,569,785円	—
-----------------------	---	----	------------	---

(35) 申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,581,768円	—
(36) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	7,241円	—

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)
(10) 故障情報等提供に係る登録手続費	データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者を提供するために必要となる情報を登録するときに要する費用	1件ごとに	—

2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.107

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.309
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)
(10) 削除			

2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.110

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.337
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	1.079
	発電設備	0.796
	電源設備及び蓄電池設備	0.860
	空気調整設備	1.999
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.032
自己資本利益率		0.0504

(3) (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	1.088
	発電設備	0.731
	電源設備及び蓄電池設備	0.800
	空気調整設備	2.089
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.038
自己資本利益率		0.0505

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額		
		土地	通信用建物	
富山県	富山	917円	17,011円	
	富山南	691円	16,638円	
	和合	167円	9,099円	
	水尻	455円	22,445円	
	呉羽	758円	4,783円	
	富山水橋	317円	8,473円	
	富山北	544円	22,958円	
	高岡	394円	21,162円	
	高岡市外	332円	11,490円	
	高岡立野	467円	6,298円	
	戸出機械棟	418円	17,440円	
	新湊機械棟	395円	15,177円	
	堀岡	222円	14,108円	
	魚津	315円	14,967円	
	水見	404円	7,430円	
	富山滑川	440円	12,167円	
	黒部別	461円	11,570円	
	礪波	623円	12,292円	
	小矢部	399円	10,697円	
	大沢野別	348円	5,445円	
	上滝	201円	7,580円	
	上市	221円	8,126円	
	入善	404円	5,546円	
	婦中	308円	11,301円	
	小杉	415円	9,489円	
	太閤山	437円	3,367円	
	大門	486円	14,811円	
	富山平	71円	13,308円	
	井波	201円	5,717円	
	福野	412円	12,295円	
	富山福光	419円	6,720円	
	富山岩瀬2	401円	7,961円	
	高岡伏木	393円	10,087円	
	高岡中田	299円	10,244円	
	富山柳田	523円	20,718円	
	梅檀野	119円	12,546円	
	富山立山	225円	13,718円	
	宇奈月	126円	15,636円	
	富山朝日	151円	32,495円	
	越中八尾	251円	22,533円	
	富山古里	433円	17,383円	
	城端	312円	7,027円	
	富山福岡別	430円	6,540円	
	津沢	269円	19,722円	
	入善南	121円	21,938円	
	石川県	鳴和	955円	21,076円
		金石	817円	11,136円
金沢弥生		906円	13,262円	
入江		1,060円	13,050円	
額		992円	12,591円	
金沢森本		600円	18,892円	
粟ヶ崎		1,260円	9,046円	
金沢3		1,151円	27,630円	
七尾		383円	27,577円	
徳田		239円	13,348円	
和倉		776円	12,560円	
石川小松		588円	19,500円	
符津		439円	14,724円	
中海		487円	7,701円	
輪島		267円	37,842円	
珠洲		195円	10,353円	
石川加賀		364円	14,468円	
片山津		245円	8,024円	
山代		262円	17,667円	
羽咋		445円	17,129円	
邑知		261円	15,971円	
松任		471円	13,659円	
山中		966円	7,322円	
根上別		389円	13,341円	
寺井2		414円	11,152円	
辰口		594円	3,505円	
鶴来		948円	18,557円	
金沢西		819円	18,049円	

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額		
		土地	通信用建物	
富山県	富山	1,116円	17,480円	
	富山南	675円	17,671円	
	和合	157円	9,224円	
	水尻	447円	23,395円	
	呉羽	733円	5,275円	
	富山水橋	307円	7,782円	
	富山北	502円	22,755円	
	高岡	390円	21,726円	
	高岡市外	336円	9,476円	
	高岡立野	454円	5,171円	
	戸出機械棟	402円	15,470円	
	新湊機械棟	368円	16,342円	
	堀岡	206円	13,720円	
	魚津	270円	14,777円	
	水見	387円	6,679円	
	富山滑川	393円	11,938円	
	黒部別	457円	22,284円	
	礪波	602円	20,101円	
	小矢部	387円	10,681円	
	大沢野別	325円	5,972円	
	上滝	200円	8,085円	
	上市	210円	8,521円	
	入善	398円	5,594円	
	婦中	306円	11,318円	
	小杉	412円	11,062円	
	太閤山	443円	3,199円	
	大門	476円	15,879円	
	富山平	69円	12,439円	
	井波	191円	6,097円	
	福野	363円	11,376円	
	富山福光	371円	6,779円	
	富山岩瀬2	385円	7,166円	
	高岡伏木	354円	28,019円	
	高岡中田	292円	24,359円	
	富山柳田	466円	20,579円	
	梅檀野	109円	15,144円	
	富山立山	222円	13,820円	
	宇奈月	120円	14,861円	
	富山朝日	142円	31,691円	
	越中八尾	246円	45,028円	
	富山古里	381円	16,313円	
	城端	269円	7,257円	
	富山福岡別	430円	7,733円	
	津沢	280円	21,719円	
	入善南	163円	20,627円	
	石川県	鳴和	1,023円	23,872円
		金石	748円	40,154円
金沢弥生		923円	13,289円	
入江		1,004円	12,553円	
額		858円	11,818円	
金沢森本		584円	19,572円	
粟ヶ崎		1,219円	9,798円	
金沢3		1,407円	25,376円	
七尾		367円	29,582円	
徳田		223円	12,655円	
和倉		811円	11,434円	
石川小松		535円	20,890円	
符津		399円	16,138円	
中海		457円	6,968円	
輪島		261円	38,605円	
珠洲		238円	11,762円	
石川加賀		353円	14,061円	
片山津		211円	7,698円	
山代		270円	18,167円	
羽咋		405円	17,569円	
邑知		248円	17,830円	
松任		487円	14,456円	
山中		979円	6,577円	
根上別		399円	13,658円	
寺井2		425円	11,415円	
辰口		568円	3,863円	
鶴来		907円	20,640円	
金沢西		839円	20,168円	

	野々市	714円	8,047円
	津幡	489円	13,711円
	石川河北	767円	17,252円
	志雄	136円	14,531円
	押水	121円	13,034円
	田鶴浜	285円	14,812円
	鳥屋	301円	14,898円
	石川中島	212円	18,083円
	石川鹿島	235円	14,768円
	能都	463円	25,719円
	屢川	390円	16,719円
	粟津	225円	14,591円
	美川	425円	9,377円
	七塚木津	198円	12,542円
	内灘	521円	19,822円
	石川	256円	11,150円
	石川高松別	201円	10,220円
	富来	135円	19,559円
	穴水	308円	44,004円
	羽咋志賀別	221円	10,198円
	宝立	113円	10,450円
	久江	202円	11,097円
	鹿西	288円	15,737円
	門前	35円	18,955円
	柳田	192円	11,198円
	石川内浦	137円	15,800円
	能都小木	170円	7,172円
	金沢2	1,151円	28,040円
	町野	277円	8,289円
	鹿島能登島	358円	21,814円
福井県	福井2	591円	16,051円
	福井南	818円	11,681円
	麻生津	521円	9,081円
	敦賀	659円	15,537円
	武生局舎2	287円	9,536円
	福井小浜2	673円	15,636円
	東小浜	348円	28,372円
	福井大野	282円	9,749円
	福井勝山	286円	11,236円
	鯖江	471円	12,199円
	鯖江西	205円	24,678円
	福井松岡別	536円	4,909円
	福井三国	343円	6,963円
	芦原	148円	7,059円
	丸岡	384円	14,294円
	春江別	403円	9,571円
	山東	435円	59,078円
	上中	322円	15,762円
	福井高浜別	676円	10,490円
	福井東別	805円	10,586円
	福井森田	425円	9,361円
	西安居	109円	25,128円
	福井坂井	149円	8,352円
	福井朝日別	254円	15,301円
	福井清水	178円	17,491円
	福井	591円	32,321円
	足羽別	343円	6,183円
	河和田	187円	10,581円
	永平寺	374円	16,531円
	金津別	281円	9,616円
	今立別	389円	8,615円
	福井三方別	171円	16,124円
	美浜	186円	25,940円
	大飯	600円	28,075円
	今庄	404円	17,323円
	福井河合	225円	3,114円
	福井鶴	239円	14,450円
	五分市	487円	17,129円
	上志比	229円	19,867円
	福井池田	346円	17,406円
	南条	541円	18,275円
	福井宮崎	130円	22,301円
	名田庄	149円	15,528円
	越前	828円	10,851円
	荒土	208円	22,183円
	細呂木	92円	18,852円
	織田	182円	20,685円
岐阜県	岐阜	783円	44,371円
	岐阜本荘	750円	14,191円
	長良	982円	22,366円
	長森	1,032円	20,597円

	野々市	706円	8,534円
	津幡	462円	28,684円
	石川河北	755円	18,068円
	志雄	127円	14,234円
	押水	132円	11,515円
	田鶴浜	257円	17,703円
	鳥屋	280円	14,509円
	石川中島	203円	17,979円
	石川鹿島	232円	14,222円
	能都	419円	26,668円
	屢川	335円	16,708円
	粟津	193円	13,195円
	美川	428円	10,131円
	七塚木津	194円	12,309円
	内灘	502円	20,104円
	石川	246円	10,527円
	石川高松別	195円	10,719円
	富来	131円	19,523円
	穴水	276円	31,651円
	羽咋志賀別	217円	10,643円
	宝立	103円	10,049円
	久江	193円	10,921円
	鹿西	271円	15,986円
	門前	34円	19,111円
	柳田	146円	9,689円
	石川内浦	130円	18,755円
	能都小木	117円	6,495円
	金沢2	1,407円	29,032円
	町野	290円	7,248円
	鹿島能登島	188円	21,077円
福井県	福井2	611円	16,363円
	福井南	796円	11,736円
	麻生津	213円	9,105円
	敦賀	648円	15,506円
	武生局舎2	280円	10,274円
	福井小浜2	644円	16,965円
	東小浜	310円	26,489円
	福井大野	228円	10,719円
	福井勝山	293円	12,135円
	鯖江	442円	21,059円
	鯖江西	195円	23,596円
	福井松岡別	497円	6,039円
	福井三国	310円	8,183円
	芦原	125円	14,450円
	丸岡	373円	10,753円
	春江別	429円	8,848円
	山東	489円	19,962円
	上中	280円	14,724円
	福井高浜別	659円	10,032円
	福井東別	799円	10,802円
	福井森田	430円	9,830円
	西安居	121円	24,555円
	福井坂井	140円	6,966円
	福井朝日別	246円	16,182円
	福井清水	162円	17,368円
	福井	611円	34,365円
	足羽別	337円	6,490円
	河和田	174円	9,313円
	永平寺	362円	16,510円
	金津別	295円	10,742円
	今立別	368円	8,787円
	福井三方別	164円	16,130円
	美浜	214円	19,262円
	大飯	577円	20,608円
	今庄	406円	20,703円
	福井河合	216円	2,934円
	福井鶴	206円	11,739円
	五分市	459円	16,966円
	上志比	195円	18,176円
	福井池田	345円	16,276円
	南条	560円	16,414円
	福井宮崎	106円	20,464円
	名田庄	115円	13,921円
	越前	748円	13,045円
	荒土	188円	21,101円
	細呂木	87円	17,555円
	織田	189円	20,429円
岐阜県	岐阜	779円	52,951円
	岐阜本荘	734円	15,722円
	長良	925円	31,379円
	長森	1,002円	22,822円

岐阜加納	1,386円	21,288円
黒野	576円	17,951円
芥見	368円	13,263円
大垣南	807円	12,800円
大垣西	416円	17,993円
大垣丸ノ内南	489円	23,250円
高山第二	1,894円	20,225円
東濃B	400円	21,221円
岐阜根本	697円	31,366円
岐阜関	546円	13,364円
小金田	357円	13,572円
岐阜中津川	412円	14,773円
瑞浪	314円	9,539円
岐阜羽島	535円	16,392円
恵那	525円	21,632円
恵那B	525円	10,519円
武並	262円	14,726円
中濃	749円	17,369円
土岐	408円	14,866円
各務原	513円	28,960円
鷺沼	702円	7,410円
可児	473円	21,001円
笠松	648円	7,964円
佐波	458円	20,459円
養老	343円	13,101円
垂井	255円	13,194円
揖斐川	136円	9,580円
岐阜北方	892円	8,643円
穂積	778円	15,172円
高富	592円	8,498円
郡上八幡	662円	12,911円
美濃白川	179円	9,585円
下呂	480円	16,389円
荘川	36円	11,960円
飛騨古川	591円	7,261円
岐阜神岡	242円	17,505円
一宮川島	551円	6,852円
岐阜巖美	303円	16,780円
岐阜赤坂	505円	7,410円
美濃坂本	242円	12,208円
第一落合	219円	29,160円
美濃	401円	7,273円
羽島南	334円	10,952円
下石	239円	6,868円
新駄知	261円	10,364円
美濃平田	426円	64,220円
養老東	259円	16,049円
岐阜神戸	482円	19,751円
輪之内	266円	71,850円
美濃池田	299円	4,660円
岐阜川辺	282円	16,724円
御高	259円	14,528円
笠原	298円	7,096円
陶	168円	4,837円
久々利	188円	9,967円
春里	256円	8,901円
海津	359円	64,804円
南濃	320円	11,412円
岐阜石津	321円	20,544円
揖斐大野	158円	10,262円
本巢	123円	28,954円
武芸川	240円	15,774円
岐阜大和	544円	10,859円
富加	301円	11,000円
八百津	260円	11,363円
美濃坂下	141円	12,879円
付知	231円	8,334円
美濃福岡	259円	12,427円
岩村	343円	3,637円
山岡	280円	14,627円
明智	547円	13,759円
岐阜萩原	908円	3,585円
飛騨国府	128円	7,221円
美濃加茂北	102円	17,968円
前宮	376円	22,737円
関ヶ原	278円	29,835円
岐阜白鳥	520円	24,152円
飛騨細江	151円	33,834円
岐阜粟野	466円	4,612円
美濃牧谷	108円	30,322円
釜戸	167円	16,885円

岐阜加納	1,358円	23,479円
黒野	501円	17,955円
芥見	342円	14,600円
大垣南	778円	11,522円
大垣西	364円	20,320円
大垣丸ノ内南	463円	24,845円
高山第二	1,919円	20,900円
東濃B	394円	23,422円
岐阜根本	697円	31,933円
岐阜関	513円	11,375円
小金田	349円	12,490円
岐阜中津川	414円	15,489円
瑞浪	301円	23,161円
岐阜羽島	491円	18,761円
恵那	481円	20,787円
恵那B	481円	10,582円
武並	241円	15,326円
中濃	580円	21,796円
土岐	396円	20,376円
各務原	494円	25,779円
鷺沼	692円	6,196円
可児	439円	21,054円
笠松	638円	6,192円
佐波	434円	19,561円
養老	338円	15,340円
垂井	109円	13,031円
揖斐川	134円	35,076円
岐阜北方	687円	9,483円
穂積	754円	13,886円
高富	576円	7,707円
郡上八幡	641円	46,297円
美濃白川	176円	8,794円
下呂	462円	18,059円
荘川	33円	10,227円
飛騨古川	565円	7,455円
岐阜神岡	201円	17,727円
一宮川島	542円	7,155円
岐阜巖美	300円	16,225円
岐阜赤坂	497円	7,266円
美濃坂本	232円	12,992円
第一落合	158円	30,406円
美濃	392円	6,237円
羽島南	277円	10,016円
下石	217円	6,268円
新駄知	174円	11,982円
美濃平田	415円	64,740円
養老東	223円	16,625円
岐阜神戸	469円	20,093円
輪之内	251円	73,740円
美濃池田	332円	5,372円
岐阜川辺	257円	16,883円
御高	242円	14,393円
笠原	160円	9,417円
陶	130円	3,685円
久々利	177円	11,280円
春里	217円	10,005円
海津	355円	65,972円
南濃	296円	9,921円
岐阜石津	301円	21,842円
揖斐大野	141円	9,638円
本巢	138円	29,429円
武芸川	231円	15,310円
岐阜大和	487円	8,823円
富加	279円	10,156円
八百津	234円	10,661円
美濃坂下	132円	12,025円
付知	208円	6,610円
美濃福岡	235円	12,265円
岩村	332円	3,634円
山岡	267円	17,251円
明智	504円	16,184円
岐阜萩原	821円	3,923円
飛騨国府	121円	7,592円
美濃加茂北	83円	18,730円
前宮	365円	22,440円
関ヶ原	250円	30,334円
岐阜白鳥	481円	24,959円
飛騨細江	120円	33,356円
岐阜粟野	445円	3,062円
美濃牧谷	79円	31,948円
釜戸	149円	16,623円

	鶴里	118円	11,690円
	上石津	167円	10,064円
	名森	342円	110,853円
	墨俣	471円	10,950円
	岐阜美山	344円	7,356円
	谷合	200円	25,307円
	武儀	300円	19,392円
	高鷲	74円	11,242円
	美並	310円	15,194円
	七宗	353円	10,164円
	東白川	85円	16,136円
	加子母	187円	21,353円
	蛭川	225円	11,196円
	上矢作	129円	13,530円
	飛騨小坂	405円	30,504円
	飛騨竹原	257円	12,851円
	岐阜金山	718円	15,675円
	町方	388円	22,093円
	久々野	332円	10,376円
	奥飛騨温泉	311円	15,473円
	根尾	163円	18,081円
	蘇原	171円	18,802円
	黒南	245円	16,900円
	岐阜黒川	190円	17,614円
	飛騨河合	111円	17,974円
静岡県	用宗	1,156円	9,766円
	静岡長沼	1,835円	8,136円
	城北	2,529円	20,398円
	静岡八幡	2,478円	111,394円
	静岡大谷	467円	11,097円
	静岡電々	6,008円	32,844円
	浜松	1,055円	23,964円
	精志	567円	14,199円
	浜松住吉	1,260円	10,764円
	三方原	1,000円	6,998円
	神久呂	459円	6,156円
	中野町	640円	6,126円
	白羽	396円	5,959円
	芳川	575円	10,571円
	都田	557円	37,406円
	向宿別	759円	14,731円
	増楽	849円	10,195円
	下香貫	926円	8,844円
	沼津高島	1,509円	9,469円
	沼津原	1,124円	26,404円
	江ノ浦	476円	11,700円
	沼津第二	1,445円	16,156円
	沼津北	1,725円	32,724円
	静岡清水	764円	22,360円
	有度	757円	22,164円
	江尻	1,633円	8,900円
	三保	533円	14,036円
	南熱海	482円	7,785円
	第二熱海	957円	14,373円
	三島中郷	1,009円	19,334円
	北田町	1,890円	10,290円
	富士宮	424円	11,965円
	伊東	470円	22,653円
	静岡伊東2	470円	15,514円
	八幡野	520円	11,252円
	静岡島田	1,012円	11,124円
	富士	910円	13,038円
	平垣	505円	20,838円
	富士鈴川	507円	4,014円
	富士岡	642円	6,865円
	鷹岡	465円	5,802円
	磐田	829円	16,790円
	焼津	487円	16,785円
	大宮	687円	14,142円
掛川	486円	29,680円	
伊達方	211円	13,078円	
藤枝	994円	16,195円	
兵太夫	990円	4,774円	
御殿場	927円	13,818円	
玉穂	554円	8,705円	
袋井	1,091円	11,628円	
天竜	606円	6,820円	
浜北	584円	12,394円	
伊東下田	635円	30,260円	
裾野	1,211円	8,982円	
湖西	882円	10,982円	

	鶴里	110円	12,470円
	上石津	157円	7,742円
	名森	347円	119,312円
	墨俣	455円	12,147円
	岐阜美山	325円	5,761円
	谷合	157円	26,369円
	武儀	256円	17,987円
	高鷲	65円	6,770円
	美並	282円	14,330円
	七宗	296円	11,498円
	東白川	52円	15,916円
	加子母	150円	23,153円
	蛭川	205円	12,241円
	上矢作	95円	15,533円
	飛騨小坂	375円	33,904円
	飛騨竹原	207円	11,378円
	岐阜金山	690円	14,660円
	町方	333円	22,458円
	久々野	297円	7,152円
	奥飛騨温泉	246円	17,055円
	根尾	151円	16,288円
	蘇原	141円	19,828円
	黒南	199円	16,460円
	岐阜黒川	159円	19,049円
	飛騨河合	89円	22,828円
静岡県	用宗	1,158円	19,745円
	静岡長沼	1,792円	9,095円
	城北	2,524円	26,404円
	静岡八幡	2,566円	147,211円
	静岡大谷	408円	10,100円
	静岡電々	6,190円	34,105円
	浜松	1,036円	53,845円
	精志	552円	14,035円
	浜松住吉	1,238円	11,186円
	三方原	997円	8,745円
	神久呂	453円	6,616円
	中野町	629円	6,582円
	白羽	356円	5,579円
	芳川	557円	9,894円
	都田	565円	38,890円
	向宿別	746円	15,594円
	増楽	765円	9,023円
	下香貫	873円	10,436円
	沼津高島	1,506円	12,423円
	沼津原	1,067円	26,894円
	江ノ浦	416円	11,735円
	沼津第二	1,416円	17,097円
	沼津北	1,567円	34,480円
	静岡清水	767円	25,195円
	有度	692円	22,167円
	江尻	1,579円	9,645円
	三保	517円	10,974円
	南熱海	451円	7,159円
	第二熱海	879円	13,955円
	三島中郷	995円	20,127円
	北田町	1,813円	10,524円
	富士宮	425円	12,574円
	伊東	459円	26,211円
	静岡伊東2	459円	16,667円
	八幡野	484円	10,143円
	静岡島田	995円	11,409円
	富士	715円	13,529円
	平垣	543円	21,484円
	富士鈴川	476円	5,991円
	富士岡	629円	9,131円
	鷹岡	451円	6,625円
	磐田	806円	18,216円
	焼津	454円	19,098円
	大宮	667円	15,953円
掛川	469円	32,320円	
伊達方	205円	13,512円	
藤枝	982円	27,068円	
兵太夫	977円	5,287円	
御殿場	922円	14,724円	
玉穂	526円	7,786円	
袋井	1,075円	11,739円	
天竜	568円	6,347円	
浜北	552円	26,962円	
伊東下田	583円	30,687円	
裾野	1,204円	8,817円	
湖西	860円	13,122円	

河津	566円	14,294円
南伊豆	217円	21,122円
仁科	1,206円	6,116円
伊豆長岡	1,113円	21,588円
修善寺大仁	671円	15,714円
新函南	1,210円	18,479円
中土狩	1,675円	8,673円
大井川	421円	20,357円
榛原	353円	10,876円
吉田町	539円	9,655円
浜岡	324円	19,421円
掛川菊川	754円	15,973円
引佐	568円	23,938円
静岡美和	501円	22,050円
服織	1,140円	42,144円
静岡沼津	1,393円	22,618円
富士大淵	385円	8,763円
湯ヶ島	730円	11,351円
青羽根	1,101円	15,474円
静岡岡部	845円	20,038円
静岡金谷	252円	7,933円
舞阪	491円	10,346円
新居	600円	27,023円
細江	402円	7,591円
伊左地	418円	9,932円
館山寺	389円	16,226円
静岡興津	1,105円	5,728円
小島	989円	15,911円
上野北山	288円	19,524円
川奈	612円	17,179円
宇佐美	783円	10,829円
富戸	772円	18,470円
初倉	445円	12,586円
富士見台	560円	10,808円
大藤	442円	17,804円
原谷	383円	10,382円
葉梨	397円	14,494円
御殿場神山	645円	10,272円
静岡山梨	642円	10,331円
中瀬	597円	10,612円
宮口	604円	6,093円
沼津御宿	768円	35,360円
新所原	1,038円	8,885円
熱川	227円	12,481円
稲取	386円	22,218円
丹那	263円	11,329円
韭山	1,159円	15,598円
大仁	1,942円	7,779円
中伊豆	253円	38,152円
須走	320円	13,068円
静岡小山	826円	6,249円
芝川	207円	23,239円
御前崎	258円	15,038円
相良	364円	11,955円
地頭方	85円	13,533円
小笠	363円	13,023円
森町	471円	5,785円
浅羽	304円	24,181円
静岡福田	207円	4,525円
竜洋	316円	19,487円
賤機	718円	18,528円
静岡水落	2,197円	19,032円
伊豆山	664円	18,725円
猪之頭	137円	15,013円
上井出	171円	25,893円
箕作	625円	13,060円
入出	244円	9,940円
白須賀	208円	13,920円
伊東松崎	1,305円	18,441円
西伊豆	1,208円	9,470円
伊豆賀茂	365円	52,664円
静岡戸田	160円	21,216円
土肥	237円	7,098円
富士川	598円	6,439円
富士松野	203円	11,216円
蒲原	877円	6,486円
由比	819円	8,184円
静岡川根	642円	17,174円
大須賀	826円	16,000円
静岡豊岡	426円	22,444円
三ヶ日	521円	12,752円

河津	522円	15,218円
南伊豆	208円	22,237円
仁科	1,129円	5,511円
伊豆長岡	1,107円	18,524円
修善寺大仁	595円	20,827円
新函南	1,204円	20,916円
中土狩	1,660円	8,261円
大井川	401円	20,614円
榛原	326円	11,978円
吉田町	536円	10,418円
浜岡	317円	21,460円
掛川菊川	727円	18,562円
引佐	536円	23,944円
静岡美和	483円	22,788円
服織	1,082円	44,028円
静岡沼津	1,402円	23,189円
富士大淵	337円	9,954円
湯ヶ島	653円	11,849円
青羽根	955円	16,291円
静岡岡部	810円	14,950円
静岡金谷	235円	8,654円
舞阪	439円	9,955円
新居	587円	28,106円
細江	346円	9,640円
伊左地	389円	8,407円
館山寺	373円	16,181円
静岡興津	1,070円	5,565円
小島	982円	22,917円
上野北山	266円	19,484円
川奈	581円	17,617円
宇佐美	759円	11,555円
富戸	686円	19,635円
初倉	480円	11,871円
富士見台	498円	11,667円
大藤	410円	18,921円
原谷	370円	11,146円
葉梨	366円	15,665円
御殿場神山	632円	11,843円
静岡山梨	642円	12,224円
中瀬	585円	9,975円
宮口	581円	15,752円
沼津御宿	804円	37,116円
新所原	1,019円	8,805円
熱川	237円	14,140円
稲取	346円	21,033円
丹那	242円	11,871円
韭山	1,066円	16,608円
大仁	1,869円	10,762円
中伊豆	236円	32,264円
須走	305円	11,747円
静岡小山	809円	5,701円
芝川	194円	24,320円
御前崎	250円	14,386円
相良	343円	12,523円
地頭方	110円	12,689円
小笠	350円	12,838円
森町	458円	6,132円
浅羽	312円	25,218円
静岡福田	244円	4,346円
竜洋	287円	18,667円
賤機	699円	17,778円
静岡水落	2,122円	20,143円
伊豆山	564円	17,165円
猪之頭	103円	15,483円
上井出	152円	26,111円
箕作	572円	13,734円
入出	233円	10,706円
白須賀	197円	15,129円
伊東松崎	1,228円	20,570円
西伊豆	797円	9,720円
伊豆賀茂	299円	52,720円
静岡戸田	144円	21,819円
土肥	208円	6,789円
富士川	579円	6,682円
富士松野	185円	10,526円
蒲原	790円	7,636円
由比	800円	8,695円
静岡川根	592円	18,116円
大須賀	793円	16,212円
静岡豊岡	413円	22,384円
三ヶ日	477円	14,318円

	都筑	402円	16,500円
	宮口2	604円	13,600円
	掛川城東	180円	19,257円
	韮山高原	88円	9,176円
	用沢	408円	13,377円
	中川根	461円	9,271円
	千頭	270円	10,816円
	掛川大東	217円	17,531円
	気多	266円	12,545円
	天童佐久間	359円	8,702円
	静岡西浦	299円	13,758円
	南崎	219円	6,602円
	天童春野	249円	18,449円
愛知県	千種覚王山	2,733円	28,789円
	名古屋東山	1,711円	14,207円
	千種第二	1,875円	12,099円
	名古屋新東	3,714円	91,924円
	布池	3,131円	22,558円
	矢田	1,975円	11,628円
	大曾根	1,408円	40,927円
	味鏡	1,341円	12,332円
	名古屋山田	1,097円	20,358円
	浄心	1,655円	11,999円
	笹島	2,453円	37,483円
	則武	2,121円	16,226円
	名古屋中村	2,148円	20,503円
	稲葉地	2,054円	14,579円
	名古屋中	1,499円	48,388円
	名古屋金山	3,049円	37,659円
	新広小路	3,134円	56,466円
	滝子	2,074円	36,293円
	瑞穂通	1,898円	21,438円
	八事	3,419円	16,683円
	名古屋中川	1,166円	10,333円
	下之一色	1,216円	27,106円
	名古屋港	1,000円	29,951円
	稲永	901円	9,227円
	蓮徳	1,699円	9,385円
	笠寺	1,050円	12,333円
	大同	1,364円	12,631円
	名古屋守山	907円	15,961円
	名古屋緑	1,193円	21,083円
	平手	1,990円	19,504円
	鳴子第二	2,140円	13,984円
	名東	1,622円	20,210円
	猪子石	1,937円	18,736円
	猪高	2,265円	26,985円
	大白	2,357円	23,994円
	豊橋岩田	1,155円	10,772円
	豊橋花田	1,304円	19,138円
	豊橋南栄	1,181円	14,707円
	豊橋二川	990円	7,968円
	老津	653円	5,482円
	植田	654円	5,977円
	札木	550円	13,670円
	岡崎	757円	32,097円
	羽根	1,883円	20,181円
	矢作	560円	7,752円
	藤川	869円	4,107円
	岩津	1,235円	9,262円
	尾張一宮	930円	22,272円
	一宮神山	1,465円	6,049円
	一宮羽根	583円	19,610円
	一宮萩原	488円	13,012円
	浅井	531円	10,665円
	瀬戸陶栄	421円	9,541円
	愛知半田	695円	15,581円
	春日井	873円	14,173円
	勝川	1,519円	16,498円
	高蔵寺分室	581円	20,197円
	高蔵寺	1,397円	11,201円
	春日井坂下	661円	23,360円
	愛知豊川	1,028円	9,328円
	御油	1,010円	5,800円
	津島藤浪	1,062円	10,755円
	碧南2	795円	13,281円
	刈谷	774円	16,948円
	刈谷境	850円	12,918円
	愛知豊田	897円	16,646円
	豊田高上	1,893円	10,680円
	豊田寿	845円	10,682円

	都筑	339円	17,697円
	宮口2	581円	13,041円
	掛川城東	169円	19,001円
	韮山高原	61円	9,750円
	用沢	398円	15,016円
	中川根	414円	7,856円
	千頭	263円	10,052円
	掛川大東	204円	20,776円
	気多	245円	11,960円
	天童佐久間	306円	7,261円
	静岡西浦	195円	13,112円
	南崎	97円	4,097円
	天童春野	229円	19,228円
愛知県	千種覚王山	2,841円	37,781円
	名古屋東山	1,662円	14,452円
	千種第二	1,703円	12,764円
	名古屋新東	3,989円	98,768円
	布池	3,239円	23,047円
	矢田	2,027円	13,113円
	大曾根	1,363円	45,192円
	味鏡	1,323円	13,223円
	名古屋山田	1,072円	21,338円
	浄心	1,726円	16,198円
	笹島	2,302円	44,670円
	則武	1,767円	16,315円
	名古屋中村	2,211円	25,575円
	稲葉地	2,093円	14,198円
	名古屋中	1,686円	53,305円
	名古屋金山	2,699円	42,331円
	新広小路	3,751円	60,140円
	滝子	2,188円	37,911円
	瑞穂通	1,932円	23,301円
	八事	3,499円	17,959円
	名古屋中川	1,135円	10,460円
	下之一色	1,177円	28,418円
	名古屋港	1,004円	33,310円
	稲永	850円	10,121円
	蓮徳	1,672円	37,847円
	笠寺	1,015円	12,051円
	大同	1,319円	12,484円
	名古屋守山	869円	21,705円
	名古屋緑	1,181円	22,591円
	平手	2,054円	20,807円
	鳴子第二	2,028円	12,994円
	名東	1,524円	23,251円
	猪子石	1,897円	19,226円
	猪高	2,087円	27,356円
	大白	2,376円	23,657円
	豊橋岩田	1,104円	10,251円
	豊橋花田	1,226円	20,350円
	豊橋南栄	1,142円	14,335円
	豊橋二川	946円	7,595円
	老津	600円	4,381円
	植田	602円	6,563円
	札木	531円	15,200円
	岡崎	726円	29,830円
	羽根	1,879円	21,273円
	矢作	500円	28,111円
	藤川	858円	3,531円
	岩津	1,258円	9,151円
	尾張一宮	899円	19,263円
	一宮神山	1,343円	11,354円
	一宮羽根	566円	22,441円
	一宮萩原	486円	13,754円
	浅井	345円	11,106円
	瀬戸陶栄	394円	10,520円
	愛知半田	657円	15,909円
	春日井	838円	15,532円
	勝川	1,504円	17,750円
	高蔵寺分室	569円	22,561円
	高蔵寺	1,363円	11,324円
	春日井坂下	637円	24,369円
	愛知豊川	1,000円	31,268円
	御油	1,007円	6,531円
	津島藤浪	999円	12,456円
	碧南2	790円	14,000円
	刈谷	740円	17,709円
	刈谷境	822円	13,769円
	愛知豊田	886円	19,507円
	豊田高上	1,920円	9,872円
	豊田寿	832円	10,281円



猿投 2	1,085円	10,497円
豊田高岡	909円	10,672円
豊田上郷	739円	8,905円
刈谷安城 2	801円	25,725円
今村	2,612円	6,189円
西尾寄住	1,376円	10,474円
蒲郡 2	1,164円	5,099円
犬山 B	682円	10,160円
犬山羽黒	727円	12,068円
常滑	645円	61,892円
一宮江南 2	1,239円	5,644円
江南宮田	602円	4,735円
尾西	816円	13,341円
小牧機械棟	630円	15,850円
篠岡	517円	16,371円
小牧桜井	675円	38,018円
稲沢	1,735円	20,991円
豊橋新城	737円	11,578円
上野町	981円	21,023円
尾張横須賀 B	633円	14,784円
大府	1,365円	6,604円
知多	676円	5,249円
知立 2	1,494円	11,237円
尾張旭	1,039円	8,736円
愛知高浜	928円	5,434円
岩倉	1,503円	12,206円
豊明	793円	9,741円
東阿野	1,201円	11,210円
名古屋東郷	1,074円	5,852円
名古屋日進	676円	15,374円
長久手 B	1,195円	15,164円
豊山	1,162円	38,131円
西春 B	1,594円	19,299円
新川清洲	1,220円	24,891円
江南大口	875円	15,122円
扶桑	943円	5,458円
木曾川 B	450円	7,906円
祖父江	604円	13,297円
海部	744円	19,439円
蟹江 B	1,086円	13,073円
津島弥富	740円	7,087円
阿久比	544円	7,281円
東浦	787円	9,610円
幸田	1,160円	15,806円
三好	1,824円	6,639円
設楽	85円	9,645円
愛知御津	540円	5,570円
愛知田原 2	1,035円	27,667円
渚美	634円	7,028円
広小路	3,134円	22,695円
名古屋万場	849円	13,071円
志段味	759円	9,001円
名古屋大森	1,738円	16,988円
河合	537円	7,466円
矢合	544円	16,531円
平和	544円	18,527円
寺沢	688円	11,345円
豊橋石巻	419円	12,115円
常磐	549円	11,248円
六ツ美	1,063円	38,923円
品野	1,600円	19,050円
水野	455円	18,723円
板山	778円	20,641円
亀崎	809円	6,989円
松平	621円	16,801円
保見	577円	3,177円
豊田駒場	738円	14,819円
刈谷桜井	1,469円	12,663円
刈谷明治	715円	14,928円
平坂	851円	15,123円
室場	564円	7,631円
三河大塚	776円	10,651円
形原	734円	4,375円
小鈴谷	286円	15,725円
尾張大野	675円	9,502円
大海	370円	61,329円
新城富岡	230円	12,615円
加木屋	1,214円	4,727円
永和	603円	9,202円
武豊	714円	7,246円
一色 2	505円	10,063円

猿投 2	1,107円	12,889円
豊田高岡	875円	11,546円
豊田上郷	733円	8,815円
刈谷安城 2	737円	27,642円
今村	2,433円	6,027円
西尾寄住	1,417円	20,123円
蒲郡 2	1,124円	6,406円
犬山 B	706円	10,994円
犬山羽黒	721円	12,478円
常滑	616円	65,204円
一宮江南 2	1,209円	7,799円
江南宮田	582円	5,124円
尾西	808円	14,093円
小牧機械棟	616円	16,743円
篠岡	506円	17,477円
小牧桜井	630円	38,988円
稲沢	1,718円	21,978円
豊橋新城	665円	11,294円
上野町	914円	23,118円
尾張横須賀 B	609円	15,075円
大府	1,359円	9,659円
知多	655円	6,008円
知立 2	1,569円	22,731円
尾張旭	1,012円	10,326円
愛知高浜	951円	5,586円
岩倉	1,521円	13,633円
豊明	772円	10,692円
東阿野	1,225円	12,872円
名古屋東郷	1,054円	5,282円
名古屋日進	707円	16,986円
長久手 B	1,167円	15,380円
豊山	1,100円	40,286円
西春 B	1,533円	22,071円
新川清洲	1,161円	26,870円
江南大口	860円	16,155円
扶桑	897円	5,603円
木曾川 B	470円	8,217円
祖父江	594円	13,311円
海部	728円	20,712円
蟹江 B	1,048円	14,104円
津島弥富	727円	11,473円
阿久比	532円	7,229円
東浦	790円	9,316円
幸田	1,160円	64,071円
三好	1,874円	6,660円
設楽	80円	9,113円
愛知御津	512円	6,381円
愛知田原 2	989円	28,594円
渚美	657円	6,678円
広小路	3,751円	24,203円
名古屋万場	828円	14,075円
志段味	724円	9,624円
名古屋大森	1,690円	12,439円
河合	518円	37,529円
矢合	531円	18,184円
平和	540円	31,642円
寺沢	665円	10,967円
豊橋石巻	385円	11,557円
常磐	522円	10,866円
六ツ美	1,045円	38,927円
品野	1,563円	23,727円
水野	438円	18,962円
板山	760円	27,400円
亀崎	798円	7,928円
松平	597円	17,294円
保見	566円	3,606円
豊田駒場	740円	14,953円
刈谷桜井	1,602円	11,725円
刈谷明治	689円	13,749円
平坂	831円	15,819円
室場	560円	6,277円
三河大塚	738円	10,355円
形原	697円	3,925円
小鈴谷	283円	15,010円
尾張大野	660円	9,808円
大海	363円	35,571円
新城富岡	216円	11,929円
加木屋	1,184円	5,283円
永和	593円	9,037円
武豊	704円	7,216円
一色 2	501円	10,301円

上横須賀	839円	27,705円
三好ヶ丘	1,096円	17,496円
豊田藤岡	538円	6,808円
三河一宮	1,532円	11,880円
小坂井	781円	6,006円
東海茶東西	5,382円	23,269円
豊橋	550円	26,409円
南海部	453円	8,269円
木場	566円	13,670円
鍋田	340円	27,378円
八開	390円	20,327円
南知多	380円	12,702円
師崎	280円	12,258円
愛知豊浜	394円	8,873円
愛知美浜	233円	6,703円
野間	440円	19,757円
吉良	707円	8,412円
幡豆	1,952円	47,637円
豊富	280円	13,240円
下山	74円	10,197円
鳳来大野	795円	5,859円
愛知野田	229円	9,237円
赤羽根	232円	17,056円
伊良湖岬	152円	17,009円
刈谷安城	801円	17,851円
尾張横須賀	633円	20,568円
篠島	801円	5,915円
日間賀	353円	24,487円
小原	95円	9,350円
小渡	419円	9,685円
東栄	394円	10,456円
稲武	398円	9,507円
鳳来	322円	16,056円
菊井	1,521円	22,628円
足助	957円	9,914円
片田	202円	5,908円
高茶屋	603円	33,637円
一身田	490円	8,949円
津丸之内第4	430円	28,997円
四日市B	503円	16,085円
三ツ谷B	295円	6,634円
四日市富田	671円	9,883円
四日市水沢	268円	22,115円
塩浜	543円	16,668円
室山	527円	7,233円
伊勢志摩2	484円	19,982円
伊勢大湊	435円	16,708円
松阪港	510円	14,546円
松阪南	238円	16,855円
松阪新座	422円	8,547円
桑名	413円	16,936円
七和	663円	6,812円
伊賀上野	489円	23,516円
鈴鹿B館	675円	27,528円
鈴鹿白子	399円	16,441円
庄野	503円	7,032円
名張	414円	14,306円
尾鷲	720円	25,788円
三重亀山	207円	6,758円
鳥羽	251円	8,015円
鳥羽第2	251円	16,287円
熊野第二	717円	8,230円
久居	435円	12,718円
真弁	322円	18,246円
菟野	521円	6,249円
三重関	210円	17,261円
伊勢大湊	195円	18,969円
大台	208円	12,592円
阿児	495円	18,180円
津丸之内第3	430円	13,368円
小山田	275円	14,612円
県	271円	8,419円
保々	261円	26,466円
下野	509円	13,680円
伊勢豊浜	177円	14,600円
伊勢南	224円	18,092円
天名	186円	13,283円
伊勢若松	417円	16,743円
東員	190円	25,457円
河芸	319円	17,539円
多気	135円	27,650円

三重県

上横須賀	781円	21,489円
三好ヶ丘	1,097円	17,065円
豊田藤岡	523円	5,840円
三河一宮	1,453円	11,409円
小坂井	774円	5,958円
東海茶東西	4,843円	26,649円
豊橋	531円	30,762円
南海部	447円	8,174円
木場	538円	13,167円
鍋田	310円	29,095円
八開	380円	20,692円
南知多	325円	13,526円
師崎	247円	13,078円
愛知豊浜	340円	7,801円
愛知美浜	219円	26,705円
野間	406円	26,108円
吉良	689円	8,549円
幡豆	1,833円	29,773円
豊富	264円	12,854円
下山	66円	17,061円
鳳来大野	776円	5,062円
愛知野田	215円	10,313円
赤羽根	232円	17,716円
伊良湖岬	133円	17,308円
刈谷安城	737円	21,052円
尾張横須賀	609円	22,110円
篠島	679円	6,540円
日間賀	307円	24,797円
小原	86円	7,610円
小渡	388円	10,939円
東栄	380円	9,238円
稲武	362円	9,349円
鳳来	291円	16,086円
菊井	1,474円	28,842円
足助	875円	10,768円
片田	191円	5,066円
高茶屋	568円	34,234円
一身田	438円	10,104円
津丸之内第4	422円	34,263円
四日市B	498円	20,897円
三ツ谷B	276円	7,382円
四日市富田	688円	10,890円
四日市水沢	248円	21,831円
塩浜	520円	17,588円
室山	513円	7,769円
伊勢志摩2	446円	23,035円
伊勢大湊	409円	16,750円
松阪港	443円	14,503円
松阪南	185円	16,732円
松阪新座	397円	9,226円
桑名	393円	19,532円
七和	642円	6,211円
伊賀上野	442円	24,274円
鈴鹿B館	612円	28,235円
鈴鹿白子	388円	16,358円
庄野	495円	7,156円
名張	374円	15,037円
尾鷲	629円	26,674円
三重亀山	195円	6,212円
鳥羽	218円	6,960円
鳥羽第2	218円	15,529円
熊野第二	561円	33,569円
久居	414円	13,075円
真弁	313円	18,240円
菟野	508円	6,413円
三重関	201円	16,771円
伊勢大湊	185円	19,510円
大台	172円	12,287円
阿児	445円	19,307円
津丸之内第3	422円	15,963円
小山田	266円	15,058円
県	257円	8,490円
保々	249円	26,440円
下野	490円	14,007円
伊勢豊浜	162円	14,976円
伊勢南	191円	17,297円
天名	159円	13,011円
伊勢若松	403円	16,563円
東員	185円	26,092円
河芸	296円	16,641円
多気	119円	28,805円

三重県

高野尾	94円	21,152円
搦田	343円	10,530円
伊勢寺	351円	13,103円
松阪東黒部	231円	21,938円
松阪大石	94円	16,271円
桑名深谷	389円	17,604円
三重上野南	126円	54,378円
石薬師	201円	16,612円
三重長沢	154円	21,573円
比奈知	242円	32,785円
桔梗ヶ丘第一	563円	19,236円
賀田	166円	22,778円
北輪内	371円	13,304円
野登	86円	21,004円
三重長岡	81円	23,917円
答志島	181円	14,687円
柳原	74円	14,875円
多度	167円	15,767円
伊勢長島	591円	12,232円
北勢	350円	6,081円
大安	124円	21,956円
朝明	143円	22,747円
四日市楠	503円	10,528円
四日市朝日	385円	16,722円
椋本	149円	10,673円
安濃	199円	18,295円
一志	147円	11,681円
三重白山	70円	31,711円
三重嬉野	174円	10,709円
三雲	231円	9,492円
明和	301円	5,137円
伊勢玉城	353円	11,514円
伊勢二見	334円	14,957円
内城田	515円	15,075円
伊賀	141円	8,709円
伊賀平田	157円	49,153円
三重青山	245円	28,567円
大王	259円	25,221円
三重志摩	286円	21,358円
甲賀	476円	18,169円
紀伊長島	402円	20,507円
三重御浜	271円	11,885円
大安東	253円	12,434円
三重藤原	245円	14,230円
三重美里	263円	21,058円
香良洲	307円	9,884円
飯南	302円	27,615円
柳原	261円	17,631円
勢和	304円	16,061円
三重萩原	214円	20,457円
宿田曾	374円	20,813円
五ヶ所	252円	41,002円
南海	213円	6,925円
鳥ヶ原	92円	16,407円
浜島	304円	19,158円
安乗	346円	16,146円
三重磯部	238円	17,072円
三重九鬼	127円	23,701円
三重飛鳥	240円	15,050円
新鹿	134円	12,983円
二本島	233円	34,315円
美杉	195円	13,036円
三重奥津	170円	22,981円
飯高	266円	11,632円
伊勢志摩3	484円	28,175円
菅島	459円	125,220円
飯高川俣	129円	23,428円
阿山	84円	17,683円
左口桂城	289円	23,966円
紀宝鶴殿	599円	13,615円
入鹿	97円	14,026円
海山	804円	15,823円
滋賀県		
滋賀大津	814円	41,463円
堅田2	960円	19,071円
滋賀瀬田	1,209円	39,834円
石山	566円	12,789円
大津坂本2	876円	9,010円
におの浜	1,273円	31,683円
彦根3	505円	47,553円
河瀬	338円	12,040円

高野尾	77円	21,143円
搦田	317円	10,475円
伊勢寺	332円	12,597円
松阪東黒部	196円	21,038円
松阪大石	76円	15,078円
桑名深谷	367円	18,107円
三重上野南	113円	54,211円
石薬師	184円	17,231円
三重長沢	136円	20,827円
比奈知	145円	31,422円
桔梗ヶ丘第一	551円	19,243円
賀田	163円	21,788円
北輪内	289円	12,754円
野登	78円	19,110円
三重長岡	57円	24,515円
答志島	79円	12,029円
柳原	68円	13,894円
多度	159円	16,548円
伊勢長島	562円	11,874円
北勢	340円	6,172円
大安	121円	22,332円
朝明	137円	24,274円
四日市楠	478円	10,094円
四日市朝日	365円	17,412円
椋本	144円	10,661円
安濃	180円	17,573円
一志	134円	11,385円
三重白山	66円	34,818円
三重嬉野	163円	10,686円
三雲	201円	8,758円
明和	286円	5,361円
伊勢玉城	332円	12,103円
伊勢二見	303円	15,038円
内城田	451円	14,527円
伊賀	131円	8,512円
伊賀平田	130円	50,062円
三重青山	238円	28,361円
大王	227円	16,256円
三重志摩	252円	20,258円
甲賀	443円	18,631円
紀伊長島	307円	21,614円
三重御浜	232円	10,825円
大安東	247円	12,232円
三重藤原	217円	14,509円
三重美里	230円	20,322円
香良洲	278円	10,004円
飯南	266円	28,548円
柳原	240円	16,832円
勢和	274円	13,029円
三重萩原	169円	19,886円
宿田曾	314円	19,410円
五ヶ所	197円	41,969円
南海	178円	5,158円
鳥ヶ原	74円	15,552円
浜島	273円	20,701円
安乗	272円	17,144円
三重磯部	207円	17,407円
三重九鬼	90円	21,473円
三重飛鳥	223円	13,667円
新鹿	113円	10,491円
二本島	164円	30,387円
美杉	150円	10,676円
三重奥津	120円	22,571円
飯高	191円	32,105円
伊勢志摩3	446円	31,062円
菅島	232円	106,361円
飯高川俣	120円	23,592円
阿山	68円	17,370円
左口桂城	257円	22,303円
紀宝鶴殿	555円	12,985円
入鹿	69円	14,411円
海山	697円	15,362円
滋賀県		
滋賀大津	797円	44,243円
堅田2	932円	23,479円
滋賀瀬田	1,178円	40,641円
石山	566円	13,468円
大津坂本2	887円	9,494円
におの浜	1,132円	30,834円
彦根3	479円	55,146円
河瀬	336円	13,415円

稲枝	309円	6,188円
滋賀長浜	479円	22,726円
近江八幡	539円	21,964円
六枚橋別館	847円	15,610円
八日市	740円	23,165円
草津	671円	39,728円
常盤	320円	10,701円
近江守山	556円	22,247円
守山北	983円	20,494円
粟東	590円	29,682円
野洲2	992円	24,955円
甲西	606円	26,475円
水口	317円	18,443円
滋賀甲賀	422円	13,936円
信楽	226円	26,642円
安土	548円	7,403円
近江日野	278円	21,975円
滋賀鶴川	329円	24,155円
五個荘	469円	12,860円
能登川	869円	20,883円
湖東	72円	8,357円
秦荘	130円	11,999円
愛知川	159円	15,774円
滋賀多賀	819円	13,568円
滋賀山東	63円	27,092円
米原	755円	11,317円
虎姫	175円	41,006円
滋賀湖北	234円	11,939円
ひわ	305円	16,653円
近江高月	163円	17,158円
木之本	187円	28,679円
今津	237円	16,166円
安曇川	498円	23,521円
高島	348円	9,553円
新旭	215円	24,523円
関ノ津	143円	25,804円
滋賀志賀	193円	16,421円
和恋	151円	7,547円
金勝	610円	6,385円
中主	736円	21,245円
石部	232円	6,223円
下田	521円	18,645円
菩提寺	571円	19,937円
近江甲南	233円	36,212円
滋賀蒲生	73円	9,241円
竜王	67円	26,875円
豊郷	212円	19,242円
甲良	145円	9,577円
醒ヶ井	268円	27,098円
滋賀浅井	330円	20,099円
比叡平	395円	15,160円
小松	250円	80,322円
長浜局舎2	440円	40,374円
土山	252円	23,086円
滋賀大野	124円	18,741円
雲井	135円	20,372円
柏原別館	180円	17,490円
朝日	173円	7,014円
中之郷	275円	20,718円
マキノ沢	207円	14,464円
船木	257円	22,738円
粟東	160円	8,770円
マキノ	222円	16,985円
途中	180円	14,393円
上田上別館	279円	49,817円
滋賀伊吹	117円	8,267円
近江大浦	48円	23,585円
京都府	3,292円	15,248円
京都北野	9,823円	9,046円
西陣別館	4,413円	29,727円
賀茂	3,063円	15,334円
壬生別館	4,638円	11,138円
京都	13,812円	29,088円
七条	2,134円	26,593円
京都南	2,469円	33,825円
嵯峨2	2,488円	12,467円
朱雀	2,666円	22,315円
深草	2,257円	11,457円
京都醍醐	2,002円	11,549円
伏見	3,044円	26,487円
淀	1,231円	10,889円

稲枝	293円	6,678円
滋賀長浜	466円	22,887円
近江八幡	514円	21,713円
六枚橋別館	825円	17,776円
八日市	768円	19,858円
草津	663円	39,375円
常盤	314円	26,563円
近江守山	544円	22,653円
守山北	958円	21,752円
粟東	587円	37,767円
野洲2	1,002円	25,231円
甲西	596円	23,615円
水口	312円	19,320円
滋賀甲賀	401円	14,311円
信楽	208円	27,527円
安土	540円	21,775円
近江日野	274円	22,317円
滋賀鶴川	319円	25,091円
五個荘	508円	30,307円
能登川	916円	21,327円
湖東	77円	8,911円
秦荘	135円	12,949円
愛知川	153円	15,048円
滋賀多賀	785円	14,106円
滋賀山東	59円	27,866円
米原	736円	24,103円
虎姫	167円	47,692円
滋賀湖北	224円	32,481円
ひわ	293円	17,698円
近江高月	160円	16,954円
木之本	176円	40,884円
今津	227円	17,390円
安曇川	431円	22,963円
高島	310円	9,827円
新旭	203円	25,917円
関ノ津	132円	27,419円
滋賀志賀	175円	18,661円
和恋	141円	8,441円
金勝	593円	6,808円
中主	716円	23,480円
石部	231円	6,694円
下田	517円	20,991円
菩提寺	546円	19,441円
近江甲南	283円	36,666円
滋賀蒲生	76円	9,031円
竜王	65円	27,715円
豊郷	197円	20,686円
甲良	141円	9,637円
醒ヶ井	226円	22,558円
滋賀浅井	325円	22,587円
比叡平	508円	16,709円
小松	235円	80,183円
長浜局舎2	437円	41,617円
土山	250円	21,458円
滋賀大野	120円	19,174円
雲井	131円	16,397円
柏原別館	169円	19,058円
朝日	158円	8,449円
中之郷	250円	19,809円
マキノ沢	195円	15,134円
船木	243円	25,274円
粟東	160円	9,579円
マキノ	204円	16,108円
途中	148円	13,439円
上田上別館	269円	53,168円
滋賀伊吹	112円	9,711円
近江大浦	43円	20,857円
京都府	3,369円	15,327円
京都北野	9,770円	9,579円
西陣別館	4,558円	30,048円
賀茂	3,043円	16,602円
壬生別館	5,012円	20,063円
京都	15,731円	30,920円
七条	2,429円	34,733円
京都南	2,516円	39,865円
嵯峨2	2,445円	13,414円
朱雀	2,580円	23,291円
深草	2,216円	11,766円
京都醍醐	2,057円	10,249円
伏見	3,135円	29,491円
淀	1,194円	10,737円

山科	1,734円	16,963円
京都桂	3,412円	23,256円
大原野	1,325円	12,623円
前田	706円	7,357円
福知山	1,199円	32,361円
京都舞鶴	928円	30,107円
舞鶴西	454円	43,756円
綾部	844円	51,237円
宇治2	1,434円	21,800円
京都新田	1,703円	15,098円
宮津	334円	25,804円
亀岡	1,506円	15,966円
城陽	1,032円	11,665円
京都西山	5,304円	16,271円
長岡京	2,716円	35,595円
京都八幡	935円	11,057円
山城田辺	1,110円	21,331円
精華2	981円	14,285円
園部	1,070円	22,571円
岩滝	273円	4,922円
加悦谷	129円	17,090円
峰山	221円	18,726円
丹後大宮	118円	17,338円
網野	316円	18,812円
鞍馬	1,058円	20,545円
木幡	1,387円	20,733円
山城木津	1,152円	15,578円
福知山上川口	259円	13,471円
宮前	229円	14,812円
井手	497円	20,446円
山城町	622円	13,688円
山城加茂	824円	20,213円
京都八木	966円	15,205円
丹波町	269円	19,455円
京都弥栄	405円	25,773円
京都吉田別館	3,557円	21,163円
山城大原	147円	31,904円
祇園別館	2,429円	14,560円
八田	88円	21,394円
三和	169円	15,150円
朱雀・桂2	3,412円	14,807円
何北	57円	17,325円
天ノ橋立	259円	23,834円
和束	115円	25,297円
京北	494円	7,717円
京都美山	429円	17,887円
京都下山	232円	12,190円
京都日吉	324円	11,770円
瑞穂	186円	10,394円
和知	251円	27,670円
夜久野	84円	15,717円
丹後木津	502円	25,023円
丹後町	349円	17,786円
神野	290円	24,768円
久美浜	578円	23,938円
舞鶴八雲2	103円	156,065円
宇治田原	411円	31,808円
舞鶴岡田	169円	19,300円
京都大江	360円	19,036円
平野	196円	21,928円
伊根	89円	39,033円
都島	2,611円	30,522円
此花	1,609円	26,983円
大阪新町新	2,637円	22,236円
西	2,720円	17,876円
大阪港	1,759円	37,966円
大阪大正別館	1,673円	15,606円
天王寺	2,285円	11,816円
大阪桜川	1,358円	28,550円
日本橋北館	2,536円	23,749円
西淀川	1,533円	14,500円
東淀川	2,940円	39,653円
東成	3,506円	16,294円
生野	1,532円	23,871円
箕	1,588円	18,962円
大阪旭	2,638円	22,233円
大阪城東	2,101円	18,454円
鷺野	2,572円	17,615円
桑津	2,245円	13,921円
阿倍野	3,515円	33,677円
長居	3,928円	24,613円

大阪府

山科	1,724円	16,594円
京都桂	3,434円	23,478円
大原野	1,281円	12,346円
前田	659円	6,208円
福知山	930円	30,207円
京都舞鶴	944円	32,153円
舞鶴西	455円	45,097円
綾部	737円	56,618円
宇治2	1,407円	24,938円
京都新田	1,623円	14,671円
宮津	304円	27,085円
亀岡	1,458円	16,513円
城陽	1,067円	13,157円
京都西山	5,201円	17,003円
長岡京	2,452円	36,086円
京都八幡	918円	10,569円
山城田辺	1,103円	21,597円
精華2	952円	14,427円
園部	1,016円	25,218円
岩滝	278円	5,316円
加悦谷	123円	18,538円
峰山	201円	18,688円
丹後大宮	115円	16,316円
網野	290円	18,320円
鞍馬	1,026円	22,856円
木幡	1,391円	22,518円
山城木津	1,055円	16,038円
福知山上川口	308円	12,990円
宮前	205円	28,868円
井手	418円	23,811円
山城町	582円	14,880円
山城加茂	809円	20,735円
京都八木	947円	16,762円
丹波町	246円	21,948円
京都弥栄	382円	27,110円
京都吉田別館	3,606円	23,512円
山城大原	130円	33,831円
祇園別館	2,681円	17,024円
八田	88円	20,415円
三和	151円	15,854円
朱雀・桂2	3,434円	50,857円
何北	47円	16,642円
天ノ橋立	247円	23,528円
和束	105円	27,531円
京北	467円	6,938円
京都美山	403円	17,375円
京都下山	190円	13,106円
京都日吉	313円	12,734円
瑞穂	160円	11,111円
和知	229円	31,494円
夜久野	73円	14,398円
丹後木津	477円	23,419円
丹後町	292円	18,012円
神野	266円	24,804円
久美浜	534円	22,404円
舞鶴八雲2	97円	170,723円
宇治田原	317円	34,364円
舞鶴岡田	157円	20,870円
京都大江	348円	17,843円
平野	176円	21,900円
伊根	68円	38,703円
都島	2,487円	27,973円
此花	1,681円	25,788円
大阪新町新	3,308円	34,577円
西	2,684円	18,855円
大阪港	1,749円	43,194円
大阪大正別館	1,598円	16,861円
天王寺	2,358円	12,613円
大阪桜川	1,428円	31,117円
日本橋北館	3,541円	26,542円
西淀川	1,419円	17,590円
東淀川	2,900円	41,966円
東成	3,495円	20,136円
生野	1,522円	50,470円
箕	1,538円	23,741円
大阪旭	2,596円	23,369円
大阪城東	2,112円	19,190円
鷺野	2,372円	18,374円
桑津	2,246円	15,167円
阿倍野	3,763円	47,664円
長居	4,114円	27,538円

大阪府

大阪住吉	2,437円	15,122円
天下茶屋	1,756円	10,918円
大阪淀川3	1,747円	46,212円
大阪三国	1,977円	18,381円
大阪鶴見	4,001円	15,408円
住之江	2,707円	24,328円
南港	1,316円	23,281円
大阪平野	2,860円	18,973円
北平野	2,011円	8,958円
大阪北	2,800円	33,140円
北	3,043円	26,158円
堀川	3,889円	24,461円
豊崎	4,644円	26,616円
高津	2,638円	25,679円
大阪東	2,540円	28,149円
大阪中央ビル	4,163円	44,295円
塚	1,457円	20,312円
大阪石津	1,529円	20,593円
金岡	2,329円	12,422円
鳳	1,392円	26,606円
浜寺	1,818円	9,949円
登美丘	4,891円	12,527円
泉北	1,390円	21,975円
深井	1,498円	20,910円
初芝	1,865円	10,221円
南大阪2	1,278円	10,842円
東岸和田	2,333円	20,513円
山直	824円	4,227円
豊中	3,303円	21,825円
服部	2,969円	12,640円
庄内	2,781円	18,975円
池田石橋	2,729円	35,248円
池田別館	3,205円	22,689円
西吹田	2,785円	15,668円
吹田	1,640円	8,643円
千里	2,677円	16,746円
万国博	2,410円	36,159円
泉大津	1,518円	23,825円
高槻	2,079円	32,723円
南高槻	2,092円	15,987円
茨木富田	1,167円	10,412円
安岡寺	1,828円	18,375円
上牧	1,657円	22,332円
水間	596円	33,147円
大阪守口	1,613円	34,900円
枚方	2,166円	30,348円
枚野	3,086円	12,554円
中宮	1,641円	13,620円
香里丘	1,602円	21,496円
津田	1,766円	17,484円
香里	3,910円	19,659円
茨木	1,840円	49,702円
星見	2,500円	19,767円
郡	1,796円	5,497円
平田	2,099円	21,893円
八尾	2,403円	9,041円
志紀	1,953円	15,587円
千塚	1,301円	28,322円
泉佐野	858円	26,672円
大阪田尻	550円	27,232円
日根野2	627円	15,320円
富田林	738円	19,434円
金剛	3,426円	5,485円
佐備	1,267円	20,945円
寝屋川	1,265円	28,308円
池田	2,086円	16,731円
河内長野	1,580円	19,507円
三日月市町	908円	9,656円
大阪松原	2,152円	37,867円
大阪大東	2,533円	20,093円
大阪和泉	1,311円	14,538円
三林	1,125円	6,367円
箕面	3,661円	19,833円
白鳥	1,882円	12,391円
柏原	1,455円	13,684円
柏原国分	1,230円	13,487円
羽曳野	1,198円	18,689円
門真	2,022円	10,721円
大和田	1,332円	10,065円
摂津	1,962円	10,121円
淀川鳥飼	1,404円	16,007円

大阪住吉	2,432円	23,372円
天下茶屋	1,793円	11,546円
大阪淀川3	1,719円	49,146円
大阪三国	1,990円	19,978円
大阪鶴見	3,963円	16,139円
住之江	2,669円	22,594円
南港	1,253円	23,139円
大阪平野	2,822円	21,352円
北平野	1,948円	16,176円
大阪北	3,558円	36,385円
北	3,291円	31,768円
堀川	4,275円	26,194円
豊崎	5,109円	29,836円
高津	2,888円	28,469円
大阪東	2,787円	31,088円
大阪中央ビル	5,245円	47,319円
塚	1,373円	21,903円
大阪石津	1,527円	23,752円
金岡	2,444円	12,430円
鳳	1,525円	29,919円
浜寺	1,765円	11,730円
登美丘	4,783円	12,509円
泉北	1,375円	18,956円
深井	1,467円	21,523円
初芝	1,834円	13,795円
南大阪2	1,238円	11,100円
東岸和田	1,989円	19,716円
山直	795円	4,499円
豊中	3,220円	23,312円
服部	3,003円	12,010円
庄内	2,712円	19,526円
池田石橋	2,676円	30,078円
池田別館	3,215円	23,382円
西吹田	2,671円	15,993円
吹田	1,624円	9,446円
千里	2,661円	32,076円
万国博	2,333円	38,281円
泉大津	1,469円	26,407円
高槻	2,024円	35,552円
南高槻	2,061円	16,392円
茨木富田	1,147円	13,188円
安岡寺	1,789円	16,930円
上牧	1,611円	21,524円
水間	496円	34,585円
大阪守口	1,601円	37,366円
枚方	2,163円	31,435円
枚野	3,048円	12,531円
中宮	1,531円	12,742円
香里丘	1,595円	22,089円
津田	1,751円	17,420円
香里	3,827円	26,487円
茨木	1,886円	50,554円
星見	2,392円	20,263円
郡	1,835円	5,717円
平田	1,953円	21,708円
八尾	2,366円	20,198円
志紀	1,914円	15,627円
千塚	1,213円	21,742円
泉佐野	852円	24,800円
大阪田尻	541円	28,539円
日根野2	553円	15,431円
富田林	722円	21,249円
金剛	3,276円	6,090円
佐備	979円	21,208円
寝屋川	1,228円	28,874円
池田	1,949円	16,960円
河内長野	1,470円	18,164円
三日月市町	864円	8,377円
大阪松原	2,078円	33,914円
大阪大東	2,512円	22,522円
大阪和泉	1,295円	15,424円
三林	1,102円	6,495円
箕面	3,849円	20,037円
白鳥	2,250円	13,276円
柏原	1,422円	14,990円
柏原国分	1,183円	16,693円
羽曳野	1,172円	20,848円
門真	2,062円	11,893円
大和田	1,322円	11,072円
摂津	1,915円	9,668円
淀川鳥飼	1,410円	16,578円

高砂	583円	14,051円
藤井寺	1,609円	20,971円
東大阪	2,483円	21,713円
北布施	2,312円	19,228円
大阪河内	1,893円	14,900円
枚岡	2,207円	13,128円
鴻池	1,601円	11,576円
泉南	768円	6,282円
四条畷	2,144円	34,439円
交野	1,856円	16,201円
大阪狭山	1,564円	11,818円
大阪尾崎	662円	17,290円
山崎	1,562円	12,397円
熊取	700円	13,831円
大阪岬	541円	9,858円
太子別館	607円	5,572円
美原	872円	7,687円
土佐堀	4,472円	22,900円
北浜R T	4,766円	12,701円
島之内南	3,289円	77,770円
西面	938円	16,830円
大岩	393円	8,500円
寝屋川高宮	1,940円	29,586円
大阪内田	846円	5,614円
箱作	506円	18,087円
豊中吉川	1,359円	26,986円
河南	215円	3,179円
内畑	184円	12,928円
大阪横山	164円	16,925円
多奈川	283円	17,653円
赤阪	289円	26,620円
茨木2	1,840円	13,404円
茨木3	1,840円	13,356円
田尻別館	550円	23,260円
東能勢	396円	58,115円
野間中	175円	27,036円
能勢	222円	17,519円
淡輪	471円	20,230円
兵庫御影	4,199円	34,777円
御影営業所	4,199円	33,601円
東灘	2,428円	13,232円
灘2	3,454円	6,259円
湊川	2,080円	16,722円
兵庫	1,725円	20,335円
神戸西	1,457円	21,365円
須磨	2,584円	10,566円
妙法寺	2,249円	7,755円
名谷	1,554円	14,100円
舞子	1,487円	11,336円
福田	1,668円	13,515円
塩屋	1,917円	9,469円
鈴蘭台	986円	16,092円
有馬	1,040円	12,960円
有馬温泉	741円	8,676円
山田2	639円	16,538円
北神別館	692円	59,154円
神戸港	3,302円	80,294円
葦合	1,694円	13,635円
港島	1,787円	28,950円
兵庫三宮	4,923円	19,151円
神戸中電	2,868円	20,933円
岩岡	1,609円	4,884円
神出	131円	6,434円
狛谷	137円	22,678円
押部谷	150円	14,190円
伊川谷	1,247円	15,144円
姫路	964円	22,601円
姫路西	1,297円	37,099円
飾磨	754円	18,307円
広畑	708円	10,222円
網干	978円	11,145円
姫路白浜	999円	17,173円
御着	664円	10,350円
飾西	942円	12,018円
太市	662円	32,420円
兵庫姫路	994円	30,392円
尼崎	1,823円	36,877円
尼崎西	2,053円	16,628円
尼崎東	2,242円	15,316円
尼崎北	3,239円	17,156円
武庫之荘	3,145円	12,986円

兵庫県

高砂	554円	13,335円
藤井寺	1,521円	20,900円
東大阪	2,444円	22,907円
北布施	2,288円	19,066円
大阪河内	1,841円	38,754円
枚岡	2,038円	12,898円
鴻池	1,542円	11,157円
泉南	791円	8,178円
四条畷	1,856円	33,998円
交野	1,777円	17,076円
大阪狭山	1,926円	13,778円
大阪尾崎	655円	18,368円
山崎	1,531円	13,093円
熊取	687円	14,941円
大阪岬	481円	12,122円
太子別館	629円	5,431円
美原	812円	7,570円
土佐堀	5,057円	25,705円
北浜R T	5,647円	13,360円
島之内南	3,624円	40,178円
西面	993円	16,639円
大岩	372円	8,751円
寝屋川高宮	1,743円	28,533円
大阪内田	837円	5,644円
箱作	492円	18,876円
豊中吉川	1,473円	27,520円
河南	200円	2,951円
内畑	175円	12,180円
大阪横山	150円	15,300円
多奈川	245円	16,123円
赤阪	267円	24,251円
茨木2	1,886円	14,233円
茨木3	1,886円	13,961円
田尻別館	547円	24,088円
東能勢	376円	59,955円
野間中	157円	27,593円
能勢	217円	16,690円
淡輪	470円	20,924円
兵庫御影	4,105円	37,125円
御影営業所	4,105円	34,015円
東灘	2,492円	13,813円
灘2	3,522円	8,464円
湊川	2,030円	17,707円
兵庫	1,823円	21,344円
神戸西	1,528円	22,988円
須磨	2,601円	10,432円
妙法寺	2,149円	7,093円
名谷	1,459円	13,343円
舞子	1,529円	9,759円
福田	1,508円	12,875円
塩屋	1,897円	8,988円
鈴蘭台	975円	17,176円
有馬	1,086円	12,093円
有馬温泉	755円	33,435円
山田2	633円	17,969円
北神別館	671円	62,749円
神戸港	3,916円	84,076円
葦合	1,867円	13,971円
港島	1,662円	28,090円
兵庫三宮	5,948円	21,295円
神戸中電	2,894円	23,338円
岩岡	1,563円	4,405円
神出	119円	15,980円
狛谷	125円	24,531円
押部谷	144円	14,776円
伊川谷	1,085円	15,471円
姫路	953円	22,404円
姫路西	1,209円	28,984円
飾磨	712円	18,197円
広畑	680円	10,047円
網干	911円	9,921円
姫路白浜	949円	17,786円
御着	600円	10,744円
飾西	1,006円	11,517円
太市	642円	31,366円
兵庫姫路	961円	32,665円
尼崎	1,822円	38,820円
尼崎西	1,996円	17,635円
尼崎東	2,213円	16,273円
尼崎北	3,278円	16,999円
武庫之荘	2,957円	12,850円

兵庫県

明石 2	1,876円	22,471円
大久保	1,611円	9,965円
二見	1,105円	16,405円
明石西	1,265円	11,029円
江井ヶ島	1,045円	18,369円
西宮	2,688円	33,458円
瓦木	3,483円	21,346円
甲子園	3,297円	14,026円
仁川	4,791円	11,172円
夙川	2,854円	8,594円
瓦木南別館	2,674円	27,430円
洲本	560円	20,933円
芦屋別館	3,993円	12,749円
伊丹	2,481円	17,715円
兵庫相生	317円	18,082円
豊岡	685円	28,126円
別府	998円	31,339円
加古川 1	1,452円	17,701円
竜野	480円	29,446円
赤穂	556円	17,884円
西脇別館	408円	17,062円
宝塚	1,564円	19,175円
宝塚別館	1,809円	10,697円
三木	520円	14,731円
兵庫高砂	587円	17,524円
兵庫川西	1,866円	35,791円
兵庫小野	677円	11,643円
兵庫三田	709円	33,628円
加西	701円	17,467円
社	545円	37,086円
播磨八千代	63円	9,354円
福崎	800円	26,426円
播磨山崎	803円	8,390円
日高	139円	10,257円
出石	244円	66,756円
浜坂	225円	16,722円
八鹿	388円	21,533円
和田山	542円	17,091円
丹波柏原	159円	19,222円
水上別館	158円	19,318円
春日	139円	21,888円
兵庫津名	272円	8,564円
緑	289円	20,959円
淡路三原	135円	7,233円
西神中央	139円	4,648円
名塩	204円	17,978円
宝塚山本	2,230円	42,644円
清和台	671円	11,203円
猪名川	205円	7,715円
六甲山	177円	22,627円
仁豊野	162円	15,125円
播磨山田	145円	10,217円
谷内	174円	11,363円
林田	406円	12,696円
淡路由良	240円	4,014円
安平	341円	20,658円
若狹野	154円	13,020円
矢野	146円	15,446円
津居山	156円	6,943円
志方	135円	8,043円
平荘	100円	4,780円
宝殿	1,923円	11,806円
国包	61円	10,560円
神岡	226円	22,654円
揖西	130円	13,868円
西構	204円	14,490円
坂越	242円	15,624円
有年	226円	31,889円
宝塚西谷	108円	12,486円
口吉川	103円	15,053円
緑ヶ丘	1,552円	7,312円
大塩	701円	5,046円
菅根	972円	11,692円
兵庫山下	1,248円	26,679円
多田	1,013円	18,377円
青野ヶ原	80円	15,181円
小田	63円	9,143円
広野	368円	9,919円
相野	115円	56,497円
高平	88円	8,806円
北条賀茂	71円	18,338円

明石 2	1,874円	22,485円
大久保	1,751円	20,597円
二見	1,097円	16,417円
明石西	1,195円	11,643円
江井ヶ島	1,033円	19,882円
西宮	2,712円	37,665円
瓦木	3,508円	22,369円
甲子園	3,271円	15,212円
仁川	4,528円	11,706円
夙川	2,730円	8,561円
瓦木南別館	2,442円	32,807円
洲本	515円	25,202円
芦屋別館	4,133円	14,297円
伊丹	2,592円	17,599円
兵庫相生	343円	18,972円
豊岡	640円	29,979円
別府	977円	32,804円
加古川 1	1,568円	18,098円
竜野	438円	30,676円
赤穂	542円	18,108円
西脇別館	402円	24,111円
宝塚	1,635円	20,162円
宝塚別館	1,687円	12,866円
三木	491円	15,154円
兵庫高砂	475円	17,278円
兵庫川西	1,667円	41,796円
兵庫小野	639円	10,975円
兵庫三田	695円	34,539円
加西	677円	17,190円
社	533円	38,473円
播磨八千代	57円	9,142円
福崎	754円	26,894円
播磨山崎	771円	8,942円
日高	159円	9,216円
出石	221円	68,173円
浜坂	210円	16,802円
八鹿	371円	21,885円
和田山	506円	16,467円
丹波柏原	166円	47,687円
水上別館	161円	19,394円
春日	137円	24,350円
兵庫津名	259円	10,177円
緑	276円	21,798円
淡路三原	123円	7,555円
西神中央	130円	4,062円
名塩	455円	17,992円
宝塚山本	2,132円	43,904円
清和台	632円	12,081円
猪名川	196円	11,338円
六甲山	143円	24,033円
仁豊野	153円	14,335円
播磨山田	139円	9,088円
谷内	156円	10,714円
林田	394円	12,599円
淡路由良	212円	48,724円
安平	301円	17,094円
若狹野	139円	11,909円
矢野	127円	16,093円
津居山	147円	6,763円
志方	123円	8,536円
平荘	93円	4,024円
宝殿	1,840円	12,848円
国包	60円	9,901円
神岡	195円	22,862円
揖西	112円	14,223円
西構	205円	13,134円
坂越	222円	15,850円
有年	206円	34,254円
宝塚西谷	97円	10,465円
口吉川	95円	15,433円
緑ヶ丘	1,397円	6,529円
大塩	688円	4,303円
菅根	991円	13,100円
兵庫山下	1,205円	28,976円
多田	979円	18,807円
青野ヶ原	72円	15,908円
小田	61円	8,505円
広野	366円	9,202円
相野	105円	59,923円
高平	79円	8,064円
北条賀茂	70円	17,333円



姫路下里	65円	8,737円
在田	285円	7,280円
和泉	71円	13,614円
富合	73円	12,956円
中野	276円	13,269円
滝野	640円	32,572円
稲美	140円	8,909円
母里	30円	6,662円
兵庫市川	476円	20,415円
香寺	843円	20,204円
揖保川	692円	7,010円
太子	725円	14,367円
上郡	256円	16,758円
佐用	630円	12,857円
村岡	308円	16,219円
兵庫養父	135円	6,991円
朝来	559円	17,923円
氷上	158円	10,421円
山南	87円	21,205円
篠山	328円	14,692円
篠山城東	137円	7,461円
篠山福住	117円	5,334円
兵庫宮田	135円	10,219円
丹南	467円	47,496円
古市	232円	5,971円
今田	166円	10,459円
淡路阿万	115円	11,437円
木津	114円	10,974円
加古川吉川	141円	8,211円
吉川西	179円	10,021円
兵庫鴨川	65円	17,286円
上久米	72円	16,548円
兵庫東条	93円	9,425円
中東条	84円	9,351円
中町	214円	10,693円
加美	66円	13,682円
杉原谷	45円	9,273円
黒田庄	56円	13,203円
家島	175円	14,944円
家島坊勢	134円	29,379円
夢前	143円	16,246円
菅野	150円	9,585円
粟賀	384円	9,094円
瀬加	274円	9,853円
鶴居	391円	9,785円
寺前	80円	17,636円
播磨新宮	632円	13,951円
香島	110円	10,654円
播磨御津	1,240円	9,241円
船坂	78円	14,091円
上月	56円	14,364円
久崎	89円	17,788円
徳久	72円	14,844円
三日月	155円	9,603円
安富	155円	14,060円
播磨一宮	122円	8,323円
三方	78円	11,292円
波賀	66円	9,682円
播磨千種	41円	16,011円
城崎	1,132円	15,019円
竹野	134円	13,950円
香住	309円	10,856円
神鍋	61円	10,660円
栗山	81円	15,287円
但東中山	79円	21,713円
小代	85円	26,595円
湯村	157円	11,393円
大屋	62円	12,133円
関宮	152円	15,704円
兵庫生野	215円	15,288円
竹田	107円	22,258円
兵庫山東	102円	12,568円
青垣	77円	31,852円
東中	74円	14,884円
西脇和田	68円	8,495円
市島	96円	32,660円
中竹田	58円	12,623円
生穂	95円	12,376円
淡路岩屋	325円	8,888円
北淡	244円	23,702円
淡路室津	119円	8,567円

姫路下里	67円	8,764円
在田	271円	6,163円
和泉	69円	13,095円
富合	79円	12,211円
中野	254円	12,947円
滝野	627円	32,189円
稲美	135円	9,440円
母里	25円	5,379円
兵庫市川	398円	26,981円
香寺	836円	19,166円
揖保川	669円	6,269円
太子	704円	14,806円
上郡	243円	16,404円
佐用	573円	12,012円
村岡	329円	14,411円
兵庫養父	119円	6,684円
朝来	527円	18,274円
氷上	161円	9,506円
山南	86円	25,045円
篠山	337円	14,874円
篠山城東	124円	7,086円
篠山福住	111円	4,297円
兵庫宮田	126円	9,483円
丹南	462円	48,340円
古市	223円	9,995円
今田	161円	9,354円
淡路阿万	94円	10,790円
木津	109円	10,049円
加古川吉川	133円	7,352円
吉川西	176円	9,747円
兵庫鴨川	44円	15,676円
上久米	67円	16,550円
兵庫東条	90円	8,971円
中東条	78円	8,880円
中町	204円	10,678円
加美	66円	13,294円
杉原谷	44円	8,792円
黒田庄	49円	12,326円
家島	122円	13,610円
家島坊勢	136円	28,144円
夢前	128円	15,368円
菅野	139円	9,171円
粟賀	347円	8,667円
瀬加	237円	9,373円
鶴居	308円	9,230円
寺前	67円	15,739円
播磨新宮	613円	12,066円
香島	99円	10,192円
播磨御津	1,253円	7,943円
船坂	65円	13,206円
上月	36円	15,125円
久崎	66円	15,639円
徳久	65円	13,450円
三日月	138円	8,963円
安富	137円	13,955円
播磨一宮	108円	7,595円
三方	67円	11,190円
波賀	57円	8,955円
播磨千種	34円	11,317円
城崎	1,107円	43,913円
竹野	170円	13,903円
香住	262円	10,214円
神鍋	68円	8,563円
栗山	79円	15,093円
但東中山	58円	21,414円
小代	97円	23,098円
湯村	147円	8,565円
大屋	48円	11,912円
関宮	126円	13,670円
兵庫生野	211円	15,965円
竹田	107円	21,961円
兵庫山東	92円	11,465円
青垣	73円	33,454円
東中	70円	14,643円
西脇和田	65円	8,245円
市島	91円	32,387円
中竹田	56円	11,498円
生穂	95円	12,488円
淡路岩屋	282円	8,525円
北淡	226円	23,040円
淡路室津	112円	7,784円

	淡路一宮	149円	8,659円
	江井	69円	10,706円
	五色	140円	23,696円
	鮎原	133円	6,314円
	洲本鳥飼	78円	12,319円
	淡路東浦	378円	12,612円
	西淡	436円	11,742円
	西淡阿那賀	172円	11,951円
	南淡	197円	4,778円
	沼島	92円	17,561円
奈良県	奈良2	2,324円	21,818円
	西奈良	2,535円	34,062円
	大宮	1,634円	23,712円
	大中	977円	29,510円
	大和郡山	1,076円	45,596円
	昭和2	754円	17,191円
	天理	788円	33,390円
	二階堂	460円	28,045円
	樺本2	718円	38,840円
	大和樺原2	1,277円	20,315円
	畷傍	5,391円	15,062円
	奈良桜井2	645円	27,402円
	五條	351円	19,015円
	御所	649円	17,511円
	奈良名柄	327円	21,862円
	生駒	1,832円	26,895円
	高山第一	878円	24,468円
	香芝	1,166円	15,587円
	斑鳩	798円	9,708円
	田原本	997円	16,560円
	大和樺原	374円	19,631円
	高取別館	424円	20,431円
	大和新庄	785円	20,088円
	王寺	955円	19,106円
	広陵	626円	6,685円
	奈良吉野	213円	22,586円
	奈良下市別館	239円	40,231円
	十津川	66円	18,682円
	上北山	81円	25,491円
	平城	1,051円	10,922円
	大和高田	580円	21,908円
	南生駒2	805円	10,774円
	平群	861円	12,231円
	馬見	865円	6,066円
	天理中山	412円	9,059円
	川西	224円	18,486円
	明日香	714円	12,837円
	奈良当麻2	859円	12,872円
	大安寺別館	1,623円	32,232円
	大宇陀	305円	19,923円
初瀬	364円	17,499円	
葛	93円	14,503円	
菟田野	136円	12,318円	
御杖	178円	12,664円	
大柳生	87円	16,713円	
都祁	172円	11,211円	
室生	188円	7,122円	
和歌山県	和歌山3	866円	24,696円
	和歌山東	869円	27,145円
	和歌浦別館	1,190円	8,611円
	狐島別館	810円	18,134円
	海南	497円	56,603円
	和歌山橋本	485円	16,056円
	實島	669円	13,385円
	御坊	596円	13,664円
	田辺	853円	53,731円
	和歌山新宮	499円	16,673円
	岩出	392円	21,292円
	かつらぎ	145円	13,941円
	湯淺	234円	20,383円
	和歌山南部	239円	21,446円
	和歌山白浜	344円	24,380円
	串本	189円	34,919円
	京橋別館2	994円	38,939円
	和歌山山東	119円	27,222円
	安原	175円	47,080円
	紀伊	623円	29,362円
	阪井	427円	16,318円
	紀見	661円	30,911円
	打田	175円	13,897円
	粉河	367円	6,073円

	淡路一宮	139円	8,925円
	江井	61円	10,476円
	五色	120円	25,385円
	鮎原	116円	8,812円
	洲本鳥飼	78円	12,951円
	淡路東浦	369円	12,549円
	西淡	380円	10,436円
	西淡阿那賀	136円	11,608円
	南淡	202円	4,827円
	沼島	62円	20,972円
奈良県	奈良2	2,593円	23,460円
	西奈良	2,664円	35,171円
	大宮	1,757円	26,166円
	大中	888円	28,891円
	大和郡山	956円	44,549円
	昭和2	732円	17,826円
	天理	778円	34,242円
	二階堂	436円	40,266円
	樺本2	652円	38,859円
	大和樺原2	1,258円	23,391円
	畷傍	5,197円	16,360円
	奈良桜井2	645円	19,020円
	五條	327円	20,941円
	御所	617円	16,848円
	奈良名柄	309円	21,883円
	生駒	1,919円	27,279円
	高山第一	619円	52,745円
	香芝	1,157円	16,481円
	斑鳩	837円	8,102円
	田原本	948円	16,929円
	大和樺原	376円	22,121円
	高取別館	420円	20,728円
	大和新庄	795円	20,864円
	王寺	988円	35,481円
	広陵	581円	7,575円
	奈良吉野	271円	36,131円
	奈良下市別館	205円	41,519円
	十津川	57円	18,189円
	上北山	71円	25,892円
	平城	1,031円	10,440円
	大和高田	599円	21,283円
	南生駒2	870円	10,092円
	平群	853円	12,166円
	馬見	888円	6,160円
	天理中山	381円	20,730円
	川西	219円	18,819円
	明日香	675円	11,744円
	奈良当麻2	826円	12,030円
	大安寺別館	1,519円	34,241円
	大宇陀	282円	18,608円
初瀬	337円	17,146円	
葛	91円	13,716円	
菟田野	122円	11,538円	
御杖	156円	12,222円	
大柳生	82円	15,606円	
都祁	164円	8,427円	
室生	179円	8,229円	
和歌山県	和歌山3	845円	29,081円
	和歌山東	922円	27,816円
	和歌浦別館	1,153円	8,998円
	狐島別館	701円	18,593円
	海南	459円	43,093円
	和歌山橋本	481円	26,674円
	實島	610円	14,579円
	御坊	529円	21,407円
	田辺	742円	56,812円
	和歌山新宮	438円	27,941円
	岩出	382円	22,794円
	かつらぎ	131円	18,432円
	湯淺	219円	32,870円
	和歌山南部	224円	23,679円
	和歌山白浜	301円	28,671円
	串本	180円	40,627円
	京橋別館2	947円	75,768円
	和歌山山東	109円	27,680円
	安原	168円	37,465円
	紀伊	584円	19,912円
	阪井	434円	34,952円
	紀見	528円	31,173円
	打田	172円	15,006円
	粉河	336円	15,674円

	桃山	155円	44,862円
	貴志川	204円	24,194円
	高野口	359円	32,745円
	太地	266円	8,820円
	和佐	153円	18,194円
	三輪崎	499円	35,993円
	下津	470円	8,153円
	野上	567円	10,516円
	那賀	293円	14,786円
	九度山	296円	48,194円
	和歌山吉備	645円	14,078円
	上富田	195円	32,309円
	那智勝浦	295円	17,122円
	和歌山加太	430円	30,480円
	糸表	365円	34,442円
	名田	507円	16,001円
	美里	461円	13,094円
	金屋	909円	17,371円
	印南	925円	18,138円
	田辺下里	341円	18,403円
	宇久井	191円	39,196円
	本宮	328円	33,832円
	和歌山由良	168円	22,405円
	日置川	229円	44,759円
	富貴	158円	53,340円
	和歌山清水	551円	45,109円
	和歌山日高	579円	47,688円
	南都川	633円	41,787円
	すさみ	350円	35,983円
	古座	300円	18,047円
鳥取県	鳥取寺町2	721円	32,445円
	鳥取賀露	587円	37,469円
	鳥取叶	131円	54,387円
	米子3	525円	28,995円
	米子巖	343円	13,739円
	米子河崎	175円	49,725円
	倉吉	333円	30,423円
	倉吉上井	691円	28,193円
	境港	155円	3,921円
	郡家	202円	22,889円
	三朝	451円	22,944円
	岸本	554円	18,756円
	根雨	278円	25,351円
	末恒	372円	11,667円
	米子大篠津	73円	25,181円
	米子福市	260円	39,499円
	倉吉福光	66円	25,431円
	境港余子	114円	19,111円
	岩美	148円	11,938円
	浜村	78円	14,237円
	青谷	109円	19,718円
	羽合	157円	23,689円
	倉吉泊	84円	17,370円
	倉吉松崎	137円	31,133円
	倉吉北条	106円	14,580円
	東伯	92円	10,735円
	西伯	468円	17,954円
	淀江	151円	20,415円
	用瀬	62円	15,757円
	智頭	218円	13,413円
	鳥取鹿野	99円	12,621円
	倉見	240円	18,654円
	米子大山	149円	13,066円
	大山寺	136円	54,436円
	溝口	413円	18,542円
	河原	71円	22,115円
	由良	101円	13,239円
	東伯赤碓	122円	19,603円
	御来屋	221円	22,334円
	若桜	62円	21,464円
	生山	229円	35,592円
	八東	194円	10,687円
	関金	38円	18,696円
	倉吉下市	284円	48,064円
鳥根県	松江	394円	42,647円
	松江古江	833円	46,291円
	鳥根浜田	350円	21,059円
	出雲	477円	24,903円
	益田	225円	42,035円
	石見大田	192円	19,482円

	桃山	148円	72,553円
	貴志川	184円	33,845円
	高野口	312円	34,274円
	太地	224円	28,867円
	和佐	148円	33,985円
	三輪崎	460円	39,908円
	下津	418円	9,464円
	野上	513円	31,630円
	那賀	257円	15,927円
	九度山	251円	74,804円
	和歌山吉備	587円	29,741円
	上富田	185円	28,497円
	那智勝浦	256円	26,618円
	和歌山加太	376円	33,164円
	糸表	342円	29,175円
	名田	438円	15,995円
	美里	416円	36,679円
	金屋	835円	23,562円
	印南	812円	19,044円
	田辺下里	320円	41,553円
	宇久井	174円	42,568円
	本宮	313円	35,481円
	和歌山由良	148円	24,571円
	日置川	209円	47,203円
	富貴	122円	59,838円
	和歌山清水	437円	45,735円
	和歌山日高	550円	72,867円
	南都川	563円	44,355円
	すさみ	314円	40,685円
	古座	243円	29,943円
	中辺路	455円	35,631円
鳥取県	鳥取寺町2	738円	35,444円
	鳥取賀露	587円	40,360円
	鳥取叶	123円	60,168円
	米子3	438円	29,475円
	米子巖	341円	13,164円
	米子河崎	167円	52,874円
	倉吉	301円	24,138円
	倉吉上井	577円	36,642円
	境港	140円	4,076円
	郡家	200円	24,295円
	三朝	392円	26,771円
	岸本	526円	19,367円
	根雨	312円	25,680円
	末恒	344円	19,241円
	米子大篠津	70円	26,176円
	米子福市	249円	42,102円
	倉吉福光	67円	34,675円
	境港余子	115円	19,270円
	岩美	147円	14,126円
	浜村	76円	33,295円
	青谷	105円	44,982円
	羽合	155円	23,525円
	倉吉泊	57円	21,468円
	倉吉松崎	127円	35,998円
	倉吉北条	114円	14,924円
	東伯	83円	11,719円
	西伯	492円	21,996円
	淀江	139円	55,029円
	用瀬	49円	18,257円
	智頭	194円	14,515円
	鳥取鹿野	84円	14,827円
	倉見	245円	18,102円
	米子大山	142円	12,895円
	大山寺	68円	56,975円
	溝口	376円	18,072円
	河原	72円	24,867円
	由良	121円	23,485円
	東伯赤碓	113円	20,721円
	御来屋	213円	20,025円
	若桜	63円	22,094円
	生山	233円	30,814円
	八東	202円	12,542円
	関金	37円	19,522円
	倉吉下市	321円	47,770円
鳥根県	松江	392円	45,876円
	松江古江	731円	48,336円
	鳥根浜田	340円	21,684円
	出雲	459円	23,811円
	益田	244円	42,707円
	石見大田	168円	21,485円

安来	566円	15,922円
江津	236円	41,700円
出雲平田	384円	21,530円
木次	276円	24,757円
斐川	654円	36,217円
大社	309円	31,959円
川本2	132円	22,188円
西郷	678円	27,946円
松江八雲	596円	22,926円
多伎	259円	15,538円
温泉津	384円	19,250円
粕淵	65円	13,473円
都賀	30円	24,969円
川本瑞穂	43円	16,560円
石見	44円	34,381円
桜江	132円	18,143円
金城	82円	18,759円
石見旭	134円	16,249円
匹見	68円	25,322円
津和野	526円	61,785円
海士	105円	35,429円
西ノ島	117円	69,779円
浜田西	280円	25,271円
益田横田	417円	15,086円
益田西	247円	20,207円
益田東	479円	80,462円
安来荒島	386円	11,785円
江津西	363円	12,662円
惠曇	559円	16,099円
美保関	375円	21,399円
揖屋	533円	30,244円
松江玉造	530円	22,592円
宍道	349円	10,118円
島根広瀬	276円	11,815円
伯太	369円	12,411円
仁多	223円	34,326円
出雲横田	113円	45,001円
木次加茂	196円	29,557円
三刀屋	257円	31,735円
仁万	197円	16,985円
浜田三隅	413円	26,697円
六日市	126円	14,254円
津和野七日市	109円	17,542円
西郷布施	234円	63,988円
西郷五箇	228円	23,221円
都万	306円	31,305円
掛合	309円	34,605円
松江本庄	239円	19,841円
秋鹿	135円	26,418円
神西	298円	13,856円
出雲神原	273円	17,153円
大根島	284円	15,347円
頓原	192円	24,213円
赤来	253円	23,784円
松江馬湯	574円	23,374円
浜田東	311円	25,496円
出雲長浜	293円	24,741円
石見大田三瓶	58円	18,132円
木次大東	326円	14,207円
江津東	57円	21,157円
平田河下	161円	15,438円
岡山県		
岡山東	1,167円	25,113円
岡山南	733円	20,681円
岡山西	1,021円	27,039円
妹尾	633円	11,661円
岡山今村	1,367円	31,616円
興除	261円	26,459円
吉備	842円	32,709円
三條2	1,149円	30,427円
岡山長岡	623円	18,015円
西大寺	286円	15,274円
倉敷	487円	27,671円
児島	515円	21,557円
水島	668円	32,426円
玉島	344円	12,795円
新倉敷	1,148円	21,256円
茶屋町	566円	17,765円
倉敷東	605円	14,949円
倉敷西	638円	11,801円
児島琴浦	409円	15,863円
水島東	525円	38,140円

安来	560円	15,972円
江津	228円	37,303円
出雲平田	354円	20,255円
木次	265円	24,091円
斐川	638円	39,915円
大社	309円	39,019円
川本2	111円	29,680円
西郷	658円	32,668円
松江八雲	557円	29,008円
多伎	236円	25,940円
温泉津	363円	21,207円
粕淵	70円	87,058円
都賀	26円	27,279円
川本瑞穂	36円	32,974円
石見	41円	37,450円
桜江	117円	19,700円
金城	75円	25,831円
石見旭	123円	18,493円
匹見	49円	27,421円
津和野	497円	63,362円
海士	104円	40,800円
西ノ島	117円	78,235円
浜田西	276円	27,688円
益田横田	380円	20,294円
益田西	230円	20,107円
益田東	454円	69,768円
安来荒島	367円	24,020円
江津西	335円	17,993円
惠曇	517円	17,564円
美保関	340円	23,851円
揖屋	469円	33,728円
松江玉造	481円	25,755円
宍道	318円	13,996円
島根広瀬	269円	12,885円
伯太	332円	13,892円
仁多	216円	36,521円
出雲横田	139円	48,439円
木次加茂	168円	33,469円
三刀屋	252円	24,498円
仁万	209円	30,721円
浜田三隅	421円	91,136円
六日市	134円	23,905円
津和野七日市	102円	23,852円
西郷布施	234円	119,231円
西郷五箇	210円	25,252円
都万	288円	32,877円
掛合	291円	35,329円
松江本庄	227円	22,126円
秋鹿	121円	28,966円
神西	274円	20,108円
出雲神原	272円	16,566円
大根島	255円	15,865円
頓原	176円	22,465円
赤来	250円	22,618円
松江馬湯	499円	25,052円
浜田東	296円	43,782円
出雲長浜	273円	27,024円
石見大田三瓶	48円	25,130円
木次大東	315円	16,603円
江津東	93円	22,238円
平田河下	146円	21,528円
岡山県		
岡山東	1,104円	26,015円
岡山南	733円	20,776円
岡山西	1,043円	33,204円
妹尾	624円	10,786円
岡山今村	1,262円	67,766円
興除	245円	30,204円
吉備	767円	34,412円
三條2	1,108円	29,915円
岡山長岡	610円	18,679円
西大寺	273円	15,035円
倉敷	481円	29,018円
児島	470円	22,259円
水島	654円	33,023円
玉島	341円	13,092円
新倉敷	1,007円	20,503円
茶屋町	545円	18,900円
倉敷東	582円	15,206円
倉敷西	573円	11,752円
児島琴浦	379円	18,827円
水島東	517円	26,335円

津山	324円	21,311円
津山院庄	293円	8,017円
玉野	411円	15,933円
笠岡	599円	18,945円
笠岡吉浜	426円	21,338円
笠岡西大島	472円	12,323円
井原	693円	18,362円
総社	654円	9,206円
高梁	556円	31,521円
新見	619円	14,165円
備前	207円	13,283円
岡山瀬戸	514円	11,333円
息久	993円	18,661円
早島	705円	10,831円
吉備高原	198円	48,340円
美作勝山	325円	12,623円
久世落合	342円	17,265円
久世	484円	26,223円
鏡野	257円	7,520円
日本原	327円	13,730円
美作大原	171円	17,753円
美作	313円	12,875円
岡山高島	1,158円	23,943円
甲浦	398円	29,680円
野谷	297円	15,842円
足守	389円	30,149円
備前一宮	659円	5,179円
備中高松	380円	25,049円
西大寺上南	224円	8,440円
児島郷内	467円	16,804円
玉島黒崎	242円	26,880円
玉野西	459円	8,526円
玉野荘内	686円	20,658円
灘崎	827円	20,833円
金光	615円	11,715円
鴨方	480円	17,603円
真備	529円	19,269円
岡山藤田	343円	21,948円
吉備線路2	842円	13,840円
上道	521円	18,761円
児島下津井	334円	27,338円
津山山北	714円	24,602円
津山河辺	281円	33,700円
津山一宮	446円	13,791円
玉野山田	746円	24,294円
玉野八浜	385円	18,550円
総社新本	367円	26,849円
福渡御津	784円	13,973円
福渡	832円	17,253円
山陽	465円	4,747円
日生	307円	14,479円
和気	160円	50,716円
長船	808円	30,798円
玉島船穂	484円	21,274円
里庄	366円	21,005円
矢掛	388円	9,682円
成羽	238円	24,528円
高梁川上	101円	8,263円
ひるぜん	66円	20,046円
勝央	315円	7,653円
亀甲	386円	17,406円
福渡旭	116円	15,502円
津山久米	101円	17,683円
檜	211円	71,029円
井原高屋	335円	13,786円
美星	150円	11,299円
哲西	400円	25,377円
湯原	116円	23,546円
美新	21円	24,832円
津山加茂	342円	9,620円
児島塩生	368円	27,315円
笠岡北	276円	13,201円
総社豪漢	408円	13,443円
美袋	116円	14,136円
高倉	187円	15,048円
備前香登	243円	17,598円
備前三石	162円	23,276円
備前伊里	208円	15,018円
加茂川	111円	15,578円
瀬戸万富	617円	24,708円
岡山瀬戸赤坂	527円	23,763円

津山	305円	21,918円
津山院庄	266円	9,798円
玉野	399円	16,851円
笠岡	557円	20,564円
笠岡吉浜	410円	26,750円
笠岡西大島	453円	14,793円
井原	660円	19,146円
総社	643円	37,304円
高梁	484円	32,676円
新見	577円	13,871円
備前	194円	13,649円
岡山瀬戸	508円	10,413円
息久	988円	20,993円
早島	713円	10,689円
吉備高原	191円	53,120円
美作勝山	301円	14,485円
久世落合	338円	20,116円
久世	474円	28,874円
鏡野	248円	9,615円
日本原	295円	15,088円
美作大原	138円	20,156円
美作	285円	14,460円
岡山高島	1,151円	27,209円
甲浦	361円	33,929円
野谷	286円	18,254円
足守	386円	33,390円
備前一宮	640円	4,408円
備中高松	371円	27,972円
西大寺上南	220円	10,411円
児島郷内	447円	19,117円
玉島黒崎	223円	30,363円
玉野西	444円	10,383円
玉野荘内	660円	23,556円
灘崎	805円	23,585円
金光	579円	13,026円
鴨方	469円	19,695円
真備	524円	21,452円
岡山藤田	321円	24,670円
吉備線路2	767円	15,958円
上道	503円	21,322円
児島下津井	288円	27,642円
津山山北	609円	24,030円
津山河辺	268円	37,497円
津山一宮	419円	15,370円
玉野山田	715円	26,946円
玉野八浜	384円	21,761円
総社新本	344円	30,814円
福渡御津	714円	16,577円
福渡	697円	17,196円
山陽	456円	3,961円
日生	278円	17,084円
和気	148円	55,201円
長船	796円	34,555円
玉島船穂	469円	21,061円
里庄	342円	23,942円
矢掛	395円	11,550円
成羽	223円	26,602円
高梁川上	195円	9,854円
ひるぜん	56円	21,014円
勝央	291円	8,025円
亀甲	341円	20,380円
福渡旭	106円	17,195円
津山久米	96円	23,443円
檜	192円	75,124円
井原高屋	312円	13,460円
美星	139円	16,652円
哲西	373円	27,038円
湯原	88円	27,884円
美新	20円	42,581円
津山加茂	302円	15,193円
児島塩生	335円	30,630円
笠岡北	252円	15,912円
総社豪漢	332円	16,616円
美袋	108円	14,992円
高倉	153円	16,818円
備前香登	227円	19,978円
備前三石	158円	26,863円
備前伊里	193円	32,106円
加茂川	107円	15,742円
瀬戸万富	615円	28,568円
岡山瀬戸赤坂	501円	27,262円

	熊山	274円	11,570円
	厩師	678円	15,465円
	吉永	406円	33,012円
	備前佐伯	211円	17,070円
	芳井	78円	12,139円
	賀陽	358円	10,119円
	備中	130円	12,995円
	大佐	165円	12,985円
	英田	230円	19,027円
	福渡弓削	548円	15,150円
	岡山原	884円	26,463円
	西大寺神崎	208円	21,401円
	牛窓	874円	9,794円
	北房	104円	28,162円
	作東	252円	10,169円
	牟佐	383円	15,292円
	寄島	587円	16,882円
	有漢	131円	15,569円
	柵原	351円	36,580円
広島県	広島西	2,370円	20,474円
	広島南2	3,223円	14,770円
	広島中	4,341円	29,833円
	広島大州	1,689円	21,648円
	宇品	2,368円	16,972円
	広島西蟹屋	1,990円	15,624円
	仁保	1,823円	36,059円
	広島庚午	2,365円	15,644円
	広島三篠	1,521円	10,711円
	安古市	1,386円	19,065円
	安芸祇園	1,547円	28,541円
	可部	940円	27,699円
	高陽	829円	12,674円
	海田	1,649円	21,244円
	五日市廿日2	1,327円	16,279円
	呉東	1,189円	14,332円
	呉吉浦	299円	30,935円
	呉大穴	458円	19,861円
	郷原	443円	13,795円
	呉2	1,149円	12,539円
	竹原	315円	13,406円
	尾道	477円	22,446円
	尾道高須	436円	18,090円
	尾道美ノ郷	210円	41,688円
	尾道東	1,455円	4,583円
	因島	189円	9,273円
	因島中庄	555円	16,040円
	因島重井	263円	16,126円
	福山	735円	22,804円
	福山東	777円	18,650円
	松永	411円	18,438円
	新福山	857円	11,658円
	福山西	531円	8,218円
	福山北	411円	54,181円
	福山水呑	485円	31,239円
	福山南	530円	11,283円
	福山坪生	480円	8,898円
	駅家	548円	57,498円
	福山加茂	345円	35,093円
	福山熊野	217円	29,719円
	府中	675円	19,293円
	府中本町	464円	8,317円
	三次	1,116円	30,601円
	三次塩町	146円	17,819円
	庄原	514円	15,716円
	東広島	892円	21,607円
	八本松	243円	39,498円
	八本松原	117円	15,789円
	廿日市	1,312円	7,717円
	五日市地御前	630円	34,065円
	江田島	422円	12,117円
	安芸大野1	398円	9,271円
	宮島口	1,296円	15,662円
	安芸吉田	441円	14,711円
	黒瀬	250円	52,746円
	甲山	225円	13,437円
	神辺電話交2	311円	37,894円
	神辺御領	132円	13,658円
	神辺中条	545円	11,252円
	新市	387円	5,126円
	広島中山	772円	23,316円
	広島戸坂	1,138円	17,877円

	熊山	263円	10,931円
	厩師	601円	16,087円
	吉永	375円	41,121円
	備前佐伯	186円	18,554円
	芳井	70円	15,601円
	賀陽	326円	11,630円
	備中	103円	18,950円
	大佐	146円	14,807円
	英田	208円	20,355円
	福渡弓削	519円	16,549円
	岡山原	810円	30,346円
	西大寺神崎	204円	28,656円
	牛窓	863円	12,038円
	北房	98円	36,564円
	作東	221円	12,525円
	牟佐	367円	19,995円
	寄島	568円	19,351円
	有漢	104円	16,982円
	柵原	312円	44,946円
広島県	広島西	2,454円	19,160円
	広島南2	3,587円	15,500円
	広島中	4,641円	32,925円
	広島大州	1,783円	20,803円
	宇品	2,535円	18,494円
	広島西蟹屋	2,179円	16,695円
	仁保	1,628円	35,883円
	広島庚午	2,298円	16,399円
	広島三篠	1,540円	10,229円
	安古市	1,440円	23,698円
	安芸祇園	1,499円	31,474円
	可部	924円	30,230円
	高陽	795円	12,062円
	海田	1,672円	44,968円
	五日市廿日2	1,284円	15,977円
	呉東	1,201円	13,562円
	呉吉浦	278円	32,752円
	呉大穴	433円	19,859円
	郷原	401円	16,236円
	呉2	1,208円	12,541円
	竹原	313円	13,762円
	尾道	459円	24,436円
	尾道高須	429円	18,062円
	尾道美ノ郷	235円	44,227円
	尾道東	1,423円	3,815円
	因島	176円	9,640円
	因島中庄	564円	15,629円
	因島重井	257円	20,098円
	福山	749円	23,670円
	福山東	776円	17,868円
	松永	417円	18,893円
	新福山	615円	10,752円
	福山西	508円	8,901円
	福山北	368円	61,766円
	福山水呑	457円	31,564円
	福山南	525円	11,541円
	福山坪生	455円	8,103円
	駅家	544円	64,173円
	福山加茂	336円	37,403円
	福山熊野	207円	30,441円
	府中	566円	20,108円
	府中本町	454円	8,651円
	三次	1,011円	25,218円
	三次塩町	131円	17,557円
	庄原	504円	16,061円
	東広島	973円	23,547円
	八本松	242円	41,442円
	八本松原	115円	15,411円
	廿日市	1,221円	7,258円
	五日市地御前	580円	35,281円
	江田島	409円	10,810円
	安芸大野1	401円	8,369円
	宮島口	1,259円	15,416円
	安芸吉田	414円	14,690円
	黒瀬	225円	55,999円
	甲山	210円	13,006円
	神辺電話交2	301円	41,184円
	神辺御領	128円	13,039円
	神辺中条	505円	10,826円
	新市	379円	5,554円
	広島中山	693円	23,329円
	広島戸坂	1,135円	17,591円

安古市安 2	1,314円	20,862円
八木	661円	26,095円
伴	1,127円	39,116円
坂	1,375円	17,331円
福木	721円	14,510円
戸山	372円	13,382円
高陽狩小川	593円	16,911円
白木井原	383円	15,946円
海田畑賀	712円	11,085円
新矢野	1,586円	9,576円
五日廿日寺田	1,156円	12,304円
五日廿日石内	1,223円	15,898円
呉仁方	694円	15,721円
呉焼山	514円	14,557円
大竹	720円	7,104円
志和	73円	34,189円
三永	147円	11,882円
五日廿日宮内	1,071円	27,246円
安芸熊野	646円	37,326円
安佐	105円	17,900円
呉警固屋	561円	18,194円
竹原忠海	333円	16,488円
三原幸崎	910円	24,362円
三原長谷	127円	24,501円
松永藤江	219円	24,786円
福山芦田	235円	27,131円
大竹玖波	395円	16,350円
高屋	673円	37,337円
音戸	314円	21,052円
音戸先奥	120円	105,501円
倉橋	386円	15,939円
倉橋室尾	528円	8,032円
安芸佐伯	548円	14,373円
安芸佐伯友和	201円	12,223円
能美	725円	28,920円
大柿	249円	13,812円
八千代	665円	15,368円
甲田	514円	10,271円
東広島福富	148円	19,103円
東広島豊栄	294円	12,487円
甲山大和	120円	14,752円
東広島河内	128円	21,064円
河内河戸	160円	19,611円
本郷	516円	12,397円
安芸津	359円	19,310円
安浦	226円	45,618円
呉川尻	325円	11,542円
瀬戸田	267円	18,684円
久井	187円	10,698円
尾道向島	1,387円	7,647円
東城	386円	10,162円
尾道三原 2	992円	21,435円
宮島	539円	6,453円
御調	126円	76,900円
安佐久地	529円	14,723円
安佐後山	485円	12,678円
可部三入	437円	19,780円
瀬野川	888円	20,825円
瀬野	461円	36,870円
竹原荘野	371円	9,074円
鞆	411円	18,041円
松永本郷	286円	14,417円
庄原山内	91円	23,818円
造賀	104円	11,382円
砂谷	65円	86,100円
沖美	441円	14,885円
加計	306円	16,933円
戸河内	445円	31,738円
大朝	282円	46,667円
広島千代田	295円	51,347円
豊平	258円	12,774円
都志見	193円	10,899円
高宮	163円	13,208円
福山内海	391円	11,933円
沼隈	395円	15,241円
沼隈山南	368円	17,034円
吉舎	109円	11,438円
三良坂	203円	12,810円
郷田	193円	17,539円
新向原	834円	112,872円
芸北	149円	20,167円

安古市安 2	1,264円	20,931円
八木	727円	27,188円
伴	1,096円	75,481円
坂	1,411円	16,818円
福木	707円	14,241円
戸山	319円	13,174円
高陽狩小川	564円	16,194円
白木井原	341円	15,806円
海田畑賀	681円	9,795円
新矢野	1,593円	9,039円
五日廿日寺田	1,164円	11,191円
五日廿日石内	1,110円	15,342円
呉仁方	688円	16,233円
呉焼山	491円	14,241円
大竹	703円	7,426円
志和	59円	34,526円
三永	138円	13,649円
五日廿日宮内	944円	78,689円
安芸熊野	581円	39,438円
安佐	105円	17,895円
呉警固屋	526円	18,765円
竹原忠海	288円	16,251円
三原幸崎	853円	24,407円
三原長谷	122円	25,318円
松永藤江	210円	23,966円
福山芦田	219円	32,364円
大竹玖波	395円	17,414円
高屋	647円	39,150円
音戸	293円	24,852円
音戸先奥	127円	65,703円
倉橋	382円	16,207円
倉橋室尾	520円	7,081円
安芸佐伯	462円	18,050円
安芸佐伯友和	168円	15,692円
能美	692円	29,561円
大柿	248円	16,132円
八千代	563円	19,431円
甲田	785円	9,555円
東広島福富	136円	19,234円
東広島豊栄	279円	12,521円
甲山大和	119円	14,174円
東広島河内	100円	27,646円
河内河戸	124円	19,449円
本郷	452円	12,718円
安芸津	312円	18,634円
安浦	200円	48,549円
呉川尻	311円	11,239円
瀬戸田	254円	18,989円
久井	182円	10,521円
尾道向島	1,321円	6,597円
東城	475円	9,951円
尾道三原 2	987円	21,558円
宮島	534円	12,786円
御調	117円	82,158円
安佐久地	522円	13,232円
安佐後山	440円	12,665円
可部三入	357円	20,027円
瀬野川	874円	21,332円
瀬野	452円	38,649円
竹原荘野	343円	8,288円
鞆	398円	19,711円
松永本郷	271円	13,069円
庄原山内	86円	25,042円
造賀	85円	12,685円
砂谷	48円	88,665円
沖美	357円	18,282円
加計	246円	15,790円
戸河内	184円	31,472円
大朝	285円	32,296円
広島千代田	291円	53,929円
豊平	229円	11,731円
都志見	166円	10,054円
高宮	139円	19,111円
福山内海	330円	10,274円
沼隈	389円	16,223円
沼隈山南	315円	26,786円
吉舎	92円	10,812円
三良坂	191円	11,792円
郷田	171円	16,426円
新向原	582円	121,967円
芸北	116円	16,582円

## 山口県

比和	158円	38,824円
木江白水	408円	25,793円
広島似島	169円	16,008円
三原木原	338円	21,701円
浦崎	284円	25,304円
坂小屋浦	794円	18,662円
下蒲刈	350円	11,483円
湯来	76円	15,836円
木江大崎	370円	19,127円
木江	393円	11,395円
東城三和	250円	20,267円
上下	221円	38,300円
三次三和	131円	11,262円
下関東	353円	19,894円
下関北	818円	17,132円
下関中	283円	25,548円
下関西	302円	12,897円
下関王司	499円	19,676円
下関勝山	789円	11,017円
宇部3	311円	37,881円
宇部	311円	40,742円
宇部西	413円	28,978円
宇部床波	333円	20,816円
宇部東岐波	389円	36,474円
山口2	510円	35,938円
二島	67円	19,169円
萩	178円	22,032円
徳山	690円	21,040円
徳山周南	697円	27,532円
防府	329円	16,492円
防府2	329円	12,688円
下松	329円	12,492円
岩国支店3棟	457円	7,830円
岩国4	457円	43,955円
岩国西	928円	10,812円
新岩国南	915円	39,586円
宇部小野田	169円	49,807円
光	303円	17,937円
長門	341円	10,276円
柳井	225円	12,715円
美祢	140円	13,223円
新南陽1	592円	30,807円
小郡	282円	17,009円
山口大内	398円	32,060円
下関安岡	275円	18,961円
小月	408円	15,806円
山口下関	407円	22,116円
厚東	90円	39,675円
山口仁保	371円	16,944円
四辻	130円	26,116円
嘉川	165円	24,048円
萩大井	284円	18,705円
見島	83円	51,917円
徳山櫛ヶ浜	603円	9,716円
徳山戸田	236円	16,636円
都濃	271円	32,765円
防府西の浦	211円	23,903円
防府大道	195円	18,934円
防府富海	184円	26,261円
下松久保	268円	13,645円
岩国通津	274円	21,665円
御庄	643円	12,495円
岩国河内	181円	15,737円
西ノ浜	224円	36,775円
光室積	419円	13,977円
光島田	298円	11,228円
久賀	634円	156,939円
大島	271円	24,747円
久賀橋	469円	15,571円
由宇	496円	15,996円
玖珂	207円	14,263円
周東	388円	20,155円
岩田	133円	12,772円
田布施	333円	30,288円
田布施南	276円	16,674円
平生	182円	19,154円
下松熊毛	137円	15,457円
徳山鹿野	261円	60,006円
秋種	170円	11,124円
宇部橋	142円	21,391円
下関菊川	452円	17,481円

## 山口県

比和	120円	30,077円
木江白水	413円	26,532円
広島似島	118円	14,395円
三原木原	288円	21,590円
浦崎	349円	26,206円
坂小屋浦	799円	18,678円
下蒲刈	348円	14,869円
湯来	74円	14,761円
木江大崎	332円	18,856円
木江	343円	10,672円
東城三和	250円	24,709円
上下	204円	42,894円
三次三和	110円	10,727円
下関東	352円	19,177円
下関北	340円	16,981円
下関中	274円	26,045円
下関西	277円	13,471円
下関王司	475円	21,795円
下関勝山	759円	12,076円
宇部3	286円	38,565円
宇部	286円	45,850円
宇部西	403円	30,216円
宇部床波	314円	21,347円
宇部東岐波	389円	40,661円
山口2	514円	40,303円
二島	65円	20,100円
萩	172円	22,110円
徳山	721円	21,308円
徳山周南	693円	32,998円
防府	327円	19,189円
防府2	327円	12,680円
下松	329円	13,063円
岩国支店3棟	465円	9,028円
岩国4	465円	29,960円
岩国西	925円	10,189円
新岩国南	804円	40,925円
宇部小野田	165円	53,969円
光	295円	18,130円
長門	310円	11,261円
柳井	218円	13,540円
美祢	134円	17,636円
新南陽1	586円	30,772円
小郡	275円	17,320円
山口大内	390円	35,460円
下関安岡	262円	21,546円
小月	403円	17,497円
山口下関	409円	24,073円
厚東	83円	36,594円
山口仁保	355円	28,151円
四辻	128円	33,942円
嘉川	158円	19,557円
萩大井	249円	20,005円
見島	82円	54,775円
徳山櫛ヶ浜	586円	8,398円
徳山戸田	240円	25,981円
都濃	237円	29,672円
防府西の浦	193円	21,649円
防府大道	179円	18,158円
防府富海	175円	30,324円
下松久保	244円	12,174円
岩国通津	225円	24,731円
御庄	596円	14,104円
岩国河内	135円	17,362円
西ノ浜	205円	41,395円
光室積	392円	19,657円
光島田	321円	12,977円
久賀	603円	89,947円
大島	261円	27,324円
久賀橋	418円	18,443円
由宇	482円	19,449円
玖珂	203円	16,758円
周東	383円	22,905円
岩田	128円	14,838円
田布施	332円	31,188円
田布施南	240円	17,511円
平生	177円	20,621円
下松熊毛	135円	17,657円
徳山鹿野	263円	65,748円
秋種	164円	11,640円
宇部橋	133円	40,790円
下関菊川	403円	22,781円



	豊浦	293円	4,755円
	豊北	372円	18,353円
	特牛	380円	24,834円
	長門三隅	124円	15,841円
	長門仙崎	239円	22,327円
	美祢豊田	357円	22,937円
	阿月	125円	10,313円
	新南陽2	503円	9,376円
	久賀下田	340円	16,836円
	久賀和田	215円	12,032円
	錦町	271円	15,788円
	大島	392円	11,671円
	上関	377円	19,763円
	徳地	191円	13,743円
	厚狭殖生	182円	19,007円
	秋芳	72円	16,122円
	長門古市	218円	12,835円
	油谷	276円	15,079円
	油谷久津	94円	13,213円
	下関吉見	195円	18,283円
	阿知須	303円	19,232円
	美東	185円	19,735円
	阿東	238円	33,093円
	長門湯本	143円	13,251円
	岩国坂上	327円	17,142円
	厚狭	161円	23,141円
徳島県	阿波津田	813円	61,445円
	阿波川内	712円	75,439円
	八万	645円	21,202円
	地蔵橋	702円	11,601円
	沖洲	761円	10,104円
	徳島西	925円	31,549円
	鳴門	301円	27,404円
	小松島	484円	16,019円
	阿波阿南	291円	20,686円
	阿波石井	483円	32,748円
	那賀川	319円	9,943円
	松茂	491円	8,590円
	北島	694円	21,234円
	藍住	551円	26,085円
	板野	436円	16,539円
	上板	409円	9,087円
	阿波	624円	2,960円
	鴨島	674円	8,395円
	山川	444円	4,810円
	脇町	365円	12,567円
	阿波池田	334円	48,283円
	徳島B	732円	65,421円
	阿波国府	531円	24,538円
	多家良	301円	11,182円
	応神	382円	6,587円
	阿波大麻	188円	7,759円
	堂浦	236円	6,236円
	鳴門公園	178円	14,550円
	新赤石	434円	17,705円
	阿波橋	451円	13,559円
	桑野	525円	12,022円
	阿波福井	358円	12,911円
	新野	444円	10,113円
	阿波樺	331円	22,121円
	阿波一宮	248円	7,411円
	羽ノ浦	468円	9,066円
	丹生谷	480円	9,763円
	阿波海南	451円	6,774円
	阿波吉野	413円	12,234円
	土成	448円	10,346円
	市場	347円	9,539円
	阿波川島	467円	3,995円
	美馬	124円	10,197円
	貞光	311円	6,531円
	三野	292円	12,269円
	阿波三好	257円	9,707円
	三縄	399円	8,695円
	阿波井川	593円	9,861円
	三加茂	163円	22,892円
	牟岐	377円	29,494円
	阿波勝浦	149円	17,116円
	日和佐	235円	8,505円
	阿波半田	81円	10,183円
	穴吹	64円	15,876円
	山城	20円	17,374円

	豊浦	275円	5,106円
	豊北	307円	16,799円
	特牛	321円	27,183円
	長門三隅	117円	19,051円
	長門仙崎	230円	23,063円
	美祢豊田	327円	38,885円
	阿月	114円	12,413円
	新南陽2	516円	8,932円
	久賀下田	305円	18,848円
	久賀和田	183円	19,582円
	錦町	241円	17,733円
	大島	377円	13,606円
	上関	346円	23,435円
	徳地	179円	15,764円
	厚狭殖生	167円	30,467円
	秋芳	63円	28,366円
	長門古市	191円	14,652円
	油谷	255円	17,565円
	油谷久津	83円	21,398円
	下関吉見	175円	16,833円
	阿知須	286円	20,353円
	美東	163円	22,250円
	阿東	134円	36,621円
	長門湯本	104円	13,250円
	岩国坂上	272円	23,056円
	厚狭	155円	26,148円
徳島県	阿波津田	683円	66,213円
	阿波川内	691円	82,874円
	八万	637円	22,953円
	地蔵橋	701円	10,982円
	沖洲	750円	9,661円
	徳島西	880円	32,388円
	鳴門	305円	28,748円
	小松島	506円	16,549円
	阿波阿南	272円	21,288円
	阿波石井	493円	32,374円
	那賀川	314円	9,508円
	松茂	474円	8,757円
	北島	625円	21,755円
	藍住	511円	28,103円
	板野	457円	19,225円
	上板	401円	8,526円
	阿波	609円	1,735円
	鴨島	541円	8,313円
	山川	422円	4,737円
	脇町	352円	13,202円
	阿波池田	310円	43,378円
	徳島B	717円	71,877円
	阿波国府	474円	28,608円
	多家良	289円	10,547円
	応神	381円	7,202円
	阿波大麻	192円	6,794円
	堂浦	245円	6,508円
	鳴門公園	169円	14,796円
	新赤石	362円	16,871円
	阿波橋	452円	12,096円
	桑野	494円	11,590円
	阿波福井	313円	12,673円
	新野	415円	9,840円
	阿波樺	272円	20,007円
	阿波一宮	231円	5,362円
	羽ノ浦	456円	9,410円
	丹生谷	429円	9,054円
	阿波海南	424円	6,297円
	阿波吉野	402円	11,760円
	土成	436円	9,972円
	市場	337円	9,424円
	阿波川島	451円	3,018円
	美馬	117円	9,652円
	貞光	284円	6,169円
	三野	272円	12,150円
	阿波三好	242円	9,105円
	三縄	362円	8,195円
	阿波井川	533円	9,236円
	三加茂	157円	26,182円
	牟岐	407円	58,165円
	阿波勝浦	179円	16,932円
	日和佐	226円	7,927円
	阿波半田	74円	9,904円
	穴吹	43円	15,559円
	山城	19円	17,823円

香川県	阿波神山	74円	8,930円
	阿波広野	64円	8,404円
	讃岐三条	626円	35,291円
	高松北2	433円	12,597円
	屋島	609円	12,758円
	香西	969円	12,808円
	円座2	605円	23,260円
	讃岐前田	326円	13,094円
	讃岐川島	320円	25,517円
	西植田	241円	26,726円
	新仏生山	712円	26,933円
	丸亀	456円	9,907円
	讃岐郡家	658円	4,842円
	坂出	305円	11,617円
	讃岐加茂	426円	24,924円
	讃岐林田	316円	3,933円
	普通寺	642円	27,465円
	観音寺	589円	21,789円
	引田	327円	31,997円
	三本松	150円	20,530円
	讃岐津田	196円	16,621円
	讃岐大川	237円	11,887円
	志度	266円	25,250円
	長尾	444円	14,072円
	内海	313円	15,924円
	土庄	477円	12,727円
	讃岐三木	352円	18,707円
	讃岐牟礼	420円	10,089円
	香川	451円	28,239円
	綾南	672円	59,427円
	讃岐国分寺	384円	28,895円
	宇多津	465円	32,571円
	琴平	381円	16,436円
	多度津	464円	20,297円
	讃岐高瀬	318円	24,090円
	讃岐豊浜	275円	50,388円
	本島	118円	26,816円
	与島	187円	14,782円
	木之郷	462円	16,109円
	伊吹	138円	14,059円
	鴨部	306円	23,907円
	庵治	238円	27,946円
	綾上	418円	25,718円
	讃岐昭和	347円	27,000円
	綾歌	291円	9,881円
	讃岐飯山	380円	13,428円
	讃岐吉野	143円	5,893円
大野原	439円	8,853円	
讃岐豊中	281円	16,355円	
仁尾	204円	23,503円	
三本松2	150円	8,915円	
山本	297円	9,664円	
讃岐神山	192円	24,699円	
塩江	258円	6,861円	
麻二宮	292円	25,365円	
詫間	259円	43,362円	
財田	275円	16,458円	
高松	563円	57,703円	
讃岐池田	427円	63,454円	
愛媛県	西須賀	763円	4,817円
	吉田浜	905円	4,356円
	塩江	498円	4,649円
	伊予石井2	1,112円	11,815円
	久谷	874円	7,855円
	新久米	1,103円	31,831円
	山越本	787円	21,106円
	松山3	1,506円	23,754円
	今治	420円	30,327円
	伊予桜井2	794円	9,019円
	宇和島	530円	14,236円
	八幡浜	368円	9,138円
	新居浜3	620円	17,461円
	泉川	386円	3,812円
	多喜浜	367円	8,399円
	伊予西条	628円	7,550円
	大洲	408円	9,238円
	新谷	371円	11,051円
	川之江	714円	12,077円
	伊予三島西	817円	7,669円
	伊予2	614円	10,099円
	伊予北条	570円	5,809円

香川県	阿波神山	73円	6,746円
	阿波広野	58円	7,950円
	讃岐三条	587円	35,953円
	高松北2	420円	14,179円
	屋島	528円	13,027円
	香西	935円	12,549円
	円座2	601円	25,492円
	讃岐前田	286円	12,930円
	讃岐川島	309円	27,386円
	西植田	206円	30,253円
	新仏生山	591円	28,078円
	丸亀	444円	10,163円
	讃岐郡家	656円	4,686円
	坂出	284円	15,565円
	讃岐加茂	373円	28,490円
	讃岐林田	301円	4,525円
	普通寺	520円	35,536円
	観音寺	567円	24,926円
	引田	302円	33,011円
	三本松	133円	20,518円
	讃岐津田	184円	16,415円
	讃岐大川	226円	12,112円
	志度	254円	25,801円
	長尾	435円	15,019円
	内海	323円	15,548円
	土庄	434円	12,475円
	讃岐三木	338円	18,093円
	讃岐牟礼	401円	10,303円
	香川	425円	28,399円
	綾南	618円	61,284円
	讃岐国分寺	355円	29,465円
	宇多津	442円	33,391円
	琴平	390円	17,525円
	多度津	455円	21,274円
	讃岐高瀬	314円	24,752円
	讃岐豊浜	264円	51,503円
	本島	114円	66,243円
	与島	152円	12,779円
	木之郷	445円	16,402円
	伊吹	117円	11,122円
	鴨部	240円	27,088円
	庵治	231円	29,502円
	綾上	451円	29,454円
	讃岐昭和	393円	30,633円
	綾歌	275円	9,841円
	讃岐飯山	369円	13,685円
	讃岐吉野	139円	5,994円
大野原	413円	9,005円	
讃岐豊中	279円	18,707円	
仁尾	191円	27,381円	
三本松2	133円	8,660円	
山本	337円	9,451円	
讃岐神山	152円	30,159円	
塩江	301円	8,261円	
麻二宮	279円	29,069円	
詫間	246円	45,993円	
財田	275円	17,329円	
高松	545円	61,608円	
讃岐池田	414円	65,706円	
愛媛県	西須賀	726円	4,540円
	吉田浜	868円	4,539円
	塩江	469円	3,784円
	伊予石井2	1,113円	11,831円
	久谷	830円	7,358円
	新久米	1,033円	32,856円
	山越本	781円	32,034円
	松山3	1,478円	27,850円
	今治	368円	30,910円
	伊予桜井2	764円	8,555円
	宇和島	538円	12,588円
	八幡浜	368円	8,541円
	新居浜3	577円	15,042円
	泉川	372円	4,215円
	多喜浜	353円	7,908円
	伊予西条	663円	7,423円
	大洲	378円	8,886円
	新谷	353円	10,983円
	川之江	692円	13,321円
	伊予三島西	758円	8,184円
	伊予2	568円	9,479円
	伊予北条	544円	45,221円

壬生川 2	309円	14,088円
伊予土居	301円	52,864円
大西	944円	52,816円
重信	985円	13,236円
松前 2	855円	9,811円
砥部	1,532円	11,269円
宇和	329円	4,156円
広見	299円	28,711円
御荘 2	163円	3,792円
湯山	2,369円	27,181円
波止浜交換 2	444円	9,861円
栗	583円	32,869円
日土	673円	5,506円
穴井	468円	20,547円
伊予氷見	698円	60,884円
伊予豊岡	826円	14,820円
伊予三芳	501円	8,396円
粟井	392円	13,970円
伊予小松	738円	9,120円
丹原	468円	52,245円
伊予玉川	451円	10,729円
菊間	211円	28,568円
吉海	404円	29,107円
伯方	931円	19,877円
伊予川内	582円	8,202円
久万	173円	13,269円
保内	403円	13,070円
伊予吉田	459円	25,646円
伊予津島	428円	27,232円
今治支店旧	420円	9,027円
大洲新棟	408円	7,402円
伊予長浜	266円	42,773円
内子	674円	26,895円
伊予三瓶	424円	5,989円
愛媛野村	543円	31,182円
三間	164円	25,494円
伊予朝倉	311円	28,112円
宮窪	91円	23,206円
伊予上浦	57円	27,188円
伊予小田	218円	14,394円
伊予中山機械	706円	9,370円
伊予松野	65円	25,521円
二本松	55円	14,863円
生名	121円	12,917円
伊予弓削	106円	27,341円
双海	620円	9,687円
伊方	145円	10,692円
城川交換機	63円	7,004円
重信 2	985円	30,827円
伊予中島	502円	12,991円
高知東	1,000円	21,374円
潮江	1,001円	29,086円
土佐朝倉	859円	17,352円
土佐一宮	1,029円	28,802円
種崎	423円	8,359円
土佐大津	837円	13,082円
安芸	149円	21,967円
南国	397円	12,503円
須崎	428円	20,323円
土佐中村	238円	16,330円
赤岡	368円	7,881円
土佐山田	309円	6,700円
伊野	747円	6,182円
池川	345円	22,800円
土佐春野	366円	12,683円
土佐羽根	429円	21,471円
片山	834円	6,815円
土佐国府	603円	15,812円
戸波	269円	14,702円
具同	299円	19,224円
宿毛	414円	35,442円
片島	126円	8,175円
土佐長浜	255円	13,206円
介良	1,117円	29,066円
室戸	358円	12,760円
土佐	258円	11,273円
土佐宇佐	179円	10,702円
野市	524円	6,980円
美良布	469円	15,123円
中土佐	347円	13,682円
佐川	282円	20,919円

高知県

壬生川 2	360円	13,347円
伊予土居	289円	54,538円
大西	867円	54,713円
重信	1,029円	13,096円
松前 2	897円	9,613円
砥部	1,507円	11,028円
宇和	338円	4,288円
広見	281円	29,814円
御荘 2	137円	4,779円
湯山	2,086円	27,935円
波止浜交換 2	406円	10,970円
栗	554円	37,577円
日土	526円	5,225円
穴井	240円	19,886円
伊予氷見	682円	62,561円
伊予豊岡	764円	14,812円
伊予三芳	475円	7,897円
粟井	335円	13,245円
伊予小松	727円	9,051円
丹原	448円	53,605円
伊予玉川	434円	10,400円
菊間	182円	30,079円
吉海	382円	28,893円
伯方	905円	20,835円
伊予川内	556円	8,145円
久万	143円	35,833円
保内	402円	13,123円
伊予吉田	423円	26,664円
伊予津島	425円	28,270円
今治支店旧	368円	8,189円
大洲新棟	378円	7,563円
伊予長浜	271円	49,440円
内子	668円	29,310円
伊予三瓶	384円	6,186円
愛媛野村	519円	32,909円
三間	169円	29,112円
伊予朝倉	303円	29,943円
宮窪	84円	26,548円
伊予上浦	50円	26,741円
伊予小田	214円	13,243円
伊予中山機械	654円	9,598円
伊予松野	66円	29,160円
一本松	50円	14,371円
生名	96円	12,949円
伊予弓削	101円	31,318円
双海	550円	9,536円
伊方	188円	10,116円
城川交換機	73円	6,436円
重信 2	1,029円	31,606円
伊予中島	442円	12,107円
高知東	934円	22,140円
潮江	931円	29,574円
土佐朝倉	830円	18,108円
土佐一宮	994円	32,057円
種崎	420円	8,753円
土佐大津	824円	16,590円
安芸	141円	24,503円
南国	399円	13,284円
須崎	377円	21,142円
土佐中村	223円	16,073円
赤岡	343円	7,760円
土佐山田	290円	15,350円
伊野	700円	7,015円
池川	264円	21,209円
土佐春野	354円	12,371円
土佐羽根	325円	20,359円
片山	829円	6,525円
土佐国府	665円	17,766円
戸波	258円	12,298円
具同	255円	17,976円
宿毛	405円	36,586円
片島	117円	7,842円
土佐長浜	221円	12,960円
介良	955円	30,017円
室戸	338円	12,098円
土佐	306円	10,799円
土佐宇佐	174円	14,521円
野市	515円	7,491円
美良布	450円	14,657円
中土佐	364円	13,502円
佐川	262円	21,336円

高知県

	葦西	580円	12,465円
	香川	521円	26,487円
	越知	306円	10,359円
	土佐日高	478円	18,935円
	吉良川	76円	17,860円
	大橋	105円	18,062円
	吾北	88円	18,166円
	仁淀	65円	11,293円
	高知	688円	57,141円
	大杉	94円	11,582円
	土佐平田	60円	15,959円
	土佐清水	281円	45,588円
	窪川	236円	5,587円
	大方	164円	9,172円
	土佐大月	124円	31,122円
	野根	63円	17,856円
	嶺北	145円	7,012円
	土佐佐賀	107円	17,357円
	土佐田野	114円	13,554円
	東津野	99円	11,491円
福岡県	門司2	596円	9,644円
	門司恒見	379円	17,298円
	門司大里	964円	11,718円
	福岡若松	607円	14,803円
	若松二島	597円	8,223円
	戸畑	699円	16,898円
	小倉南	1,028円	14,122円
	小倉西	812円	9,707円
	北九州古船場	620円	18,887円
	北九州1	860円	29,887円
	北九州2	860円	11,708円
	北九州3	860円	31,777円
	小倉南曾根	746円	7,174円
	小倉南徳力	1,531円	11,995円
	八幡樺田	537円	9,458円
	北九州八幡2	417円	13,028円
	折尾3	577円	11,039円
	八幡黒崎	463円	8,831円
	八幡上津役	678円	6,199円
	八幡香月別館	957円	11,088円
	福岡東	2,417円	25,127円
	香椎	2,106円	23,020円
	二股瀬	1,096円	15,330円
	和白	1,171円	8,942円
	博多	6,405円	19,505円
	土居町	1,332円	25,450円
	福岡南	1,184円	21,247円
	福岡中央2	17,933円	23,717円
	福岡平尾	2,062円	35,040円
	筑紫ヶ丘	1,389円	11,435円
	屋形原	776円	11,740円
	姪浜	1,581円	15,609円
	金武	1,957円	11,218円
	今宿2	1,640円	7,198円
	七隈	1,834円	14,813円
	福岡西新	3,200円	17,478円
	大牟田	353円	8,557円
	久留米	508円	20,261円
	荒木	504円	7,862円
	御井町	843円	29,398円
	久留米上津	876円	15,077円
	久留米2	888円	15,256円
	直方2	223円	8,127円
	飯塚3	378円	8,708円
田川	286円	11,202円	
福岡山田	78円	12,674円	
甘木	511円	8,551円	
八女	128円	12,270円	
筑後	333円	23,746円	
福岡大川	1,013円	20,301円	
行橋2	314円	6,314円	
中間	240円	12,267円	
福岡小郡	605円	14,699円	
二日市	704円	13,504円	
二日市原田	664円	8,005円	
福岡南大野	1,637円	13,533円	
乙金	1,462円	15,158円	
宗像	456円	4,254円	
日の里	1,430円	10,480円	
前原営業所	370円	15,175円	
宇美	664円	14,505円	

	葦西	627円	12,404円
	香川	442円	27,465円
	越知	316円	9,916円
	土佐日高	463円	18,742円
	吉良川	80円	16,981円
	大橋	53円	18,220円
	吾北	79円	17,550円
	仁淀	50円	10,425円
	高知	691円	57,863円
	大杉	87円	11,414円
	土佐平田	55円	14,969円
	土佐清水	242円	48,165円
	窪川	223円	6,335円
	大方	174円	8,735円
	土佐大月	130円	30,791円
	野根	71円	23,691円
	嶺北	137円	6,232円
	土佐佐賀	111円	16,958円
	土佐田野	112円	13,114円
	東津野	94円	10,717円
福岡県	門司2	610円	10,371円
	門司恒見	361円	17,169円
	門司大里	939円	11,705円
	福岡若松	635円	11,341円
	若松一島	598円	9,002円
	戸畑	692円	17,509円
	小倉南	1,019円	12,575円
	小倉西	807円	10,130円
	北九州古船場	609円	25,476円
	北九州1	865円	39,258円
	北九州2	859円	13,244円
	北九州3	859円	23,934円
	小倉南曾根	751円	6,733円
	小倉南徳力	1,480円	11,949円
	八幡樺田	479円	9,207円
	北九州八幡2	410円	13,001円
	折尾3	519円	11,173円
	八幡黒崎	471円	11,132円
	八幡上津役	652円	5,445円
	八幡香月別館	898円	12,961円
	福岡東	2,825円	26,444円
	香椎	2,011円	24,422円
	二股瀬	1,030円	31,581円
	和白	1,250円	9,495円
	博多	5,578円	22,348円
	土居町	1,468円	27,766円
	福岡南	1,263円	22,603円
	福岡中央2	21,003円	26,484円
	福岡平尾	1,924円	34,293円
	筑紫ヶ丘	1,310円	12,483円
	屋形原	747円	11,849円
	姪浜	1,499円	16,163円
	金武	1,909円	11,055円
	今宿2	1,326円	10,480円
	七隈	1,900円	15,855円
	福岡西新	2,875円	23,150円
	大牟田	308円	9,517円
	久留米	516円	22,128円
	荒木	504円	8,919円
	御井町	799円	25,110円
	久留米上津	850円	14,370円
	久留米2	891円	15,542円
	直方2	208円	9,430円
	飯塚3	317円	9,000円
田川	272円	12,472円	
福岡山田	70円	23,602円	
甘木	481円	8,879円	
八女	132円	12,079円	
筑後	337円	25,969円	
福岡大川	236円	19,089円	
行橋2	313円	19,067円	
中間	238円	13,209円	
福岡小郡	598円	19,470円	
二日市	666円	14,440円	
二日市原田	637円	7,583円	
福岡南大野	1,616円	13,467円	
乙金	1,390円	14,385円	
宗像	450円	4,114円	
日の里	1,372円	9,911円	
前原営業所	372円	30,073円	
宇美	667円	14,217円	

志免	980円	7,554円
古賀新宮	590円	21,187円
古賀	713円	8,600円
長者原	2,232円	21,599円
福岡	327円	9,853円
福岡芦屋	335円	7,089円
折尾水巻	377円	13,876円
折尾海老津	348円	12,222円
直方鞍手	176円	10,325円
田主丸	291円	10,442円
瀬高	220円	16,090円
柳川	299円	13,743円
苅田	643円	7,465円
行橋屋川	359円	32,138円
行橋豊津	422円	21,727円
門司黒川	489円	19,239円
若松小島	255円	25,354円
西谷石原	122円	30,081円
多々良	892円	14,018円
早良内野	611円	29,232円
倉永	316円	18,652円
善導寺	271円	30,087円
福岡三国	370円	13,758円
篠栗	775円	45,174円
久山	561円	26,912円
折尾遠賀川	423円	26,298円
柳川大和	288円	17,818円
江浦	259円	15,320円
西戸崎	456円	18,686円
北崎	923円	17,012円
直方小竹	169円	31,315円
直方宮田	305円	13,180円
稲築	300円	24,270円
前原志摩	703円	24,051円
田主丸吉井	348円	13,674円
大刀洗	128円	9,956円
広川	305円	12,747円
豊前	421円	8,390円
津屋崎	341円	21,149円
宗像玄海	279円	12,876円
直方若宮	98円	20,886円
飯塚桂川	215円	13,413円
飯塚碓井	116円	28,238円
飯塚大隈	399円	14,880円
飯塚筑穂	323円	14,862円
飯塚庄内	250円	15,866円
杷木	408円	10,330円
甘木朝倉	246円	16,977円
夜須	274円	36,596円
二丈	380円	21,481円
福吉	178円	4,784円
芥屋	196円	17,856円
浮羽	147円	20,018円
久留米北野	802円	26,636円
大木	466円	15,017円
三潁	364円	10,254円
黒木	232円	17,453円
瀬高山川	316円	7,470円
田川香春	352円	11,004円
田川添田	239円	28,030円
田川金田	360円	8,873円
田川糸田	339円	29,169円
田川豊前川崎	245円	8,632円
田川赤池	185円	16,381円
田川大任	321円	32,822円
田川油須原	260円	22,672円
友枝	218円	17,625円
直方東	328円	22,922円
福岡大川2	1,013円	2,629円
那珂川別	528円	15,917円
若宮吉川	58円	16,378円
城島	452円	8,417円
行橋勝山	549円	31,387円
行橋築城	393円	12,469円
上陽	401円	19,396円
光友	132円	33,758円
星野	240円	22,862円
行橋稚田	282円	11,109円
佐賀県	高木瀬	641円 29,204円

志免	1,005円	6,342円
古賀新宮	580円	22,240円
古賀	676円	10,047円
長者原	2,132円	20,772円
福岡	329円	9,272円
福岡芦屋	335円	8,271円
折尾水巻	333円	13,538円
折尾海老津	332円	11,898円
直方鞍手	168円	8,479円
田主丸	258円	9,838円
瀬高	206円	13,744円
柳川	270円	13,302円
苅田	702円	8,420円
行橋屋川	305円	33,611円
行橋豊津	401円	21,537円
門司黒川	427円	19,365円
若松小島	233円	26,228円
西谷石原	105円	32,714円
多々良	875円	14,369円
早良内野	574円	30,662円
倉永	289円	18,970円
善導寺	245円	22,269円
福岡三国	355円	13,229円
篠栗	692円	47,366円
久山	560円	24,160円
折尾遠賀川	416円	26,534円
柳川大和	277円	17,825円
江浦	251円	15,323円
西戸崎	452円	18,448円
北崎	890円	15,234円
直方小竹	176円	31,714円
直方宮田	278円	12,689円
稲築	274円	23,921円
前原志摩	693円	24,502円
田主丸吉井	335円	13,479円
大刀洗	114円	9,515円
広川	294円	41,064円
豊前	411円	9,683円
津屋崎	336円	15,620円
宗像玄海	275円	13,013円
直方若宮	92円	21,619円
飯塚桂川	203円	39,267円
飯塚碓井	100円	27,527円
飯塚大隈	360円	37,629円
飯塚筑穂	282円	15,641円
飯塚庄内	239円	15,874円
杷木	398円	10,212円
甘木朝倉	213円	17,327円
夜須	274円	37,358円
二丈	369円	21,595円
福吉	163円	19,553円
芥屋	186円	17,531円
浮羽	136円	20,467円
久留米北野	781円	26,712円
大木	455円	15,228円
三潁	357円	9,440円
黒木	248円	38,846円
瀬高山川	282円	6,823円
田川香春	357円	21,539円
田川添田	227円	28,101円
田川金田	345円	8,863円
田川糸田	351円	29,557円
田川豊前川崎	241円	7,989円
田川赤池	176円	16,502円
田川大任	307円	42,312円
田川油須原	235円	32,928円
友枝	208円	17,513円
直方東	300円	25,466円
福岡大川2	236円	3,271円
那珂川別	477円	15,023円
若宮吉川	45円	25,630円
城島	443円	7,778円
行橋勝山	506円	32,306円
行橋築城	365円	24,540円
上陽	352円	19,768円
光友	134円	50,179円
星野	211円	22,147円
行橋稚田	269円	10,724円
八女大瀬	258円	11,523円
福岡矢部	89円	26,174円
佐賀県	高木瀬	617円 32,333円

唐津	330円	17,634円
佐賀鳥栖	667円	25,717円
多久	278円	21,207円
伊万里	247円	16,507円
伊万里黒川	141円	12,676円
武雄	184円	17,009円
佐賀鹿島	259円	5,810円
川副南	360円	17,862円
神埼	459円	20,247円
基山	397円	19,552円
小城	347円	22,119円
牛津	365円	23,171円
玄海	302円	25,925円
嬉野電交局舎	416円	11,475円
有田	315円	32,687円
蓮池	121円	10,450円
川久保	102円	10,827円
唐津山本	311円	10,591円
唐津鏡	350円	20,616円
東多久	95円	20,366円
久原	158円	12,131円
波多津	173円	24,560円
伊万里松浦	77円	20,965円
大川野	60円	28,289円
南波多	66円	17,908円
諸富	378円	23,681円
佐賀千代田	623円	9,731円
鳥栖中原	688円	19,692円
北茂安	371円	16,024円
呼子	160円	9,121円
西有田	261円	27,370円
武雄北方	507円	34,839円
佐賀大町	349円	21,434円
佐賀白石	290円	20,893円
鹿島塩田	328円	17,563円
久保田	527円	89,088円
佐賀大和	452円	11,961円
江北	388円	13,725円
佐賀福富	504円	17,806円
有明	548円	23,533円
太良	486円	48,126円
若木	225円	11,387円
浜崎	317円	13,006円
武雄山内	200円	19,127円
三根	581円	19,196円
入野	256円	20,853円
西川登	324円	30,199円
七山	223円	23,679円
湊	275円	27,033円
蔽木	147円	26,382円
相知	129円	19,027円
太良大浦	220円	12,423円
長崎県	1,256円	22,570円
浦上	1,160円	20,153円
新長	415円	6,763円
小ヶ倉	1,614円	11,670円
稲佐	337円	12,372円
深堀	1,149円	11,367円
東長崎	1,183円	9,334円
滑石	898円	28,355円
佐世保別	394円	11,291円
早岐	433円	24,822円
佐世保大和	571円	45,848円
佐世保大野	347円	24,665円
柚木	286円	19,968円
相浦	375円	18,047円
島原	575円	15,774円
諫早	468円	16,630円
西諫早	250円	10,673円
大村	174円	15,816円
福江	418円	31,416円
長崎平戸	862円	14,251円
時津	238円	23,610円
有川	223円	15,350円
壱岐	338円	43,535円
蔽原	160円	14,937円
大瀬戸	217円	12,749円
長崎小浜	94円	26,594円
豆岐	449円	26,033円
竹松	653円	15,241円
長崎茂木	638円	23,220円
木鉢		

唐津	311円	21,688円
佐賀鳥栖	655円	24,736円
多久	285円	21,751円
伊万里	205円	15,453円
伊万里黒川	129円	12,009円
武雄	162円	18,123円
佐賀鹿島	255円	6,302円
川副南	287円	18,239円
神埼	418円	21,978円
基山	387円	19,386円
小城	361円	22,913円
牛津	395円	47,919円
玄海	353円	33,807円
嬉野電交局舎	401円	23,454円
有田	362円	25,803円
蓮池	111円	10,061円
川久保	94円	10,453円
唐津山本	361円	48,416円
唐津鏡	332円	20,704円
東多久	94円	36,208円
久原	166円	12,542円
波多津	147円	24,781円
伊万里松浦	72円	19,648円
大川野	58円	29,219円
南波多	63円	17,183円
諸富	358円	24,209円
佐賀千代田	622円	9,652円
鳥栖中原	653円	20,286円
北茂安	376円	16,316円
呼子	186円	9,004円
西有田	263円	28,049円
武雄北方	507円	36,485円
佐賀大町	416円	20,984円
佐賀白石	287円	20,733円
鹿島塩田	339円	17,836円
久保田	512円	95,703円
佐賀大和	438円	11,685円
江北	359円	13,690円
佐賀福富	475円	17,096円
有明	491円	23,915円
太良	450円	49,565円
若木	219円	10,643円
浜崎	373円	11,860円
武雄山内	173円	19,161円
三根	599円	18,781円
入野	289円	20,781円
西川登	315円	30,835円
七山	213円	15,573円
湊	213円	35,478円
蔽木	160円	25,914円
相知	126円	19,204円
太良大浦	180円	11,672円
長崎県	1,206円	22,902円
浦上	1,052円	20,055円
新長	390円	33,356円
小ヶ倉	1,515円	8,978円
稲佐	315円	25,808円
深堀	1,131円	10,753円
東長崎	1,165円	9,399円
滑石	895円	24,922円
佐世保別	352円	10,654円
早岐	418円	24,577円
佐世保大和	536円	53,515円
佐世保大野	331円	24,785円
柚木	289円	16,534円
相浦	335円	19,790円
島原	508円	16,431円
諫早	444円	16,480円
西諫早	254円	11,100円
大村	151円	17,655円
福江	389円	32,719円
長崎平戸	870円	13,106円
時津	261円	26,113円
有川	451円	16,239円
壱岐	311円	38,602円
蔽原	220円	16,653円
大瀬戸	220円	12,355円
長崎小浜	32円	26,868円
豆岐	454円	24,713円
竹松	612円	15,282円
長崎茂木	633円	22,633円
木鉢		

長崎三重	351円	12,188円
鹿子前	318円	11,477円
針尾	330円	13,716円
松浦	314円	16,598円
御厨	214円	6,580円
長崎三和	410円	19,291円
多良見	486円	10,394円
長与	746円	19,936円
琴海	301円	42,628円
西彼	238円	11,612円
東彼杵	192円	10,532円
川棚	247円	11,371円
波佐見	170円	12,620円
湯江	304円	19,191円
小長井	228円	14,605円
島原有明	170円	6,600円
島原国見	161円	8,754円
諫早吾妻	284円	14,207円
愛野森山	837円	16,211円
千々石	246円	10,297円
有家	265円	12,228円
島原深江	677円	8,542円
田平	88円	8,914円
江迎	190円	17,434円
佐々	375円	35,193円
佐世保吉井	120円	30,662円
黒口	175円	15,983円
飯盛	655円	13,620円
島原瑞穂	550円	13,692円
鹿町	304円	22,727円
小佐々	274円	14,896円
楠泊	212円	13,101円
式見	683円	12,276円
三川内	799円	13,305円
紐差	228円	20,341円
津吉	100円	17,763円
今福	158円	20,535円
西彼大串	317円	27,245円
南風崎	677円	18,908円
有喜	136円	16,803円
鶏知	548円	26,442円
崎戸	93円	19,720円
雲仙	105円	46,269円
伊万里福島	254円	58,650円
鷹島	36円	41,868円
野母崎	516円	38,637円
加津佐	113円	10,032円
長崎口之津	194円	11,353円
南有馬	746円	14,419円
富江	200円	12,655円
青方	298円	14,001円
東	1,355円	15,123円
健軍	691円	9,374円
立田	658円	18,011円
田迎	1,189円	18,182円
桜町	736円	25,559円
熊本清水	845円	11,143円
北部	468円	22,722円
葦山	1,081円	19,099円
託麻別館	1,099円	27,285円
新川尻	784円	16,717円
熊本南部	382円	21,804円
郡築	170円	17,474円
人吉別館	165円	14,144円
水俣	1,019円	10,833円
玉名	309円	19,070円
本渡	489円	18,867円
山鹿	208円	11,107円
牛深	150円	11,884円
菊池	490円	16,118円
松橋	437円	8,470円
松橋小川	110円	10,771円
樋木岩野	501円	11,566円
熊本大津	171円	20,753円
西合志	192円	10,373円
一の宮	221円	12,661円
熊本小国	667円	24,126円
高森	452円	21,652円
南阿蘇	67円	33,647円
木山	735円	44,214円
矢部別館	403円	22,064円

熊本県

長崎三重	313円	11,895円
鹿子前	327円	10,718円
針尾	311円	13,135円
松浦	294円	42,260円
御厨	201円	6,277円
長崎三和	378円	19,902円
多良見	454円	10,012円
長与	710円	20,233円
琴海	290円	44,822円
西彼	220円	11,736円
東彼杵	233円	26,211円
川棚	244円	26,019円
波佐見	168円	12,206円
湯江	281円	13,783円
小長井	205円	14,651円
島原有明	161円	5,406円
島原国見	150円	8,805円
諫早吾妻	283円	13,886円
愛野森山	831円	16,265円
千々石	239円	9,818円
有家	252円	11,553円
島原深江	580円	11,546円
田平	86円	12,653円
江迎	170円	27,263円
佐々	389円	35,911円
佐世保吉井	110円	30,843円
黒口	162円	25,962円
飯盛	630円	13,241円
島原瑞穂	529円	13,384円
鹿町	291円	16,731円
小佐々	259円	14,814円
楠泊	191円	12,711円
式見	631円	11,790円
三川内	811円	29,889円
紐差	203円	22,825円
津吉	82円	20,849円
今福	166円	20,814円
西彼大串	300円	29,218円
南風崎	623円	20,322円
有喜	127円	18,462円
鶏知	522円	25,294円
崎戸	81円	19,467円
雲仙	109円	47,340円
伊万里福島	235円	58,975円
鷹島	22円	39,440円
野母崎	475円	27,524円
加津佐	107円	9,442円
長崎口之津	182円	10,760円
南有馬	730円	29,553円
富江	210円	11,477円
青方	270円	13,923円
東	1,346円	18,523円
健軍	666円	19,984円
立田	619円	18,961円
田迎	1,082円	16,758円
桜町	738円	27,449円
熊本清水	782円	10,972円
北部	464円	43,879円
葦山	853円	18,307円
託麻別館	987円	27,664円
新川尻	752円	17,129円
熊本南部	347円	24,395円
郡築	162円	42,292円
人吉別館	153円	13,820円
水俣	947円	10,276円
玉名	292円	19,876円
本渡	474円	21,306円
山鹿	188円	11,336円
牛深	119円	11,106円
菊池	392円	15,456円
松橋	426円	8,474円
松橋小川	106円	10,569円
樋木岩野	489円	9,485円
熊本大津	167円	20,937円
西合志	193円	10,466円
一の宮	204円	19,983円
熊本小国	542円	41,827円
高森	428円	22,320円
南阿蘇	61円	37,275円
木山	554円	60,134円
矢部別館	300円	23,691円

熊本県

荒尾	153円	9,177円
宇土	332円	19,422円
合志	135円	14,406円
熊本小島	640円	16,069円
天明	92円	35,584円
日奈久	333円	7,985円
府本	86円	10,124円
荒尾緑ヶ丘	418円	14,703円
網田	232円	32,446円
三角	540円	8,891円
松橋城南	259円	22,350円
堅志田	176円	16,520円
砥用	124円	14,173円
岱明	50円	10,481円
天水	278円	24,918円
南関	283円	12,925円
熊本長洲	204円	10,780円
鹿本	393円	37,284円
菊陽	879円	14,905円
泗水	255円	29,215円
南小国	469円	17,980円
熊本西原	444円	19,028円
嘉島	253円	48,877円
甲佐	593円	15,350円
坂本	205円	11,429円
熊本鏡	184円	14,108円
宮原	199円	15,689円
東陽	218円	15,189円
湯浦	206円	21,623円
津奈木	272円	33,308円
錦	241円	13,601円
多良木	188円	43,658円
大矢野	890円	9,859円
本渡松島	384円	12,825円
赤崎	253円	34,344円
飽田	537円	80,292円
竜峰	341円	11,963円
松橋豊野	29円	13,817円
玉東	321円	11,154円
菊水	351円	9,431円
坊中	160円	22,993円
御船	271円	23,072円
千丁	431円	13,957円
水俣田浦	177円	20,958円
熊本河内	439円	13,387円
水源	123円	18,889円
郡浦	131円	17,881円
鹿北	204円	17,229円
菊鹿	134円	15,512円
鹿央	83円	20,721円
旭志	189円	19,079円
矢部清和	92円	36,117円
芦北	456円	16,410円
湯前	146円	15,865円
姫戸	298円	14,644円
三加和	102円	25,313円
阿蘇	216円	73,867円
本渡富岡	361円	21,133円
河浦	252円	44,977円
蘇陽	199円	15,423円
免田	242円	15,067円
一勝地	131円	21,222円
竜ヶ岳	333円	23,670円
五和	553円	25,824円
玉名大浜	236円	19,908円
大分	1,647円	35,938円
鶴崎	292円	18,474円
大分東	752円	22,538円
大分滝尾	333円	30,736円
大分大道	844円	29,007円
大分市外	650円	23,980円
大分別府	423円	19,651円
別府北	472円	9,223円
如水	73円	15,848円
新中津	326円	20,584円
日田三本松	290円	31,736円
佐伯	531円	23,925円
臼杵	398円	23,278円
津久見	217円	13,217円
大分竹田	228円	15,537円
豊後高田	284円	23,538円

大分県

荒尾	147円	8,937円
宇土	326円	19,807円
合志	126円	14,336円
熊本小島	627円	17,269円
天明	89円	36,416円
日奈久	289円	6,286円
府本	81円	10,289円
荒尾緑ヶ丘	324円	14,424円
網田	206円	32,957円
三角	365円	8,258円
松橋城南	235円	22,704円
堅志田	154円	15,821円
砥用	95円	13,430円
岱明	48円	10,452円
天水	231円	25,234円
南関	259円	12,928円
熊本長洲	197円	11,105円
鹿本	370円	29,500円
菊陽	883円	15,435円
泗水	254円	29,620円
南小国	443円	17,589円
熊本西原	394円	27,298円
嘉島	248円	51,170円
甲佐	551円	15,304円
坂本	142円	11,021円
熊本鏡	176円	19,712円
宮原	190円	15,655円
東陽	176円	14,967円
湯浦	214円	22,110円
津奈木	238円	34,124円
錦	227円	13,440円
多良木	166円	32,605円
大矢野	847円	9,428円
本渡松島	362円	13,428円
赤崎	209円	34,925円
飽田	509円	88,702円
竜峰	308円	11,814円
松橋豊野	24円	13,445円
玉東	311円	11,230円
菊水	337円	9,390円
坊中	148円	23,404円
御船	259円	23,317円
千丁	400円	13,599円
水俣田浦	165円	21,713円
熊本河内	402円	17,065円
水源	86円	35,679円
郡浦	100円	17,365円
鹿北	177円	17,653円
菊鹿	119円	18,572円
鹿央	78円	17,343円
旭志	177円	18,756円
矢部清和	77円	35,660円
芦北	473円	17,271円
湯前	131円	15,671円
姫戸	273円	27,492円
三加和	87円	21,320円
阿蘇	182円	78,954円
本渡富岡	329円	39,268円
河浦	212円	46,208円
蘇陽	167円	14,355円
免田	222円	16,196円
一勝地	106円	21,648円
竜ヶ岳	282円	23,325円
五和	521円	24,444円
玉名大浜	213円	18,508円
大分	1,708円	36,869円
鶴崎	272円	19,443円
大分東	737円	22,600円
大分滝尾	308円	25,462円
大分大道	812円	29,818円
大分市外	647円	24,711円
大分別府	409円	20,330円
別府北	476円	10,721円
如水	67円	18,349円
新中津	322円	20,129円
日田三本松	278円	33,586円
佐伯	501円	26,039円
臼杵	343円	25,593円
津久見	220円	28,776円
大分竹田	194円	15,238円
豊後高田	216円	23,834円

大分県



杵築別館	296円	19,930円
大分宇佐	236円	20,758円
国東	262円	12,689円
日出	554円	12,160円
由布院	548円	12,178円
大分三重	220円	14,808円
玖珠	444円	18,503円
大分種田	677円	13,380円
大分中津	346円	38,407円
大分戸次	680円	42,202円
鶴崎松岡	379円	24,784円
長洲	271円	19,071円
豊後高田田原	57円	11,751円
大分資来	731円	21,729円
坂ノ市別館	481円	24,020円
海崎	82円	13,307円
保戸島	228円	58,448円
宇佐八幡	214円	12,155円
山香	273円	13,247円
大分挾間	307円	21,015円
大分庄内	262円	10,411円
佐賀間	156円	23,377円
幸崎	149円	16,021円
佐伯弥生	454円	26,495円
野津	349円	14,584円
緒方	170円	18,940円
三重大野	285円	29,312円
三重千歳	53円	14,777円
天ヶ瀬	593円	26,919円
三光	176円	13,183円
大分野津原	344円	23,041円
直川	222円	13,922円
本耶馬溪	250円	12,068円
院内	117円	31,612円
安心院	205円	12,327円
真玉	159円	21,393円
国東国見	122円	30,793円
国東富来	174円	17,975円
佐伯鶴見	420円	20,278円
竹田荻	101円	15,645円
日田大山	426円	9,784円
大分犬飼	247円	11,929円
大分吉野	71円	16,044円
安岐	172円	11,235円
武蔵	308円	21,196円
宇目	197円	15,193円
蒲江	240円	12,114円
耶馬溪下郷	205円	42,711円
山国	136円	18,291円
香々地	93円	21,181円
三重清川	46円	16,817円
久住	265円	12,518円
恵良	213円	30,798円
津江	234円	23,728円
耶馬溪	210円	12,807円
合河	177円	22,602円
生目	289円	20,247円
宮崎大淀	643円	25,226円
木花	684円	19,692円
都城	489円	19,223円
都城荘内	75円	12,235円
沖水	167円	13,403円
都城中郷	80円	23,174円
土々呂	435円	17,828円
延岡市外	492円	20,335円
日南	201円	14,584円
宮崎小林	283円	13,541円
日向別館	223円	36,227円
西都	375円	18,345円
高城	204円	27,970円
宮崎住吉	542円	15,344円
柳瀬	283円	40,140円
宮崎本郷	479円	22,512円
志和池	85円	23,282円
大堂津	165円	22,797円
飴肥	166円	29,665円
西小林	160円	17,953円
串間	289円	17,180円
三財	241円	16,828円
えびの営機械	173円	20,169円
飯野駅前	155円	15,721円

宮崎県

杵築別館	252円	28,125円
大分宇佐	200円	21,048円
国東	248円	18,059円
日出	541円	11,783円
由布院	534円	34,268円
大分三重	214円	17,398円
玖珠	473円	18,294円
大分種田	641円	13,022円
大分中津	318円	38,854円
大分戸次	581円	42,729円
鶴崎松岡	371円	26,211円
長洲	258円	24,947円
豊後高田田原	45円	11,440円
大分資来	719円	28,695円
坂ノ市別館	406円	24,843円
海崎	76円	12,346円
保戸島	111円	61,231円
宇佐八幡	204円	11,911円
山香	268円	12,808円
大分挾間	288円	20,670円
大分庄内	242円	36,835円
佐賀間	131円	24,325円
幸崎	132円	50,305円
佐伯弥生	446円	37,993円
野津	345円	14,658円
緒方	149円	18,496円
三重大野	253円	29,507円
三重千歳	47円	13,480円
天ヶ瀬	524円	26,329円
三光	160円	13,196円
大分野津原	313円	24,256円
直川	185円	14,136円
本耶馬溪	261円	50,227円
院内	108円	27,143円
安心院	200円	11,848円
真玉	124円	21,507円
国東国見	114円	32,577円
国東富来	167円	18,346円
佐伯鶴見	373円	20,881円
竹田荻	88円	15,530円
日田大山	381円	9,887円
大分犬飼	239円	33,278円
大分吉野	56円	16,720円
安岐	150円	10,509円
武蔵	304円	15,560円
宇目	191円	14,931円
蒲江	230円	11,492円
耶馬溪下郷	183円	46,152円
山国	112円	50,288円
香々地	69円	21,070円
三重清川	40円	30,303円
久住	264円	11,558円
恵良	211円	30,843円
津江	176円	23,409円
耶馬溪	225円	12,866円
合河	150円	23,492円
生目	282円	19,983円
宮崎大淀	628円	26,003円
木花	694円	20,604円
都城	460円	21,122円
都城荘内	73円	11,503円
沖水	171円	41,363円
都城中郷	73円	23,289円
土々呂	444円	18,052円
延岡市外	473円	21,382円
日南	193円	21,890円
宮崎小林	268円	15,189円
日向別館	210円	39,708円
西都	342円	18,241円
高城	198円	26,237円
宮崎住吉	533円	15,297円
柳瀬	281円	43,157円
宮崎本郷	461円	23,848円
志和池	81円	24,109円
大堂津	178円	56,380円
飴肥	146円	29,892円
西小林	141円	19,716円
串間	263円	35,969円
三財	240円	16,313円
えびの営機械	165円	21,137円
飯野駅前	145円	15,900円

宮崎県

	清武	803円	28,840円
	宮崎田野	209円	12,864円
	佐土原	280円	19,713円
	西佐土原	225円	19,733円
	日南北郷	326円	21,961円
	日南南郷	244円	22,011円
	三股	185円	20,569円
	都城高崎	169円	13,997円
	高原	174円	18,484円
	小林野尻	252円	14,038円
	紙屋	90円	22,756円
	宮崎高岡	181円	14,863円
	国富	254円	16,607円
	綾	170円	27,907円
	高鍋営業所1	280円	17,346円
	新富	290円	15,539円
	木城	359円	19,899円
	川南	128円	20,647円
	都農	166円	14,384円
	門川	274円	15,934円
	大東	96円	16,867円
	都城山田	151円	19,900円
	高千穂別館	196円	18,012円
	都城高野	120円	30,134円
	美々津	185円	21,731円
	岩脇	180円	17,083円
	真幸	192円	25,370円
	山陰	144円	18,325円
	神門	225円	16,038円
	日向西郷	118円	17,784円
	宇納間	78円	16,121円
	曾木	127円	16,026円
	北川	201円	34,968円
	延岡北浦	342円	23,450円
	宮崎東	670円	33,912円
	青島	239円	39,656円
	都城山之口	167円	16,478円
	日之影	134円	14,897円
	五ヶ瀬	208円	7,541円
	宮崎内海	301円	21,091円
	諸塚	110円	21,983円
鹿児島県	鴨池甲南新館	2,775円	21,950円
	谷山	1,112円	23,349円
	伊敷	983円	21,279円
	原良	2,974円	18,948円
	広木	2,460円	19,243円
	坂之上	1,326円	12,008円
	鹿児島川内	626円	22,636円
	鹿屋	276円	29,092円
	枕崎	186円	17,136円
	名瀬	673円	16,518円
	出水	170円	8,049円
	指宿	342円	24,874円
	加世田	208円	15,459円
	国分	413円	21,687円
	種子島	136円	8,380円
	加治木	508円	14,182円
	帖佐	329円	28,263円
	丸尾	94円	19,731円
	志布志	104円	11,672円
	屋久島	83円	18,341円
	徳之島	233円	16,714円
	鹿児島吉野	358円	11,836円
	鹿児島春日	1,578円	16,779円
	鹿児島大口	302円	17,216円
	隼人	351円	49,204円
	河頭	102円	20,180円
	高須	68円	22,260円
	大始良	72円	19,333円
	鹿屋南	23円	14,014円
	串木野	177円	15,113円
	阿久根	223円	19,055円
	米之津	91円	22,512円
	宮ヶ浜	66円	11,983円
	鹿児島垂水	128円	23,988円
	指宿山川	61円	18,840円
	開聞	63円	18,842円
	知覧	265円	17,303円
	知覧瀬世	29円	13,529円
	加世田川辺	205円	23,257円

	清武	685円	29,860円
	宮崎田野	194円	22,726円
	佐土原	279円	19,854円
	西佐土原	225円	19,940円
	日南北郷	301円	21,880円
	日南南郷	222円	23,768円
	三股	185円	20,807円
	都城高崎	124円	13,212円
	高原	157円	18,358円
	小林野尻	215円	13,639円
	紙屋	82円	22,904円
	宮崎高岡	168円	13,054円
	国富	244円	16,312円
	綾	158円	28,794円
	高鍋営業所1	252円	17,777円
	新富	245円	15,459円
	木城	365円	19,646円
	川南	123円	34,859円
	都農	157円	15,425円
	門川	283円	15,589円
	大東	78円	16,710円
	都城山田	146円	20,143円
	高千穂別館	159円	20,533円
	都城高野	82円	32,362円
	美々津	234円	21,678円
	岩脇	177円	17,182円
	真幸	178円	25,991円
	山陰	117円	18,461円
	神門	222円	16,401円
	日向西郷	112円	16,615円
	宇納間	69円	15,374円
	曾木	117円	16,218円
	北川	165円	35,741円
	延岡北浦	361円	22,530円
	宮崎東	709円	37,656円
	青島	228円	42,705円
	都城山之口	147円	14,826円
	日之影	105円	14,155円
	五ヶ瀬	187円	6,889円
	宮崎内海	247円	21,271円
	諸塚	104円	20,852円
	都井	173円	19,068円
鹿児島県	鴨池甲南新館	2,737円	23,873円
	谷山	1,082円	23,959円
	伊敷	958円	23,588円
	原良	2,854円	18,243円
	広木	2,800円	22,043円
	坂之上	1,198円	11,044円
	鹿児島川内	603円	25,112円
	鹿屋	103円	30,757円
	枕崎	183円	17,804円
	名瀬	687円	17,128円
	出水	148円	9,006円
	指宿	341円	27,987円
	加世田	203円	15,451円
	国分	467円	21,682円
	種子島	147円	9,097円
	加治木	435円	14,809円
	帖佐	343円	28,261円
	丸尾	106円	19,579円
	志布志	107円	11,565円
	屋久島	95円	18,296円
	徳之島	221円	19,406円
	鹿児島吉野	350円	11,084円
	鹿児島春日	1,601円	16,624円
	鹿児島大口	284円	17,879円
	隼人	402円	52,606円
	河頭	94円	20,877円
	高須	63円	22,292円
	大始良	76円	19,752円
	鹿屋南	20円	14,113円
	串木野	191円	15,950円
	阿久根	183円	19,270円
	米之津	81円	23,451円
	宮ヶ浜	64円	12,147円
	鹿児島垂水	124円	25,036円
	指宿山川	52円	13,622円
	開聞	59円	19,450円
	知覧	249円	16,825円
	知覧瀬世	25円	13,703円
	加世田川辺	184円	23,953円

市来	208円	15,073円
東市来	203円	22,845円
伊集院	312円	12,111円
松元	176円	25,758円
伊集院郡山	272円	20,869円
金峰	190円	12,584円
入来	66円	21,396円
宮之城	93円	43,496円
高尾野	97円	16,167円
菱刈	78円	8,443円
蒲生	107円	15,850円
十三塚原	75円	17,426円
加治木横川	80円	56,024円
栗野	207円	17,462円
吉松	18円	25,913円
霧島	55円	13,312円
岩川	152円	12,192円
財部	59円	23,208円
都城末吉	354円	28,657円
志布志有明	121円	16,838円
蓬原	97円	36,409円
志布志大崎	75円	14,701円
菱田	46円	28,526円
串良	78円	20,121円
鹿屋高山	137円	21,006円
吾平	83円	19,787円
大根占	147円	19,833円
根占	98円	23,024円
古江	196円	13,966円
川内東郷	297円	24,233円
牧ノ原	106円	15,198円
百引	56円	19,195円
志布志松山	24円	18,278円
大根占田代	84円	17,352円
川内西方	30円	15,632円
城上	83円	19,646円
高隈	169円	14,533円
阿久根脇本	116円	11,821円
阿久根大川	49円	9,520円
鹿屋新城	50円	16,898円
牛根	253円	22,089円
西桜島	232円	17,456円
喜入	164円	20,706円
瀬々串	103円	14,371円
顔娃	118円	11,730円
石垣	47円	10,041円
笠沙	73円	12,519円
加世田大浦	249円	24,978円
樋脇	73円	15,956円
市比野	140円	20,319円
宮野城鶴田	244円	13,711円
薩摩	180円	13,356円
祇答院	164円	15,167円
出水野田	211円	17,888円
牧園	89円	34,700円
細山田	42円	18,888円
内の浦	156円	37,565円
佐多	181円	25,833円
喜界島	243円	21,302円
鹿児島吉田	212円	15,368円
伊集院吹上	72円	11,251円
出水鷹巣	239円	17,792円
指江	219円	23,918円
竜郷	14円	24,718円
笠利	499円	26,987円
天城	100円	39,207円
伊仙	319円	26,737円
与論島	50円	26,750円
川内羽島	197円	18,861円
山門野	162円	15,784円
瀬戸内	1,101円	12,938円
知名	211円	27,732円
木蔭	63円	45,477円
勝能	68円	119,662円
管鈍	91円	51,963円
与路島	83円	257,673円
請島	111円	174,077円
節子	228円	65,140円
生見	61円	9,654円

市来	200円	15,007円
東市来	199円	23,394円
伊集院	298円	11,674円
松元	160円	26,322円
伊集院郡山	256円	21,320円
金峰	195円	12,640円
入来	65円	38,519円
宮之城	107円	45,195円
高尾野	87円	15,892円
菱刈	76円	8,298円
蒲生	98円	16,146円
十三塚原	62円	16,942円
加治木横川	89円	59,809円
栗野	286円	17,623円
吉松	61円	27,289円
霧島	55円	12,793円
岩川	144円	11,602円
財部	54円	18,977円
都城末吉	337円	29,180円
志布志有明	118円	17,106円
蓬原	85円	36,850円
志布志大崎	74円	12,608円
菱田	44円	29,363円
串良	66円	20,405円
鹿屋高山	144円	21,371円
吾平	87円	20,574円
大根占	118円	19,951円
根占	105円	23,732円
古江	203円	13,852円
川内東郷	268円	24,555円
牧ノ原	101円	16,452円
百引	106円	15,802円
志布志松山	23円	18,928円
大根占田代	68円	16,179円
川内西方	30円	15,702円
城上	75円	28,067円
高隈	143円	14,565円
阿久根脇本	95円	26,277円
阿久根大川	50円	23,871円
鹿屋新城	44円	16,491円
牛根	205円	21,664円
西桜島	202円	17,706円
喜入	167円	21,231円
瀬々串	87円	14,112円
顔娃	110円	11,631円
石垣	41円	9,625円
笠沙	71円	12,645円
加世田大浦	248円	24,423円
樋脇	64円	16,409円
市比野	123円	20,750円
宮野城鶴田	214円	13,188円
薩摩	142円	13,152円
祇答院	141円	15,414円
出水野田	187円	18,217円
牧園	90円	35,168円
細山田	37円	19,001円
内の浦	213円	37,777円
佐多	154円	25,475円
喜界島	285円	51,080円
鹿児島吉田	163円	15,031円
伊集院吹上	71円	11,573円
出水鷹巣	260円	16,619円
指江	231円	22,474円
竜郷	11円	23,303円
笠利	488円	44,062円
天城	97円	34,269円
伊仙	276円	26,701円
与論島	44円	24,723円
川内羽島	202円	19,119円
山門野	151円	15,899円
瀬戸内	1,211円	24,444円
知名	194円	29,397円
木蔭	56円	108,383円
勝能	57円	122,552円
管鈍	73円	47,056円
与路島	57円	263,854円
請島	64円	479,406円
節子	161円	51,703円
生見	57円	9,547円

	中種子	206円	26,367円
	南種子	419円	43,514円
	母間	44円	20,179円
	沖之永良部	163円	42,351円
	坊	176円	14,155円
沖縄県	寄宮	1,576円	17,430円
	牧志	1,554円	25,290円
	小禄	1,442円	15,734円
	首里	3,802円	18,752円
	田場	265円	15,006円
	大謝名	1,024円	20,139円
	普天間	438円	13,302円
	沖繩宮古	403円	20,343円
	八重山	716円	21,533円
	浦添別	1,567円	27,853円
	名護別館	723円	16,326円
	照屋	541円	17,668円
	コザ	609円	57,841円
	胡屋	575円	23,056円
	コザ北谷	1,352円	27,649円
	豊見城	1,028円	19,181円
	与那原	856円	18,338円
	南風原	933円	38,980円
	久辺	92円	73,723円
	嘉手納	1,266円	27,093円
	沖繩石川別	350円	15,946円
	眞志川	484円	19,691円
	仲尾次	153円	27,338円
	米須	244円	25,865円
	今帰仁	273円	28,255円
	本部	411円	13,830円
	コザ金武	513円	23,337円
	与那城	425円	12,917円
	読谷	701円	27,104円
	中城	631円	22,331円
	東風平	316円	19,516円
	与那原玉城	141円	27,633円
	佐敷	251円	17,682円
	本部山川	92円	22,495円
	北中城	1,229円	26,288円
	南大東	47円	70,833円
	北大東	43円	110,437円
	久米島	717円	31,301円
	城辺	169円	16,847円
	沖繩上野	106円	42,046円
	平安座	113円	32,384円
	座間味	12円	27,074円
	伊良部	222円	19,048円
波照間	68円	27,838円	
与那国	254円	264,851円	
国頭別	272円	51,988円	

	中種子	238円	72,279円
	南種子	493円	44,123円
	母間	41円	18,831円
	沖之永良部	169円	42,272円
	坊	176円	19,181円
沖縄県	寄宮	1,443円	20,536円
	牧志	1,146円	26,464円
	小禄	1,397円	15,278円
	首里	3,269円	22,126円
	田場	241円	14,536円
	大謝名	808円	19,934円
	普天間	419円	13,760円
	沖繩宮古	360円	19,801円
	八重山	664円	34,526円
	浦添別	1,280円	28,701円
	名護別館	618円	15,698円
	照屋	499円	17,235円
	コザ	624円	58,928円
	胡屋	523円	22,722円
	コザ北谷	1,444円	27,439円
	豊見城	920円	19,242円
	与那原	701円	17,775円
	南風原	964円	38,272円
	久辺	90円	77,801円
	嘉手納	1,181円	27,241円
	沖繩石川別	298円	15,822円
	眞志川	455円	19,767円
	仲尾次	139円	26,638円
	米須	220円	23,756円
	今帰仁	506円	22,753円
	本部	362円	13,376円
	コザ金武	486円	22,150円
	与那城	380円	12,915円
	読谷	619円	27,382円
	中城	593円	21,562円
	東風平	291円	18,243円
	与那原玉城	122円	27,069円
	佐敷	226円	16,736円
	本部山川	81円	20,472円
	北中城	1,073円	26,498円
	南大東	43円	69,256円
	北大東	32円	107,368円
	久米島	678円	67,369円
	城辺	154円	45,319円
	沖繩上野	99円	42,028円
	平安座	87円	32,720円
	座間味	3円	25,801円
	伊良部	200円	17,714円
波照間	61円	27,993円	
与那国	209円	294,216円	
国頭別	224円	53,019円	

第2 とう道又は管路に係る負担額  
 2 とう道又は管路に係る料金額  
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	31,494 円
石川県	31,206 円
福井県	22,753 円
岐阜県	24,340 円
静岡県	42,529 円
愛知県	44,165 円
三重県	36,249 円
滋賀県	32,316 円
京都府	33,399 円
大阪府	54,882 円
兵庫県	50,575 円
奈良県	30,370 円
和歌山県	16,095 円
鳥取県	58,746 円
島根県	22,375 円
岡山県	51,763 円
広島県	46,894 円
山口県	34,502 円
徳島県	61,996 円
香川県	36,425 円
愛媛県	46,191 円
高知県	34,679 円
福岡県	54,318 円
佐賀県	18,543 円
長崎県	18,467 円
熊本県	31,223 円
大分県	42,273 円
宮崎県	31,737 円
鹿児島県	40,624 円
沖縄県	31,807 円

第2 とう道又は管路に係る負担額  
 2 とう道又は管路に係る料金額  
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	38,864 円
石川県	39,524 円
福井県	28,001 円
岐阜県	29,661 円
静岡県	52,351 円
愛知県	54,874 円
三重県	40,184 円
滋賀県	41,575 円
京都府	41,611 円
大阪府	67,744 円
兵庫県	62,281 円
奈良県	38,860 円
和歌山県	20,871 円
鳥取県	73,367 円
島根県	27,485 円
岡山県	64,462 円
広島県	62,653 円
山口県	43,122 円
徳島県	72,694 円
香川県	45,538 円
愛媛県	55,894 円
高知県	32,542 円
福岡県	67,288 円
佐賀県	24,818 円
長崎県	17,895 円
熊本県	38,659 円
大分県	53,677 円
宮崎県	39,031 円
鹿児島県	50,708 円
沖縄県	40,077 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	143 円
石川県	139 円
福井県	140 円
岐阜県	155 円
静岡県	174 円
愛知県	178 円
三重県	173 円
滋賀県	168 円
京都府	238 円
大阪府	216 円
兵庫県	243 円
奈良県	200 円
和歌山県	221 円
鳥取県	163 円
島根県	171 円
岡山県	159 円
広島県	166 円
山口県	151 円
徳島県	171 円
香川県	166 円
愛媛県	157 円
高知県	139 円
福岡県	206 円
佐賀県	160 円
長崎県	138 円
熊本県	186 円
大分県	194 円
宮崎県	138 円
鹿児島県	166 円
沖縄県	176 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額662円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	174 円
石川県	170 円
福井県	171 円
岐阜県	194 円
静岡県	216 円
愛知県	222 円
三重県	211 円
滋賀県	210 円
京都府	294 円
大阪府	265 円
兵庫県	299 円
奈良県	246 円
和歌山県	262 円
鳥取県	201 円
島根県	209 円
岡山県	196 円
広島県	211 円
山口県	189 円
徳島県	210 円
香川県	204 円
愛媛県	199 円
高知県	160 円
福岡県	259 円
佐賀県	197 円
長崎県	165 円
熊本県	227 円
大分県	240 円
宮崎県	163 円
鹿児島県	203 円
沖縄県	217 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額592円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	508 円	
		(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されていないもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	514 円	
				507 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	69 円	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) 光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

$$\text{未償却残高} = \{ (\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額 (26,474円)} - \text{光信号引込等設備の残存価額}) \times \text{光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率} + \text{光信号引込等設備の残存価額} \} \times (1 + \text{貸倒率})$$

ア～イ (略)

(2) 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容	
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	11,139 円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	246 円

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	511 円	
		(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されていないもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	517 円	
				511 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	73 円	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) 光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

$$\text{未償却残高} = \{ (\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額 (25,142円)} - \text{光信号引込等設備の残存価額}) \times \text{光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率} + \text{光信号引込等設備の残存価額} \} \times (1 + \text{貸倒率})$$

ア～イ (略)

(2) 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容	
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	11,289 円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	251 円

別表 1～別表 3 (略)

別表 4 違約金

第 1～第 3 (略)

第 4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区 分	違約金の額
(1) (略)	(略)
(2) 接続申込者が、第 78 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	その申込みに係る設備使用料（受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点が M D F に係るものである場合の料金表第 1 表(接続料金)第 1 (網使用料) 2-1-1-1 第 4 欄ア欄 (イ) ②A に規定する料金額を含みます。) の 6.4 ヶ月分に相当する額

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	2,927 円	_____

別表 1～別表 3 (略)

別表 4 違約金

第 1～第 3 (略)

第 4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区 分	違約金の額
(1) (略)	(略)
(2) 接続申込者が、第 78 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	その申込みに係る設備使用料（受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点が M D F に係るものである場合の料金表第 1 表(接続料金)第 1 (網使用料) 2-1-1-1 第 4 欄ア欄 (イ) ①に規定する料金額を含みます。) の 6.4 ヶ月分に相当する額

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	2,806 円	_____



附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

第1条～第17条（略）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条 この改正規定実施の際（平成12年3月6日）現に、専用サービス契約約款附則第11条に規定するもの

ち、協定事業者と接続する通信路設定伝送機能については、以下の料金表を適用します。

料金表第1表第1（網使用料）1適用（10）の規定は、以下の料金表に適用します。

（1）分岐回線以外の部分の基本額

ア．基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの	
		16,758 円	14,967 円

イ．加算料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの	
		170 円	2,399 円

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

第1条～第17条（略）

第18条 削除

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	14,168円

附 則（平成23年3月31日西相制第144号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（一般専用に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考
		右欄以外の 場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	16,758円	14,967円
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成23年3月31日西相制第144号）

この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外の 場合	通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合		
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノー ド装置、中継伝 送路設備及び 端末回線を収 容する伝送装 置により通信 路の設定並び に伝送を行う 機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	170円	2,399円	—
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2)分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノー ド装置、中継 伝送路設備及 び端末回線を 収容する伝送 装置により通 信路の設定並 びに伝送を行 う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	14,168円
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの	—
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの	

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号）

1～3 （略）

（経過措置）

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第2欄ウ(7)欄及びエ欄並びに2-1-1-2第3欄イ欄に係るものに限ります。）、光信号電気信号変換機能（2-1の3第1欄ア欄に係るものに限ります。）、光信号多重分離機能（2-1の4イ欄に係るもののうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のものに限ります。）及び固定無線宅内設備管理機能の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

(1) 網使用料

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号）

1～3 （略）

ア 適用

区分	内容
<p>(7) 端末回線伝送機能に係る料金の適用</p>	<p>① (1) 網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、(1) 網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第2欄又は附則(平成26年4月9日西設相制第116号)第6項(以下この項において「附則第6項」といいます。)(2) 端末回線伝送機能ア(7)①欄に掲げる料金額を加えた金額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①C欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①C欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①A欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①B欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>② 第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第1項の規定に基づき、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第8欄力及び(1) 網使用料ア(7)①の規定にかかわらず、複数年段階料金を適用する間においては、(1) 網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、(1) 網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2の2又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能イ(7)②欄に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>③ 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能について、(1) 網使用料ウ欄に規定する機能を一体として利用する場合にあっては、2-1-1-1第6欄ア(7)欄に掲げる料金額を適用します。</p> <p>④ (1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能については、(1) 網使用料イ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の固定無線基地局に収容できる固定無線宅内設備の数は80を限度とします。</p>
<p>(4) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ</p>	<p>① (1) 網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第2欄、2-1-1-2の2又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄又は(1) 網使用料エ欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とし、(1) 網使用料エ欄に規定す</p>

	<p>る機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。）。</p> <p>② 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に附則第6項（2）端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、（1）網使用料工欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とします。</p>
(ウ) 固定無線宅内設備管理機能に係る料金の適用	固定無線宅内設備管理機能については、協定事業者が、（1）網使用料イ(4)欄に規定する機能を利用する場合に適用します。

イ 端末回線伝送機能

(7) 基本料

区 分		単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合）	① 光信号伝送装置により、100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主 端末回線収容装置ごとに	1,167円	料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1の4及び（1）網使用料工欄に係る料金は含みません。
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主 端末回線収容装置ごとに	1,167円	
		C AB 以外のもの	1 光信号主 端末回線収容装置ごとに	1,202円	
	② 固定無線通信網により、46Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	23,438円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	23,438円	

(4) 加算料

区 分		単 位	料金額	備 考
-----	--	-----	-----	-----

(1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線宅内設備ごとに	421円	_____
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線宅内設備ごとに	421円	

ウ 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分			料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの)に相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	(7)保守の区別がタイプ1-1のもの	3,558円	_____
			(1)保守の区別がタイプ1-2のもの	3,558円	
			(7)(7)(1)以外のもの	3,665円	

エ 光信号多重分離機能

月額

区 分			料金額	備 考	
光信号多重分離機能	光局内スリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(7)保守の区別がタイプ1-1のもの	592円	_____
			(1)保守の区別がタイプ1-2のもの	592円	

			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	610円	
--	--	--	----------------------	------	--

オ 固定無線宅内設備管理機能

区 分		単 位	料金額	備 考
固定無線宅内 設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備 の情報の管理を行うとともに網 使用料を請求する機能	1 固定無線宅 内設備ごとに 月額	70円	_____

(2) 工事費

区 分		単 位	料金額	備 考
固定無線宅内 設備設置等工 事費	固定無線宅内設備の 設置又は移設を行う 工事に要する費用	1 工事ごとに	I P 通信網サービ ス契約約款に規定 する工事費に相当 する額	_____

(3) 手続費

区 分		単 位	料金額	備 考
固定無線宅内 設備設置手続 費	協定事業者が固定無 線宅内設備を設置す る場合に要する費用	1 固定無線宅内設 備ごとに	I P 通信網サー ビス契約約款に規 定する契約料に相 当する額	_____

附 則（平成 29 年 4 月 14 日西設相制第 13 号）

1～2（略）

（接続料金等の実績に基づく精算用単金）

3 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 27 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手 続費		1 件ごとに	17.23円	_____
優先接続受付手続費		1 変更ごとに	39円	_____
光回線設備線路 条件調査費	ウ欄	(7)	1 番号又は 1 住所ごと の 1 成功検索ごとに	0.03円
		(4)	1 番号又は 1 住所ごと の 1 成功検索ごとに	0.01円
光配線区域情報 調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに	15,797円	_____

附 則（平成 29 年 4 月 14 日西設相制第 13 号）

1～2（略）

ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに	46円	_____
	イ欄	1件ごとに	96円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	751円	_____
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	298円	

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額、工事費の額、手続費の額、比率及び負担額、別表5の精算額並びに第2項、第3項の料金額、第4項、第5項及び第7項の料金額については、平成30年4月1日に遡及して適用します。

(調整額の算定に係る経過措置)

2 料金表第1表第2(網改造料)2-1(算出式)の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)の規定に基づき、料金表第1表第2(網改造料)2-1(算出式)に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額(平成30年度に適用するものに限ります。)については、他人資本比率を0.411、自己資本比率を0.589、他人資本利子率を0.0075、有利子負債以外の負債の比率を0.086、利益対応税率を0.4282として算定します。

(光信号電気信号変換機能及びルーティング伝送機能に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している光信号電気信号変換機能(2-1の3第1欄に係るものに限ります。)及びルーティング伝送機能(2-1第3欄に係るものに限ります。)の提供条件については、なお従前のおとし、以下の料金表を適用します。

(1) 光信号電気信号変換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	689円	_____
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	689円	
			ウ アイ以外のもの	710円	

(2) ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
-----	-----	-----	-----



特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	241,375円	—
----------------------	---	-------------------------	-----------	----------	---

(電力設備等に係る設備使用料に係る経過措置)

4 当社は、料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(2)に規定する設備使用料について、平成28年度期首時点において法定耐用年数を経過し減価償却費が発生していない設備の残存価額を一括して減価償却費として費用計上したことに伴い、当該費用を除却損とみなして平成30年度及び平成31年度に適用される設備管理運営費比率の原価にその2分の1ずつを加えて算定するものとします。上の設備管理運営費比率については、平成30年度及び平成31年度に適用する設備使用料の年額料金の算定に用いる調整額にのみ適用するものとし、平成30年度に適用する具体的な比率は0.051とします。

5 この改正規定実施前に、協定事業者が料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(2)に規定する設備使用料の年額料金(耐用年数経過前のものに限ります。)を負担している場合は、設備使用料に係る設備管理運営費における減価償却費について、法定耐用年数経過後も、当該設備の残存価額が0円となるまで、耐用年数経過前まで負担していた年額料金における減価償却費を上回らない範囲で減価償却費を負担するものとします。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

6 第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う平成28年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに	21.85円	—
優先接続受付手続費		1変更ごとに	50円	—
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.04円
		(4)	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.01円
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに	9,570円	—
	イ欄	1通信用建物ごとに	6,705円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに	50円	—
	イ欄	1件ごとに	101円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	752円	—
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	303円	

(通信路設定伝送機能及びデータ伝送機能に係る経過措置)

7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（2-6-1-1ウ欄及び2-6-1-2ウ欄に係るものに限ります。）並びにデータ伝送機能に係る第3条（用語の定義）第1項第33欄、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項第2号、第2項及び第3項、第68条（手続費の支払義務）第1項第32号、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第7欄、第10欄ウ欄、第10-3欄、第12-2欄、第26欄ア欄及びイ(イ)欄、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-1-2-1ウ欄、第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第62欄、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第32欄並びに2-2（2-1以外の手続費）第10欄等の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ただし、網改造料の料金額については支払義務の発生する事業年度に適用する取得固定資産価額の算定に係る比率及び年額料金の算定に係る比率を用いて算定し、手続費 2（手続費の額）2-1（手続費）第32欄の手続費の額については支払義務の発生する事業年度に適用する手続費の額を適用し、2-2（2-1以外の手続費）第10欄の手続費の額については、支払義務の発生する事業年度に適用する作業単金及び貸倒率を用いて算定します。

(1) 通信路設定伝送機能  
ア 基本料

		区 分		料金額		備考
				右欄以外の場 合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間(同一の単 位料金区域)に終 始する場合	
				1 回線ごとに月額		
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	通 信 路 一 線 上 に 中 継 伝 送 機 能 及 び 強 直 伝 送 機 能 を 設 定 す る 伝 送 機 能 に よ り 通 信 路 の 設 定 並 び に 伝 送 を 行 う 機 能	A.T.M.機 用 に 保 有 す る もの	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	306,382円	293,010円
				セカンドクラスの もの	272,345円	266,037円
				エコノミークラス のもの	277,781円	271,344円
			1.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	288,649円	281,960円
				セカンドクラスの もの	272,345円	266,037円
				エコノミークラス のもの	277,781円	271,344円
			2.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	288,649円	281,960円
				セカンドクラスの もの	341,731円	316,657円
				エコノミークラス のもの	293,144円	280,528円
			3.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	298,993円	286,125円
				セカンドクラスの もの	310,693円	297,321円
				エコノミークラス のもの	293,144円	280,528円
			4.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	298,993円	286,125円
				セカンドクラスの もの	310,693円	297,321円
				エコノミークラス のもの	325,795円	303,717円
			5.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	332,296円	309,778円
				セカンドクラスの もの	345,304円	321,901円
				エコノミークラス のもの	473,029円	404,491円
			6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	クラスが下記以外のもの	366,812円	332,118円
				セカンドクラスの もの	374,133円	338,747円
				エコノミークラス のもの	388,781円	352,006円
			50.0Mbit/sから 134.0Mbit/sまで の符号伝送が可能 なもの	クラスが下記以外のもの	358,446円	326,906円
				セカンドクラスの もの	365,603円	333,430円
				エコノミークラス のもの	379,914円	346,481円
			(7)	クラスが下記以外のもの	528,575円	441,652円
				セカンドクラスの もの	398,301円	354,145円
				エコノミークラス のもの	406,265円	361,214円
			(4)	クラスが下記以外のもの	422,161円	375,355円
				セカンドクラスの もの	389,935円	348,933円
				エコノミークラス のもの	397,721円	355,898円
			6.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	413,294円	369,830円
				セカンドクラスの もの	579,075円	475,433円
				エコノミークラス のもの	429,209円	375,591円
			50.0Mbit/sから 134.0Mbit/sまで の符号伝送が可能 なもの	クラスが下記以外のもの	437,780円	383,089円
				セカンドクラスの もの	454,923円	398,087円
				エコノミークラス のもの	416,660円	367,773円
			(7)	クラスが下記以外のもの	424,981円	375,115円
				セカンドクラスの もの	441,619円	389,800円
				エコノミークラス のもの	634,621円	512,594円
			(4)	クラスが下記以外のもの	464,881円	400,224円
				セカンドクラスの もの	474,167円	408,215円
				エコノミークラス のもの	492,737円	424,199円
			50.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	443,966円	387,194円
				セカンドクラスの もの	452,833円	394,924円
				エコノミークラス のもの	470,565円	410,387円
			134.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	19,394円	12,975円
				セカンドクラスの もの	15,730円	10,642円
				エコノミークラス のもの	16,047円	10,854円
(7)	クラスが下記以外のもの	16,675円	11,280円			
	セカンドクラスの もの	10,314円	7,266円			
	エコノミークラス のもの	10,516円	7,411円			
(4)	クラスが下記以外のもの	10,931円	7,701円			
	セカンドクラスの もの	1,488,046円	1,083,513円			
	エコノミークラス のもの	1,157,056円	868,465円			
(7)	クラスが下記以外のもの	1,180,186円	885,821円			
	セカンドクラスの もの	1,226,442円	920,534円			
	エコノミークラス のもの	897,710円	706,893円			
(4)	クラスが下記以外のもの	915,651円	721,018円			
	セカンドクラスの もの	951,534円	749,268円			
	エコノミークラス のもの	3,685円	2,464円			
50.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	4,409円	2,907円			
	セカンドクラスの もの	4,496円	2,965円			
	エコノミークラス のもの	4,673円	3,081円			
134.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,949円	1,374円			
	セカンドクラスの もの	1,987円	1,401円			
	エコノミークラス のもの	2,064円	1,456円			
(7)	クラスが下記以外のもの	1,801,137円	1,292,962円			
	セカンドクラスの もの	1,531,901円	1,115,973円			
	エコノミークラス のもの	1,562,524円	1,137,871円			
(4)	クラスが下記以外のもの	1,623,776円	1,182,468円			
	セカンドクラスの もの	1,063,405円	823,701円			
	エコノミークラス のもの	1,084,660円	840,161円			
(7)	クラスが下記以外のもの	1,127,169円	873,084円			
	セカンドクラスの もの					
	エコノミークラス のもの					

		1 回線ごとに月額	
		料金額	備考
		通信路設定伝送相互接続点が当機舎の距離が共に別に定めよ10kmを超える場合通信路以外含の10kmごとの場合の加算料加算料	
区 分			
通信用途に限定し、伝送機器及び端末回線を取り扱う伝送装置により通信路の設置並びに伝送を行う機能	A.T.M専用伝送可能なもの	0.5Mbit/sの符号クラスが下記以外のもの	1,610円 22,099円
		セカンドクラスの	760円 10,424円
		保守の別がタイプ1-1のもの	780円 10,632円
		保守の別がタイプ1-2のもの	810円 11,049円
		エコノミークラスのもの	780円 10,424円
		保守の別がタイプ1-1のもの	780円 10,632円
		保守の別がタイプ1-2のもの	810円 11,049円
		1.0Mbit/sの符号クラスが下記以外のもの	3,020円 41,435円
		セカンドクラスの	1,520円 20,848円
		保守の別がタイプ1-1のもの	1,550円 21,265円
		保守の別がタイプ1-2のもの	1,610円 22,099円
		エコノミークラスのもの	1,520円 20,848円
		保守の別がタイプ1-1のもの	1,550円 21,265円
		保守の別がタイプ1-2のもの	1,610円 22,099円
		2.0Mbit/sの符号クラスが下記以外のもの	5,640円 77,346円
		セカンドクラスの	2,850円 39,090円
		保守の別がタイプ1-1のもの	2,910円 39,872円
		保守の別がタイプ1-2のもの	3,020円 41,435円
		エコノミークラスのもの	2,850円 39,090円
		保守の別がタイプ1-1のもの	2,710円 37,214円
		保守の別がタイプ1-2のもの	2,820円 38,613円
		3.0Mbit/sの符号クラスが下記以外のもの	8,260円 113,257円
		セカンドクラスの	4,180円 57,332円
		保守の別がタイプ1-1のもの	4,260円 58,479円
		保守の別がタイプ1-2のもの	4,430円 60,772円
		エコノミークラスのもの	3,800円 52,120円
		保守の別がタイプ1-1のもの	3,880円 53,162円
		保守の別がタイプ1-2のもの	4,030円 55,247円
		4.0Mbit/sの符号クラスが下記以外のもの	10,470円 143,643円
		セカンドクラスの	5,320円 72,968円
		保守の別がタイプ1-1のもの	5,430円 74,427円
		保守の別がタイプ1-2のもの	5,640円 77,346円
		エコノミークラスのもの	4,940円 67,755円
		保守の別がタイプ1-1のもの	5,040円 69,111円
		保守の別がタイプ1-2のもの	5,240円 71,821円
		5.0Mbit/sの符号クラスが下記以外のもの	12,490円 171,266円
		セカンドクラスの	6,460円 88,604円
		保守の別がタイプ1-1のもの	6,590円 90,376円
		保守の別がタイプ1-2のもの	6,850円 93,920円
		エコノミークラスのもの	5,890円 80,786円
保守の別がタイプ1-1のもの	6,010円 82,402円		
保守の別がタイプ1-2のもの	6,240円 85,633円		
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送可能なもの	(7)	14,700円 201,652円	
	6.0Mbit/sのもの	7,790円 106,846円	
	セカンドクラスの	7,950円 108,983円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	8,260円 113,257円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	8,400円 93,816円	
	エコノミークラスのもの	6,980円 95,692円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	7,250円 99,445円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	770円 10,610円	
	(4)	610円 8,410円	
	6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	630円 8,578円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	650円 8,915円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	370円 5,034円	
	エコノミークラスのもの	370円 5,135円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	390円 5,336円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	48,740円 668,491円	
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送可能なもの	(7)	34,770円 476,898円	
	50.0Mbit/sのもの	35,470円 486,436円	
	セカンドクラスの	36,800円 505,512円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	22,990円 315,326円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	23,450円 321,633円	
	エコノミークラスのもの	24,370円 334,246円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	150円 2,015円	
	(4)	180円 2,483円	
	50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	180円 2,533円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	190円 2,632円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	70円 950円	
	エコノミークラスのもの	70円 969円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	70円 1,007円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	61,230円 839,757円	
134.7Mbit/sの符号伝送可能なもの		50,160円 687,984円	
	セカンドクラスの	51,160円 701,744円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	53,170円 729,263円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	28,880円 396,112円	
	エコノミークラスのもの	29,460円 404,034円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	30,610円 419,879円	
	保守の別がタイプ1-2のもの		

(2) データ伝送機能

ア 基本料

		1回線ごとに月額		
		料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置(端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。)により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの 7,339円 上限伝送速度が128Kbit/sのもの 12,820円 上限伝送速度が192Kbit/sのもの 18,301円 上限伝送速度が256Kbit/sのもの 23,782円 上限伝送速度が384Kbit/sのもの 34,744円 上限伝送速度が500Kbit/sのもの 45,706円 上限伝送速度が1Mbit/sのもの 78,592円 上限伝送速度が2Mbit/sのもの 155,326円 上限伝送速度が3Mbit/sのもの 226,579円 上限伝送速度が4Mbit/sのもの 286,870円 上限伝送速度が5Mbit/sのもの 341,680円 上限伝送速度が6Mbit/sのもの 401,971円 上限伝送速度が7Mbit/sのもの 418,414円 上限伝送速度が8Mbit/sのもの 440,338円 上限伝送速度が9Mbit/sのもの 462,262円 上限伝送速度が10Mbit/sのもの 484,186円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの 最低伝送速度が100Kbit/sのもの 18,192円 最低伝送速度が300Kbit/sのもの 31,949円 上限伝送速度が1Mbit/sのもの 最低伝送速度が100Kbit/sのもの 25,756円 最低伝送速度が500Kbit/sのもの 55,189円 上限伝送速度が2Mbit/sのもの 最低伝送速度が200Kbit/sのもの 49,213円 最低伝送速度が1Mbit/sのもの 95,144円 上限伝送速度が3Mbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの 72,069円 最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの 141,842円 上限伝送速度が4Mbit/sのもの 最低伝送速度が400Kbit/sのもの 93,281円 最低伝送速度が2Mbit/sのもの 188,486円 上限伝送速度が5Mbit/sのもの 最低伝送速度が500Kbit/sのもの 113,177円 最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの 231,787円 上限伝送速度が6Mbit/sのもの 最低伝送速度が600Kbit/sのもの 130,880円 最低伝送速度が3Mbit/sのもの 275,142円 上限伝送速度が7Mbit/sのもの 最低伝送速度が700Kbit/sのもの 146,338円 最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの 311,753円 上限伝送速度が8Mbit/sのもの 最低伝送速度が800Kbit/sのもの 156,368円 最低伝送速度が4Mbit/sのもの 348,422円 上限伝送速度が9Mbit/sのもの 最低伝送速度が900Kbit/sのもの 167,220円 最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの 381,746円 上限伝送速度が10Mbit/sのもの 最低伝送速度が1Mbit/sのもの 178,016円 最低伝送速度が5Mbit/sのもの 415,070円	

イ 加算料

		区分		1回線ごとに月額			
				料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラス 1の もの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの		987円	-	
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの		1,974円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの		2,961円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの		3,948円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの		5,922円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの		7,896円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの		13,818円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの		27,636円		
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの		40,467円		
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの		51,324円		
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの		61,194円		
			上限伝送速度が6Mbit/sのもの		72,051円		
			上限伝送速度が7Mbit/sのもの		75,012円		
			上限伝送速度が8Mbit/sのもの		78,960円		
			上限伝送速度が9Mbit/sのもの		82,908円		
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの		86,856円			
		クラス 2の もの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの			2,941円
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの			5,419円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの			4,303円
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの			9,604円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの			8,528円
				最低伝送速度が1Mbit/sのもの			16,799円
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの			12,643円
				最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの			25,208円
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの			16,463円
				最低伝送速度が2Mbit/sのもの			33,607円
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの			20,046円
	最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの			41,405円			
上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		23,234円				
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの		49,212円				
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		26,017円				
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		55,805円				
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの		27,824円				
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの		62,408円				
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの		29,778円				
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの		68,409円				
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの		31,722円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの		74,410円				

技術的条件集 形態別技術的条件 形態 9 端末回線 MDF 接続インタフェース (DSL 用  
インタフェース)  
(略)

(インタフェース仕様)

第 96 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条  
件集別表 24.4 又は当社が設置する局内スプリッタを使用する場合は、別表 24.5 に示す  
とおりとします  
(略)

技術的条件集別表 24.5 DSL インタフェース仕様 (局内インタフェース 3)

1 インタフェース条件

1.1 物理的条件

本インタフェースに適用する物理的条件の主要諸元を表1.1に示す。

表1.1 主要諸元

項番	項目	規格
1	ケーブル	平衡対ケーブル (0.4mm~0.5mm φ 単線)
2	コネクタ	2W端子板

技術的条件集 形態別技術的条件 形態 9 端末回線 MDF 接続インタフェース (DSL 用イ  
ンタフェース)  
(略)

(インタフェース仕様)

第 96 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集  
別表 24.4 に示すとおりとします  
(略)

技術的条件集別表 24.5 削除

### 1.2 電氣的条件

ITU-T 勧告 G.992.2 Annex C に規定されている ADSL 方式の電氣的な条件（信号電力に関する電氣特性）であって本別表が規定する電氣的な条件は、技術的条件集別表 24.9 に示すとおりとする。

ただし、DSL サービスと重畳する電話サービスの主要諸元は表 1.2 に示すとおりとする。

表 1.2 主要諸元

項番	項目	規格
1	伝送方式	アナログ電話方式
2	入出力信号	事業用電氣通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号昭和六十年四月一日施行)に基づくアナログ電話用設備の信号(当社の使用する入出力信号)
3	送出電力	端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号昭和六十年四月一日施行)第 14 条に示す送出電力

### 1.3 警報条件

協定事業者の使用する入出力信号に対し、当社は警報の検出・発出は行わない。

## 2 当社の電話品質の保証のための条件

### 2.1 伝送特性

ITU 勧告 G.992.1 Annex E Type4 に準拠した特性とする。

### 2.2 過電圧・過電流防護

当社の建物内に設置する協定事業者の通信設備からの過電圧・過電流は、ITU 勧告 K.20 に準拠した装置に損傷を与えないこと。

### 3 各電氣通信回線の共存のための条件

技術的条件集別表 24.9 に示すとおりとする。



電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。

- (1) (略)
- (2) 通信路設定伝送機能等（端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限り、））、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。）の場合  
専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線（通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。）の廃止等（専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。）による当該機能の利用の解除（以下この項において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。）

- (3) (略)
- 2 料金表第1表第1（網使用料）に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄（2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等（2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。）又は波長多重機能については、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定（同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。）を準用します。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限り、）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。
- 3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態（その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となるときを含みます。）が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄に係るものに限り、）、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能（2-1-1-1第8欄に係るものに限り、）及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能（2-1-1-1第9欄に係るものに限り、）及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定（故障回復時間に係るものに限り、）を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

新

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。

- (1) (略)
- (2) 通信路設定伝送機能等（端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄、第6欄及び第9欄に係るものに限り、））、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。）の場合  
専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線（通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。）の廃止等（専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。）による当該機能の利用の解除（以下この項において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。）

- (3) (略)
- 2 料金表第1表第1（網使用料）に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄（2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等（2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。）又は波長多重機能については、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定（同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。）を準用します。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第9欄に係るものに限り、）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。
- 3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態（その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となるときを含みます。）が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄に係るものに限り、）、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能（2-1-1-1第9欄に係るものに限り、）及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定（故障回復時間に係るものに限り、）を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

(手数料の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手数料) に規定する手数料の支払いを要します。

- (1)～(29) (略)
- (30) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄) に限ります。) に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ア欄 (通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのもの) と組み合わせて提供するものに限ります。)、ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄) に限ります。) を提供する回線の接続に係る工事 (以下「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。
- (31) (略)
- (32) 当社が、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 8 欄及びデータ伝送機能を利用する協定事業者に対し、これらの機能に係る当社の電気通信設備 (以下「データ伝送サービスに係る設備」といいます。) の故障情報等を提供するために必要となる情報の登録を行ったとき。

料金表

第 1 表 接続料金  
第 1 網使用料  
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス又はデータ伝送サービス契約約款に規定する ATM データ通信網サービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は 2 (料金額) 2-1-1-1 第 2 欄から第 4 欄若しくは第 8 欄、2-1 の 2、2-6 又は 2-6 の 2 に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア (略) イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第 2 表第 1 (工事費) 2-1 第 13 欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄) に限ります。) については、2 (料金額) 2-1-1-1 に掲げる料金額に 2-1-1-2 第 1 欄ア欄、イ (7) 欄又はウ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 ウ～シ (略) ス 2 (料金額) 2-1-1-1 第 8 欄に掲げる料金額は、データ伝送サービス契約約款に規定する ATM データ通信網サービスの品目の区分に応じて適用するものと

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

(手数料の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手数料) に規定する手数料の支払いを要します。

- (1)～(29) (略)
- (30) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄) に限ります。) に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ア欄 (通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのもの) と組み合わせて提供するものに限り、以下「接続工事等」といいます。) を提供する回線の接続に係る工事 (以下「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。
- (31) (略)
- (32) 削除

料金表

第 1 表 接続料金  
第 1 網使用料  
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は 2 (料金額) 2-1-1-1 第 2 欄から第 4 欄、2-1 の 2 又は 2-6 に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア (略) イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第 2 表第 1 (工事費) 2-1 第 13 欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄) に限ります。) については、2 (料金額) 2-1-1-1 に掲げる料金額に 2-1-1-2 第 1 欄ア欄又はイ (7) 欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 ウ～シ (略) ス 削除

	<p>します。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>セ 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(7)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ソ～ネ (略)</p>
(8)-2～(12)(略)	(略)
(12)-2 端末回線伝送機能及びデータ伝送機能の組み合わせ	<p>端末回線伝送機能2-1-1-1第8欄及びデータ伝送機能については、データ伝送サービスに準じて該当する機能を組み合わせで適用します。</p>

- 2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考		
(1)～(2)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能 ア～イ (略) ウ 1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	—
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	

	セ 削除
	ソ～ネ (略)
(8)-2～(12)(略)	(略)
(12)-2 削除	

- 2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考		
(1)～(2)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能 ア～イ (略) ウ 1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	—
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	

	(イ) 保守の 区別がタイプ 1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額	
		② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額	
		③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②C欄に規 定する料金 額	
		(ウ) (7)(イ) 以外のもの	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ③A欄に規 定する料金 額
			② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ③B欄に規 定する料金 額
			③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ③C欄に規 定する料金 額
	エ 2 芯 式 の も の	(7) 保守の区 別がタイプ 1-1のもの の	① 平成29年4月1日から平 成30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,954円
			② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,726円
			③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	4,852円
(イ) 保守の区 別がタイプ 1-2のもの の	① 平成29年4月1日から平 成30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,954円		
	② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,726円		
	③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	4,852円		
(ウ) (7)(イ) 以外のもの	① 平成29年4月1日から平 成30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	6,133円		

	(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額
		② 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額
		(ウ) (7)(イ) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに
	② 平成31年4月1日以降に適 用する料金		1回線 ごとに	第6欄ア(7) ③B欄に規 定する料金 額
	(7) ~ (イ) 削除		—	—
	エ 2 芯 式 の も の	(ウ) (7)(イ) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに

				② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,898円	
				③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～(4)-2(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	6,572円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	6,572円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,977円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,863円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～(4)-2(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	8,684円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	8,684円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,870円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

		利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,977円
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,863円
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			③ ① ②以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,066円
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,949円
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,977円		
		B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,863円		
		C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		

場合)		帯域を制限するものをいいます。(以下同じとします。)を利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,870円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				③ ① ②以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,956円
			(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,870円
					B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

			② 保守の 区別 がタイ プ1- 2の もの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,977円	
				B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,863円	
				C 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)	
			③ ① ②以 外の もの	A 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,066円	
				B 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,949円	
				C 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線（光局外ス プリッタを含むものに限ります。 ）により1芯にて伝送を行 う機能	(7) 保守 の区 別が タイ プ1- 1の もの	① 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,553円	—		
		② 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,452円			
		③ 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,041円			

			② 保守の 区別 がタイ プ1- 2の もの	A 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,870円		
				B 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)		
			③ ① ②以 外の もの	A 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,956円		
				B 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	(略)		
				(7) 保守 の区 別が タイ プ1- 1の もの	① 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに		2,420円
					② 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに		2,004円
イ 光信号主端末回線（光局外ス プリッタを含むものに限ります。 ）により1芯にて伝送を行 う機能	(7) 保守 の区 別が タイ プ1- 1の もの	① 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,420円	—			
		② 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,004円				

		(イ) 保守の 区別が タイプ1 -2の もの	① 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,553円	
			② 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,452円	
			③ 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,041円	
		(ウ) (7)(イ) 以外の もの	① 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,626円	
			② 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,522円	
			③ 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,099円	
(7)(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端末 回線 伝送 機能 (第 5条 (標 準的 な接 続箇 所) 第 1項 の表 中第	端末回線を収容する伝送装置(端 末回線を終端するための装置に 限ります。)及び端末回線により 伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能 なもの	1回線 ごとに	9,449円		
		6Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	13,572円		
		9Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	14,902円		
		12Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	16,232円		
		15Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	17,695円		
		18Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	19,025円		
		21Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	20,355円		

		(イ) 保守の 区別が タイプ1 -2の もの	① 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,420円	
			② 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,004円	
		(ウ) (7)(イ) 以外の もの	① 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,489円	
			② 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,061円	
(7)(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 削除						



5-2欄で接続する場合)	24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	21,818円
	27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	23,148円
	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	24,478円
	33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	25,941円
	36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	27,271円
	39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	28,734円
	42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	30,064円

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むもの）により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			(4) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1回線ごとに	2-1-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むもの）により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,057円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			(4) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1回線ごとに	2-1-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、369円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる369円のうち、363円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		イ 保守の 区別が タイプ 1-2の もの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2.155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	イ 保守の 区別が タイプ 1-2の もの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2.057円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	1回線ごとに			2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	1回線ごとに			2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	(イ) 平成30年4月1日から平成31年3	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	(イ) 平成31年4月1日から平成32年3	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。				

			月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ 以外の もの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	2,216円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

			月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、369円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる369円のうち、363円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ 以外の もの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	2,116円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

			月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ)平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、379円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる379円のうち、373円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
ア(略)				(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額	

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
ア(略)				(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	

		(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	182円		
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	181円		
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
			ウ 2芯式のもの				(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金
			(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	362円		
			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	338円		
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	499円	-	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	499円		
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	514円		
			(イ) 当社が設置した光屋内配線(主として一戸建ての建物に設	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号分岐端末回線ごとに
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	503円		
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	518円		

		(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	182円				
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
			ウ 削除				—	—	—
							—	—	—
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	521円	-			
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	521円				
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	537円				
			(イ) 当社が設置した光屋内配線(主として一戸建ての建物に設	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	526円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	526円				
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	542円				

イ 光信号主端末回線に係る加算料	置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線收容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が收容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	497 円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	497 円	
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	512 円	
	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,553 円
				② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,452 円
				③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,041 円
	(i) 保守の区別がタイプ1-2のもの			① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,553 円
				② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,452 円
				③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,041 円
(ウ) (7) (i)以外のもの			① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,626 円	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,522 円	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,099 円	

イ 光信号主端末回線に係る加算料	置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線收容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が收容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	520 円		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	520 円		
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	536 円		
	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,420 円	
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,004 円	
				(i) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,420 円
	(ウ) (7) (i)以外のもの			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,004 円	
				(7) (i)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,489 円
					② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,061 円

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分		単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウ欄規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分		単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウ欄規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,057円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②

			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2 第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、369円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる369円のうち、363円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,057円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。



			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③ 欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2 第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、369円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる369円のうち、363円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(フ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2,216円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		ウ アイ以外のもの	(フ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,116円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2 第2欄イ(ウ)① 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)① 欄に規定する料金額			接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
1 光信号主端末回線ごとに				2-1-1-2 第2欄イ(ウ)① 欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)① 欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額			接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
	ウ アイ以外のもの	(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)② 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)② 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)② 欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2 第2欄イ(ウ)② 欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			

			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

別表4 違約金  
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年0.96%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則 (平成26年4月9日西設相制第116号)  
1～5 (略)  
(経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能(2-1-1-1第6欄イ(イ)欄、2-1-1-1の2イ欄、2-1-1-2第2欄イ(イ)欄及び第3欄ア欄並びに2-1-1-2の2イ欄に係るもの)に限ります。)の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

(1) 適用

区 分	内 容

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、379円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる379円のうち、373円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

別表4 違約金  
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年0.82%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則 (平成26年4月9日西設相制第116号)  
1～5 (略)

6 削除

<p>ア 端末回線 伝送機能に係 る料金の適用</p>	<p>(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄及び附則(平成26年4月9日西設相制第115号)第4項(以下この項において「附則第4項」といいます。)(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、それらの料金額に、(2)端末回線伝送機能イ(7)①欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能イ(7)①C欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能イ(7)①A欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能イ(7)①B欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>(イ) 光信号主端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、(2)端末回線伝送機能ア(7)欄に掲げる料金額に料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第4欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額(ア欄と同時に適用する場合に限り、)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号主端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-1-1-2第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>(ウ) 附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能については、(2)端末回線伝送機能イ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の固定無線基地局伝送路収容装置に収容できる固定無線基地局伝送路の数は3をを限度とします。</p> <p>(エ) (2)端末回線伝送機能ア(7)欄に規定する機能については、(2)端末回線伝送機能ア(7)欄に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能ア(7)③欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能ア(7)①欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能ア(7)②欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>(オ) 第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、(7)の規定にかかわらず、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄及び附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、それらに掲げる料金額に、(2)端末回線伝送機能イ(7)②欄に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p>
-------------------------------------	---

	<p>(カ) 第 34 条の 13 第 1 項の規定に基づき、複数段階料金を適用する間においては、  (2) 端末回線伝送機能ア(イ)欄に規定する機能については、(2) 端末回線伝送機能ア(イ)欄に掲げる料金額に、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2-1-1-2 第 2 欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1 の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>(キ) 協定事業者が、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して 3 年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について (2) 端末回線伝送機能ア(ア)欄又はイ(ア)①欄に規定する料金額を適用します。</p>
イ 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	<p>料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄又は附則第 4 項 (1) 網使用料イ(ア)①欄に掲げる料金額に (2) 端末回線伝送機能イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、附則第 4 項 (1) 網使用料エ欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、1 の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は 8 を、1 の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は 4 を限度とします。</p>

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考		
端末回線伝送機能 (第 5 条 (標準的 な接続箇 所) 第 1 項の表中 第 1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主 端末回線 (光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4 を限度 とするも のに限り ます。) 1 芯にて伝 送を行う 機能	(ア) ① 保守 の区 別が タイ プ 1 - 1 のも の	A 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日 まで適用する 料金	1 回線ご とに 2,554 円		
			B 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 まで適用する 料金	1 回線ご とに 2,453 円		
			C 平成 31 年 4 月 1 日以降に適 用する料金	1 回線ご とに 2,042 円		
			② 保守 の区 別が タイ プ 1 - 2 のも の	A 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日 まで適用する 料金	1 回線ご とに 2,554 円	
			B 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 まで適用する 料金	1 回線ご とに 2,453 円		

			料金			
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,042円	
		③	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,627円	
		①②以外のもの	B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,523円	
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,100円	
	(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,156円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の

					に、516円を加算した料金額	規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,156円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、516	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず		

				円を加算した料金額	左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
③ ①② 以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,217円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、530円を加算	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円		

					した料金 額	のうち、519円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
			C 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	第2欄ア (7)③C欄 に規定す る料金額 に、418 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる418円 のうち、410円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

イ 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考	
(7) 料 金表第1 表(接続 料金)第 1(網使 用料)2 (料金 額)2- 1-1- 1第2欄 ウ欄又は 附則第4 項(1) 網使用料 イ(7)① 欄に規定 する機能 に係る加 算料	光信号主 端末回線 (光信号 多重分離 機能のう ち、光信 号主端末 回線の最 大収容数 が8のも のと組み 合わせて 利用する ものに限 ります。)に 係る加 算料	① ②以 外の 場合	A 保守 の区 別が タイ プ1 -1 のも の	平成29年4月1 日から平成30年 3月31日まで適 用する料金	1回線ご とに	2,554円	
				平成30年4月1 日から平成31年 3月31日まで適 用する料金	1回線ご とに	2,453円	
				平成31年4月1 日以降に適用す る料金	1回線ご とに	2,042円	
			B 保守 の区 別が タイ プ1 -2 のも の		平成29年4月1 日から平成30年 3月31日まで適 用する料金	1回線ご とに	2,554円
				平成30年4月1 日から平成31年 3月31日まで適 用する料金	1回線ご とに	2,453円	
				平成31年4月1 日以降に適用す る料金	1回線ご とに	2,042円	
			C AB以		平成29年4月1 日から平成30年	1回線ご とに	2,627円



			外の もの	3月31日まで適用する料金			
				平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,523円	
				平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,100円	
	② 複数年段階料金を適用する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,156円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとしてします。	
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

				(7)①A欄 に規定す る料金額		
			1 光信号 主端末回 線ごとに	平成30年 4月1日 から平成 31年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、516 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる516円 のうち、505円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。	
			平成31年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成31年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、406 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる406円 のうち、398円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		B_ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 のも の	平成29年4月1 日から平成30年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,156円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
			1 光信号 主端末回 線ごとに	平成29年 4月1日 から平成 30年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。	
			1 光信号 主端末回 線ごとに	平成29年 4月1日	接続開始日から、2 年以上3年未満の	

				線ごとに	から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成31年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を

				に、406円を加算した料金額	加算するものとして加算します。
C、AB以外のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,217円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
		1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。	

				31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、530円を加算した料金額	また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 平成31年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1)網使用料イ(ア)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	8,240円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	8,240円	

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額、別表4の違約金の額及び第2項の料金額については、平成30年4月1日に遡及して適用します。

(端末回線伝送機能の経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄エ欄(7)欄及び(イ)欄及び第8欄並びに2-1-1-2第1欄ウ欄に係るもの)に限ります。に係る提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ア 基本料

				月額			
		区 分	単 位	料金額	備考		
(1) 端 末回 線伝 送機 能(第 5条 (標 準的 な接 続箇 所)第 1項 の表 中第 5一 2欄 で接 続す る場 合)	端末回線 を収容す る伝送装 置(端末回 線を終端 するため の装置に 限りま す。)及び 端末回線 により伝 送を行う 機能	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	14,417 円			
		6 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	22,033 円			
		9 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	24,651 円			
		12Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	27,507 円			
		15Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	30,363 円			
		18Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	33,219 円			
		21Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	35,837 円			
		24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	38,693 円			
		27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	41,549 円			
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	44,405 円			
		33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	47,023 円			
		36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	49,879 円			
		39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	52,735 円			
		42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごと に	55,591 円			
(2) 端 末回 線伝 送機 能(第 5条 (標 準的 な接	端末回線 により伝 送を行う 機能	2 芯 式の もの	ア 保 守の 区 別が タイ プ1 -1 のも の	① 平成30年4 月1日から平成 31年3月31日ま で適用する料金	1回線ごと に	5,740 円	
				② 平成31年4 月1日以降に適 用する料金	1回線ごと に	4,852 円	

統箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)			イ 保 守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の も の	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,740円	
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,852円	

イ 加算料

			月額		
区 分			単 位	料金額	備考
専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	2芯式のもの	ア 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	364円	
		イ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	338円	

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																														
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>100～109 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">標準的な接続箇所</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	1～99 (略)	(略)	100～109 (略)	(略)	標準的な接続箇所	内容	(1)～(6) (略)	(略)	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>99-2 <u>IP通信網県間 区間伝送路</u></td> <td><u>一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号ロに規定する都道府県の区域をまたがるもの</u></td> </tr> <tr> <td>100～111 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>112 <u>最優先クラス</u></td> <td><u>IP通信網内において高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスで、専らSIPサーバにより制御を行う通信の用に供するもの</u></td> </tr> <tr> <td>113 <u>高優先クラス</u></td> <td><u>IP通信網内において優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(最優先クラスを除きます。)</u></td> </tr> <tr> <td>114 <u>優先クラス</u></td> <td><u>IP通信網内においてベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(高優先クラス及び最優先クラスを除きます。)</u></td> </tr> <tr> <td>115 <u>ベストエフォート クラス</u></td> <td><u>IP通信網内においてIPパケットを転送する際、優先されない品質クラス</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">標準的な接続箇所</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	1～99 (略)	(略)	99-2 <u>IP通信網県間 区間伝送路</u>	<u>一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号ロに規定する都道府県の区域をまたがるもの</u>	100～111 (略)	(略)	112 <u>最優先クラス</u>	<u>IP通信網内において高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスで、専らSIPサーバにより制御を行う通信の用に供するもの</u>	113 <u>高優先クラス</u>	<u>IP通信網内において優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(最優先クラスを除きます。)</u>	114 <u>優先クラス</u>	<u>IP通信網内においてベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(高優先クラス及び最優先クラスを除きます。)</u>	115 <u>ベストエフォート クラス</u>	<u>IP通信網内においてIPパケットを転送する際、優先されない品質クラス</u>	標準的な接続箇所	内容	(1)～(6) (略)	(略)
用語	意味																														
1～99 (略)	(略)																														
100～109 (略)	(略)																														
標準的な接続箇所	内容																														
(1)～(6) (略)	(略)																														
用語	意味																														
1～99 (略)	(略)																														
99-2 <u>IP通信網県間 区間伝送路</u>	<u>一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号ロに規定する都道府県の区域をまたがるもの</u>																														
100～111 (略)	(略)																														
112 <u>最優先クラス</u>	<u>IP通信網内において高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスで、専らSIPサーバにより制御を行う通信の用に供するもの</u>																														
113 <u>高優先クラス</u>	<u>IP通信網内において優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(最優先クラスを除きます。)</u>																														
114 <u>優先クラス</u>	<u>IP通信網内においてベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(高優先クラス及び最優先クラスを除きます。)</u>																														
115 <u>ベストエフォート クラス</u>	<u>IP通信網内においてIPパケットを転送する際、優先されない品質クラス</u>																														
標準的な接続箇所	内容																														
(1)～(6) (略)	(略)																														



(7) I S P接続用ルータ	I S P接続用ルータ(中継局ルータであって、主としてインターネット接続サービスを提供する協定事業者が接続するためのものをいいます。以下同じとします。)におけるI P通信網終端装置(I P通信網との接続を行うために必要な当社が指定する装置及び当該装置を集約する装置をいいます。以下同じとします。)の他事業者側ポート(I P通信網への通信を実現するために電気通信回線を収容する1の単位をいいます。以下同じとします。)又は当該I P通信網終端装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7) - 2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータ(I S P接続用ルータを除きます。)におけるI P通信網間接続装置(I P通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤の他事業者側コネクタ又は当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7) - 3 ~ (8) (略)	(略)

### 第3章 協定の締結手続き等

#### 第1節 事前調査

(事前調査の申込み)

第11条 当社は、接続申込者が、当社の指定電気通信設備とその接続申込者の電気通信設備との接続を申込み場合は、その接続の可否、接続可能時期、当社の指定電気通信設備(ソフトウェアを含みます。以下この章(第2節を除きます。))において同じとします。)の設置又は改修の要否及びその接続に係る概算費用の算定等の検討(以下「事前調査」といいます。)を行います。

2 ~ 4 (略)

#### 第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(接続申込者が、D S L回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会(以下「T T C」といいます。))においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを、I P o E方式による接続(インターネット接続サービスを提供する協定事業者がI P通信網との接続をI P v 6アドレスにより行うも

(7) I S P接続用ルータ	関門系ルータ(他の電気通信事業者の電気通信設備と中継局ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される中継局ルータ(他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限り、)をいいます。以下同じとします。)のうちI S P接続用ルータ(中継局ルータであって、主としてインターネット接続サービスを提供する協定事業者が接続するためのものをいいます。以下同じとします。)におけるI P通信網終端装置(I P通信網との接続を行うために必要な当社が指定する装置及び当該装置を集約する装置をいいます。以下同じとします。)の他事業者側ポート(I P通信網への通信を実現するために電気通信回線を収容する1の単位をいいます。以下同じとします。)又は当該I P通信網終端装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7) - 2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち関門系ルータ(I S P接続用ルータを除きます。)におけるI P通信網間接続装置(I P通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤の他事業者側コネクタ又は当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7) - 3 ~ (8) (略)	(略)

### 第3章 協定の締結手続き等

#### 第1節 事前調査

(事前調査の申込み)

第11条 当社は、接続申込者が、当社の指定電気通信設備とその接続申込者の電気通信設備との接続を申込み場合は、その接続の可否、接続可能時期、当社の指定電気通信設備(ソフトウェアを含みます。以下この章(第2節を除きます。))において同じとします。)の設置又は改修の要否及びその接続に係る概算費用の算定等の検討(以下「事前調査」といいます。)を行います。この場合において、接続申込者がI P o E接続(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちI P o E方式で接続するものをいい、I P通信網との接続をI P v 6アドレスにより行うものに限り、)をいいます。以下同じとします。)を申込み際に、I P o E接続を行っている協定事業者(当社からI P o E接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。)の数が16に達しているときは、当社は当該接続を可能とするために必要な措置等の影響を検討します。

2 ~ 4 (略)

#### 第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(接続申込者がD S L回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会(以下「T T C」といいます。))においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを含みます。)

のみに限ります。以下「IPoE接続」といいます。)を要望する場合には、IPoE接続を行っている協定事業者(当社からIPoE接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。)の数が16に達しているときを、それぞれ含みます。)

(2)～(4) (略)

#### 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条 (略)

(1)～(4) (略)

(2)～(4) (略)

#### 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) PPPoE方式による接続(以下「PPPoE接続」といいます。)に係るIP通信網終端装置(増設基準を設けないものを除きます。以下この号において同じとします。)の増設の申込みがあった場合において、増設基準(当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定めるIP通信網終端装置の増設に係る基準をいい、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。以下同じとします。)を満たさないとき

#### 第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き

(優先パケット機能の接続に係る管理方針)

第34条の14 当社は、特定のパケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能(以下、「優先パケット機能」といいます。)との接続にあたり、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

(1)通信の秘密を確保すること

(2)優先パケット機能を利用する協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと

(3)優先パケット機能を利用した通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと

2 当社は、端末系交換機能第10欄イ欄及びルーティング伝送機能第2欄イ欄(以下、「優先クラス通信機能」といいます。)との接続にあたって、1回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとします。この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1(1Gbit/sのプラン2を除きます。)、メニュー5-2及びメニュー5-4(以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。)の場合は1Mbit/s(音声のみに利用する場合は4Mbit/s)、メニュー5-1の1Gbit/sのプラン2(以下、「ビジネスタイプ」といいます。)の場合は10Mbit/s(音声のみに利用する場合は12Mbit/s)とします。

3 当社は、優先クラス通信機能との接続にあたって、接続申込者が指定する優先クラス通信機能に係る通信宛先アドレスと1回線あたりの優先クラスの利用帯域の組み合わせ(以下「設定パターン」といいます。)を一般収容局ルータに設定するものとします。この場合において、設定可能な上限数は、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合、ビジネスタイプの場合それぞれ13とします。

4 接続申込者は、前2項の場合において、上限を超えた接続を要望する場合は、第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行うものとし、当社は、上限の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の上限を規定します。

(優先クラス通信機能の接続申込み)

第34条の15 優先クラス通信機能の利用を開始する接続申込者は、第11条(事前調査の申込み)に定める事前調査を行う際に、事前調査申込書と併せて別表3(様式)様式第8別紙5を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

2 前項の場合において、当社は、以下の各号に定める上限の範囲で優先クラス通信機能を利用することが

## 第5章 協定の締結・解除等

(当社が行う協定の解除)

第45条 当社は、第60条(接続の停止)の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。ただし、第60条第1項の表中第4欄の規定により接続を停止された協定事業者との間で締結している協定を解除する場合は、当該協定事業者が第50条の4(IPoE接続に係る責務)の規定に違反している事由が解消されていない旨を総務大臣が認めるときに限るものとします。

## 第6章 責務

### 第1節 責務

(トラヒック又は回線数等の通知)

#### 第50条

1～2 (略)

3 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を利用する協定事業者(当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第26-2欄において同じとします。)は、当社が定める期日までに、別表3(様式)様式第24-4の書面により、見込み需要(各月末の契約数(協定事業者が一般収容局ルータ優先パケット識別機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1(網使用料)1(適用)第26-2欄及び2(料金額)2-1第6欄において同じとします。))及び各月の送受信データ量(一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能により送受信するデータ(Mbit単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。))の量をいいます。以下同じとします。))とします。以下第69条及び第74条において同じとします。)を当社に通知することを要しま

できる旨の回答を行うものとします。

(1) 1回線あたりの優先クラスの利用帯域が、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプびマンションタイプの場合は1Mbit/s(音声のみに利用する場合は4Mbit/s)以下、ビジネスタイプの場合は10Mbit/s(音声のみに利用する場合は12Mbit/s)以下であること

(2) 一度に申込む設定パターン数が、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ2(その申込み以前に接続申込みを行い、未だ優先クラス通信機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで2とします。)以下であること

3 協定事業者(当社が優先クラス通信機能の利用に係る接続申込みを承諾した協定事業者をいいます。以下この条において同じとします。)は、回線ごとに優先クラス通信機能の利用を申込む場合は、当社に対し、優先クラス通信機能を付加するにあたり必要な契約者情報等(当社は、その申込みに必要な情報について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。)を通知することを要します。

4 前項の場合において、当社は、協定事業者が通知した内容と当社が保有する優先クラス通信機能を付加する回線の契約者情報及び別表3様式第8別紙5の記載内容が一致したときは、その申込みを承諾するものとし、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事を行うものとします。

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の協定事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合又はIP通信網を利用した電気通信サービスに輻輳等の影響を与えるおそれがある場合等の特別の事情のあるときは、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事ができない場合があります。

## 第5章 協定の締結・解除等

(当社が行う協定の解除)

第45条 当社は、第60条(接続の停止)の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。

## 第6章 責務

### 第1節 責務

(トラヒック又は回線数等の通知)

#### 第50条

1～2 (略)

3 優先クラス通信機能を利用する協定事業者(当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第8-11欄において同じとします。)は、当社が定める期日までに、別表3(様式)様式第24-4の書面により、見込み需要(各月末の契約数(協定事業者が端末系交換機能第10欄イ欄を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1(網使用料)1(適用)第8-11欄及び2(料金額)2-2第10欄イ欄において同じとします。))及び各月の送受信データ量(ルーティング伝送機能第2欄ウ欄により送受信するデータ(Mbit単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。))の量をいいます。以下同じとします。))とします。以下第69条及び第74条において同じとします。)を当社に通知することを要しま

す。

( I P o E 接続に係る責務)

第50条の4 I P o E 接続を行っている協定事業者(当該接続に係る接続申込者を含みます。)は、I P o E 接続に関する協定等(I P 通信網とのI P o E 接続に係る機能により提供される接続機能に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下同じとします。)の締結等について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと。
- (2) 特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと。

第9章 接続等の一時中断、停止及び中止

(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります(表中第2欄の場合において、新たな接続申込みに関し限り債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。)

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 第50条の4(I P o E 接続に係る責務)の規定に違反している旨を総務大臣が認めたとき。	その違反の事由が解消された旨を総務大臣が認めるまでの間
(5) (略)	(略)

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

- (1)～(2) (略)
- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、D S L 回線管理機能、D S L 回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、I P 通信網回線管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

- (4) ルーティング伝送機能第6欄又は第7欄の場合

前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。)を含む月までの

( I P o E 接続に係る責務)

第50条の4 I P o E 接続を行っている協定事業者(当該接続に係る接続申込者を含みます。)は、電気通信事業者がI P o E 接続に係る接続又は卸電気通信役務の提供を請求する場合において、I P o E 接続を開始するまでに次の各号に掲げる事項について整備し、公表するものとします。

- (1) I P o E 接続に係る接続又は卸電気通信役務の概要
- (2) I P o E 接続に係る接続又は卸電気通信役務の利用に係る問い合わせ窓口等の情報開示の手続き
- (3) I P o E 接続に係る接続又は卸電気通信役務の提供を請求し当該請求への回答を受ける手続き

第9章 接続等の一時中断、停止及び中止

(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります(表中第2欄の場合において、新たな接続申込みに関し限り債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。)

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 削除	
(5) (略)	(略)

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

- (1)～(2) (略)
- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、D S L 回線管理機能、D S L 回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、I P 通信網回線管理機能、波長多重機能、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能又は特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

- (4) 端末系交換機能第10欄イ欄又はルーティング伝送機能第2欄ウ欄の場合

前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。)を含む月までの

期間  
2～5 (略)

### 第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(19) (略)

(20) その協定事業者が光信号端末回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。)、光信号中継回線(光信号中継伝送機能に係るものに限ります。)、光信号局内回線(光信号局内伝送機能に係るものに限ります。)又はルーティング伝送機能(関門交換機接続ルーティング伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を除きます。)に係る回線(以下「IP通信網回線」といいます。)の設置の申込みの承諾を受けたとき。

### 第4節 料金の計算及び支払い

(網使用料の実績に基づく精算)

第74条 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)に規定するルーティング伝送機能第6欄又は第7欄について、その事業年度の見込み需要の実績値(以下この条において「当年度実績」といいます。))を把握したときは、第69条(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)第3項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算のための網使用料により計算した網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

2 送受信データ量の実績値は、当社の電気通信設備が優先パケット(技術的条件集別表26.5に規定する優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下同じとします。)を送受信した量とし、当社の機器により把握します。

### 第16章 雑則

(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)

第99条の8 当社は接続協議等に関する情報については、その情報を冊子により接続事業者へ公表するとともに、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。また、接続約款に規定された接続料並びに当社の通信用建物、管路、とう道及び電柱に接続に必要な装置等を設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報についても、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

期間  
2～5 (略)

6 前項までの規定にかかわらず、接続申込者が負担すべき網使用料(料金表第1表第1(網使用料)に規定する中継系交換機能第4欄イ欄に係るものに限ります。)については、この約款において料金表第1表第2(網改造料)に規定する網改造料と同様に取扱いします。

### 第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(19) (略)

(20) その協定事業者が光信号端末回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。)、光信号中継回線(光信号中継伝送機能に係るものに限ります。)、光信号局内回線(光信号局内伝送機能に係るものに限ります。)又はその他の機能第24欄、第25欄若しくはルーティング伝送機能第1欄オ欄に係る回線(以下「IP通信網回線」といいます。)の設置の申込みの承諾を受けたとき。

### 第4節 料金の計算及び支払い

(網使用料の実績に基づく精算)

第74条 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)に規定する端末系交換機能第10欄イ欄又はルーティング伝送機能第2欄ウ欄について、その事業年度の見込み需要の実績値(以下この条において「当年度実績」といいます。))を把握したときは、第69条(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)第3項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算のための網使用料により計算した網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

2 送受信データ量の実績値は、当社の電気通信設備が優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットを送受信した量とし、当社の機器により把握します。

### 第16章 雑則

(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)

第99条の8 当社は、接続協議等に関する情報について、当該情報をまとめた一の集合物により、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

2 当社は、接続約款に規定された接続料並びに当社の通信用建物、管路、とう道及び電柱に接続に必要な装置等を設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報について、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

(優先クラス通信機能に係る情報の提供)

第99条の14 当社は、次の各号に規定する情報を協定事業者(接続申込者を含みます。))が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1) 優先クラス通信機能の利用開始可能時期に係る情報

料金表  
通則

(消費税相当額の加算)

第 64 条 (定額制の網使用料の支払義務) から第 68 条 (手続費の支払義務) までの規定、第 95 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額 (当社の契約約款の料金表に定める料金を準用する場合は、消費税相当額を含まないものを準用するものとします。) に消費税相当額を加算した額とします。

第 1 表 接続料金  
第 1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(4) (略)	(略)

(2) 第 34 条の 14 第 3 項に定める設定パターンの利用可能残数

( I P 通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等)

第 102 条 接続申込者が、第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 7 欄又は第 7-2 欄での接続の申込みと併せて I P 通信網県間区間伝送路の接続を申込みの場合において、I P 通信網県間区間伝送路の接続に係る手続き等は、第 11 条 (事前調査の申込み)、第 12 条 (事前調査の受付及び順番)、第 13 条 (事前調査の回答)、第 21 条 (接続申込み)、第 22 条 (接続申込みの承諾)、第 38 条 (標準的接続期間)、第 40 条 (協定の単位) から第 46 条 (協定の消滅) 及び第 99 条の 8 (接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供) 第 1 項の規定を準用します。

2 前項に規定する申込みがあった場合であって、I P 通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答が第 5 条第 1 項の表中第 7 欄又は第 7-2 欄での接続に係る事前調査の回答より遅かったときは、第 21 条第 1 項及び第 3 項に規定する期限を、I P 通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答を受けた後 1 ヶ月以内とします。

料金表  
通則

(消費税相当額の加算)

1 第 64 条 (定額制の網使用料の支払義務) から第 68 条 (手続費の支払義務) までの規定、第 95 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額 (当社の契約約款の料金表に定める料金を準用する場合は、消費税相当額を含まないものを準用するものとします。) に消費税相当額を加算した額とします。

(適用欄の取扱い)

2 接続申込者は、この料金表の適用によらない接続を要望する場合は、第 11 条 (事前調査の申込み) に規定する事前調査の申込みを行うものとします。

第 1 表 接続料金  
第 1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(4) (略)	(略)

(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、2（料金額）2-8（第4欄及び第5欄を除きます。）又は2-11（第12欄から第20欄を除きます。）に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。
(6)～(8)-10 (略)	(略)
(9)～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金の適用	DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。
(24)～(26) (略)	(略)

(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア 協定事業者は、2（料金額）2-8（第4欄及び第5欄を除きます。）又は2-11（第12欄から第20欄を除きます。）に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。 イ 2-2第9欄若しくは第10欄（イ欄を除きます。）、2-4第4欄（イ欄を除きます。）、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄（ウ欄を除きます。）に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7) 2-2第9欄ア欄及び第10欄ウ欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄 (4) 2-2第9欄イ欄及び第10欄ア欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄 (ウ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄ア欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄
(6)～(8)-10 (略)	(略)
(8)-11 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2（料金額）2-2第10欄イ欄及び2-13第2欄ウ欄については、組み合わせで適用します。 イ 2-2第10欄イ欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数（第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 ウ 2-13第2欄ウ欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み送受信データ量（第50条第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。
(9)～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金の適用	DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-11第24欄、第25欄若しくは2-13第1欄才欄に規定する機能を利用する場合に適用します。
(24)～(26) (略)	(略)

(26)-2 ルーティング伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続する一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能については、組み合わせて適用します。</p> <p>イ 一般収容局ルータ優先パケット識別機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数（第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>ウ 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み送受信データ量（第50条第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p>
(27)～(31) (略)	(略)

(26)-2 削除	
(27)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	<p>ア 関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合に限りです。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる平成30年4月1日時点のIP通信網終端装置（IPoE方式で接続するものに限りです。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成30年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p> <p>イ 前欄に規定する料金について、複数の協定事業者が同一の設置場所の区分でIP通信網終端装置を利用する場合は、各協定事業者と協議の上、その区分のIP通信網終端装置の利用状況に応じて、2（料金額）2-4第4欄に掲げる料金額について、料金表第1表第2（網改造料）1（適用）第2欄の規定を準用して按分した額を、各協定事業者に適用します。また、当社は、その具体的な按分方法及び各協定事業者に適用する按分後の額について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p>



2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,775 円	_____
		イ 200Mbit/s から1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,125 円	

2-1-1-1の2～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,867 円	_____
		イ 200Mbit/s から1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,272 円	

2-1-1-1の2～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア イ以外のもの	1装置ごとに月額	405,252円	_____
		イ 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	430,556円	
(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット(最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、	ア SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに	1.85 円	_____
		イ 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	1.98 円	

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	

	同じとします。)等 を識別する機能	ウ アイ以外の もの	1 装置ごとに月 額	8,071 円	
--	----------------------	---------------	---------------	---------	--

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考		
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(4) 関門系 ルータ 交換機 能	関門系ルータ で接続する場 合における当 該関門系ルー タにより通信 の交換を行う 機能	ア 第5条(標準的な接続箇 所)第1項の表中第7欄で 接続するものうちPP PoE方式で接続する場 合	1 装置ご とに月額	330,747円		
		イ 第5条(標 準的な接続 箇所)第1項 の表中第7 欄で接続す るものう ちIPoE 方式で接続 する場合	大阪府内 の設置場 所におい て接続す る場合	月額	12,670,917 円	平成30年 4月1日 時点から IPoE 接続を利用 している 協定事業 者に適用 します。
			兵庫県内 の設置場 所におい て接続す る場合	月額	3,375,667 円	平成30年 4月1日 以降当社 の準備が 整った時 点からIP oE接続 を利用し ている 協定事業 者に適用 します。

			愛知県内の設置場所において接続する場合	月額	3,375,667 円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からI PoE接続を利用している協定事業者に適用します。
			広島県内の設置場所において接続する場合	月額	3,375,667 円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からI PoE接続を利用している協定事業者に適用します。
			福岡県内の設置場所において接続する場合	月額	3,375,667 円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からI PoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,562,500円	

2-5~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	226,111円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	75,653円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	98,863円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	115,517円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	129,362円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	141,022円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	151,121円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	160,596円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	169,134円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	177,048円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	184,338円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	241,315円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	282,683円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	316,560円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	345,442円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	371,203円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	394,778円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	416,169円
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	435,998円		
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	454,892円		
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	601,369円		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	709,763円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	800,052円		

2-4の2 音声パケット変換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
音声パケット変換機能	1GSで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0020585円	

2-5~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	302,083円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	103,583円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	133,960円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	156,008円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	174,111円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	189,145円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	202,426円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	214,391円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	225,480円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	235,693円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	245,467円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	318,658円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	371,246円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	414,190円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	450,997円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	483,421円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	513,214円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	539,939円
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	565,349円		
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	588,567円		
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	771,212円		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	906,076円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,017,269円		

		5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	878,790円	
		6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	949,413円	
		7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,014,416円	
		8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,074,738円	
		9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,131,313円	
		10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,185,079円	

		5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,113,995円	
		6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,200,640円	
		7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,279,832円	
		8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,353,764円	
		9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,422,874円	
		10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,488,039円	

2-6の3-3 単料料金区域における通信に係る部分の料金額

単料料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	175,802円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	229,733円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	268,430円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300,598円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	327,689円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	351,152円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	373,165円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	393,001円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	411,387円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	428,322円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	560,672円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	656,751円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	735,420円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	802,482円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	862,291円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	917,021円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	966,673円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,012,698円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,056,547円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,396,380円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,647,711円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,856,967円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,039,383円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,202,939円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,353,436円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,493,053円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,623,964円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,748,346円		

2-6の3-3 単料料金区域における通信に係る部分の料金額

単料料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	226,098円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	292,387円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	340,494円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	379,988円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	412,784円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	441,752円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	467,850円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	492,033円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	514,303円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	535,616円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	695,154円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	809,716円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	903,225円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	983,337円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,053,880円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,118,681円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,176,784円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,232,015円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,282,462円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,678,798円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,970,827円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,211,182円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,419,957円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,606,723円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,777,221円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,936,236円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,084,724円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,224,600円		

2-7 (略)

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)~(23) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区 分		単 位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0.61622円	

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)~(23) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(24) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,713,882円	—
(25) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	4,229,167円	—
(26) 閉門交換機接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット変換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.61622円	—
		1秒ごとに	0.0043684円	—

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,514,714円	
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	4,041,667円	
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 削除				
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.62240円	
		1秒ごとに	0.0060566円	
(6) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、一般収容局ルータにおいて、優先パケットを識別する機能	1契約数ごとに月額	1.88円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換又は伝送を行う機能(優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。)	ア 最優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00033706円
		イ 高優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00032582円
		ウ 優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00028088円
		エ ベストエフォートクラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00028088円

(7) 一般中 継局ルータ 優先パケッ トルーティ ング伝送機 能	第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第7欄で接続し、ISP接 続用ルータと一般収容局ルータの 間において、IP通信網(専らIP 電話の提供の用に供するものを 除きます。)を利用した優先パケ ットに係る交換及び伝送を行う機 能	1Mbitまで ごとに月額	0.037654円	IPoE接 続を利用し ている協定 事業者に適 用します。
--	---	------------------	-----------	---

第2 網改造料

1 適用(略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	内 容	備 考
(1)~(50) (略)	(略)	(略)
(51) IP通信網との接 続に係る機能(IPoE 接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接 続(PPPoE方式により行うものに限ります。 。)のためのインタフェースを付与する機 能 イ IP通信網間接続装置に協定事業者との 接続のためのインタフェースを付与する機 能 ウ IP通信網終端装置においてPPPoE 方式による接続を行うための機能	
(52)~(60) (略)	(略)	(略)
(61) IP通信網とのIP oE接続に係る機能	IPoE接続を行うための機能	
(62)~(66) (略)	(略)	(略)
(67) 優先パケットの利 用に係る機能	優先パケットを利用した通信を行うにあたり、 協定事業者の契約者ごとの申込受付及び一般 収容局ルータへの回線情報の設定並びに送受 信データ量の把握を行う機能	IPoE接続を利用 している協定事業者 に適用します。

別表1 接続により提供する機能

1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
(略)	(略)	(略)
端末系交換機能	加入者交換機(当社が別に定める簡易型交換機を含みま	

第2 網改造料

1 適用(略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	内 容	備 考
(1)~(50) (略)	(略)	(略)
(51) IP通信網との接 続に係る機能(IPoE 接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置(ウに定めるもの以外) に協定事業者とのPPPoE接続のため のインタフェースを付与する機能 イ IP通信網間接続装置に協定事業者との 接続のためのインタフェースを付与する機 能 ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けない ものに限ります。)においてPPPoE接続 を行うための機能	
(52)~(60) (略)	(略)	(略)
(61) IP通信網とのIP oE接続に係る機能	IPoE接続を行うための機能(料金表第1表 第1(網使用料)2-4中継系交換機能のうち 閉門系ルータ交換機能に係るもの(IPoE方 式で接続する場合に限ります。)を除きます。)	
(62)~(66) (略)	(略)	(略)
(67) 優先クラスの利用 に係る機能	優先クラス通信機能を利用した通信を行うに あたり、協定事業者の契約者ごとの申込受付 及び一般収容局ルータへの回線情報の設定並び に送受信データ量の把握を行う機能	IPoE接続を利用 している協定事業者 に適用します。

別表1 接続により提供する機能

1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
(略)	(略)	(略)
端末系交換機能	加入者交換機(当社が別に定める簡易型交換機を含みま	



	す。)により相互接続通信の交換を行う機能	
(略)	(略)	(略)
中継系交換機能	市外中継交換機により相互接続通信の交換を行う機能	

別表2 (略)

別表3 様式  
様式第1～第24-3 (略)

様式第24-4 (第50条第3項関係)

一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能  
に係る見込み需要通知書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)

	す。)又は一般収容局ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	
(略)	(略)	(略)
中継系交換機能	市外中継交換機又は閥門系ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	

別表2 (略)

別表3 様式  
様式第1～第7-7 (略)  
様式第8 (略)  
様式第8別紙1～別紙4 (略)

様式第8別紙5 (第34条の15関係)

優先クラス通信機能の利用に係る具体的内容

項目	具体的内容
1. 需要	
(1) サービス開始後3年間の提供予定回線数	1年後( 年 月末) : 回線 2年後( 年 月末) : 回線 3年後( 年 月末) : 回線
(2) 利用種別	音声 / データ
(3) 音声利用の場合	1契約あたりのチャネル数 : ch 1チャネルあたりの平均利用帯域 : Mbit/s 呼率(1チャネルあたりの月間通話時間) : 秒
2. 設定内容	
(1) 通信宛先アドレス ( IPv6 アドレス/プレフィックス長)	IPv6 アドレス : プレフィックス長 : /
(2) 1回線あたりの優先クラスの利用帯域	Mbit/s ( IP 通信網サービスの品目ごとに記載)

様式第24-4 (第50条第3項関係)

優先クラス通信機能に係る見込み需要通知書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第 3 項の規定により、一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る見込み需要について、以下の通り通知します。

## 1. 平成 年度の見込み年間契約数

	契約数（累計）
4 月末	回線
5 月末	回線
6 月末	回線
7 月末	回線
8 月末	回線
9 月末	回線
10 月末	回線
11 月末	回線
12 月末	回線
1 月末	回線
2 月末	回線
3 月末	回線

## 2. 平成 年度の見込み年間送受信データ量

	送受信データ量
4 月	Mbit
5 月	Mbit
6 月	Mbit
7 月	Mbit
8 月	Mbit
9 月	Mbit
10 月	Mbit
11 月	Mbit
12 月	Mbit
1 月	Mbit
2 月	Mbit
3 月	Mbit

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 契約数（累計）は、一般収容局ルータ優先パケット識別機能を利用したサービスを提供する IP 通信網サービスの回線数を記入すること

氏名

印

貴社接続約款第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第 3 項の規定により、優先クラス通信機能に係る見込み需要について、以下の通り通知します。

## 1. 平成 年度の見込み年間契約数

	契約数（累計）
4 月末	回線
5 月末	回線
6 月末	回線
7 月末	回線
8 月末	回線
9 月末	回線
10 月末	回線
11 月末	回線
12 月末	回線
1 月末	回線
2 月末	回線
3 月末	回線

## 2. 平成 年度の見込み年間送受信データ量

	送受信データ量
4 月	Mbit
5 月	Mbit
6 月	Mbit
7 月	Mbit
8 月	Mbit
9 月	Mbit
10 月	Mbit
11 月	Mbit
12 月	Mbit
1 月	Mbit
2 月	Mbit
3 月	Mbit

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 契約数（累計）は、優先クラス通信機能を利用したサービスを提供する IP 通信網サービスの回線数を記入すること

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

(網改造料に関する経過措置)

2 料金表第1表第2（網改造料）第51欄ウ欄の対象となるIP通信網終端装置は、PPPoE方式による接続をしている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、同欄ア欄の対象となるIP通信網終端装置は、ウ欄の対象となるIP通信網終端装置を除きます。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額及び第2項の料金額については平成30年4月1日に遡及して適用します。ただし、この改正規定のうち、料金表第1表第1（網使用料）2-4第4欄イ欄（大阪府内の設置場所において接続する場合を除きます。）については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

(経過措置)

2 接続申込者及び協定事業者が、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものに限り。）において、一般中継局ルータ等により通信の交換又は伝送を行う機能を利用する場合については以下の通りとします。

(1) 適用

次号に規定する一般中継系ルータ交換伝送機能については、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2料金額2-2第9欄イ欄に規定する端末系ルータ交換機能及び第10欄ア欄に規定する一般収容局ルータ優先パケット識別機能、2-4第1欄に規定する中継交換機能、2-4の2に規定する音声パケット変換機能及び2-7の2に規定するSIPサーバ機能を全て組み合わせで利用することとし、料金表第1表第1（網使用料）2-1第26欄を適用することとします。

(2) 料金額

区 分		単 位	料金額	備考
IP電話に係る一般中継系ルータ交換伝送機能	IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものに限り。）において一般中継局ルータ等により、通信の交換又は伝送を行う機能	1Mbitまでごとに月額	0.00200286円	

※二重下線部は、平成29年12月18日西設相制第000086号にて認可申請中です。

※二重波下線部は、平成29年12月18日西設相制第000086号にて認可申請中のもので、本申請（平成30年3月16日西設相制第5号）にて認可申請するものです。